

「淡路多文化共生モデルの構築」

報 告 書

平成 21 年 3 月

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

「淡路多文化共生モデルの構築」報告書目次

はじめに	2
第Ⅰ部 淡路島の潜在力をどう生かすか	
第1章 調査研究の目的と基本的視座	3
第2章 研究の背景—東アジアと日本の中の淡路島の位置—	6
第Ⅱ部 淡路島の産業は再び開花するか—実地調査から考える—	
第3章 農業における現状と可能性	21
第4章 製造業における現状と可能性	27
第5章 観光サービス産業における現状と可能性	30
第6章 医療・介護・福祉サービス業における現状と可能性	33
第7章 明石海峡大橋の通行料金の現状と可能性	38
第Ⅲ部 外国人研修・技能実習制度は機能するか	
第8章 外国人研修・技能実習制度の現状と可能性	42
第Ⅳ部 淡路島の国際展開にむけて	
第9章 中国への農業分野の直接投資の現状と可能性	58
第10章 製造業も、観光産業も—インドネシア・バタム島の複合戦略—	62
(補論) 経済特区について	68
第11章 アジアとの経済連携協定について—外国人看護師・介護福祉士の受入れ—	82
第Ⅴ部 「多文化共生モデル」に向けた提言	
第12章 淡路島の産業再生・多文化共生のための提案	91
参考文献一覧	98

19世紀半ばの江戸時代に、英国が淡路島を徳島藩から租借する申し出をしたものの、幕末の混乱のなかで、それが実現しなかったという逸話は、二重の意味を持っている。一面では、淡路島が、シンガポールや香港のように、長年の植民地支配を免れたということである。他面では、淡路島の経済・社会の発展において、国際的な接点を得る機会を長年にわたり失ったことである。

淡路島の発展は、徳島県から兵庫県への移管後も、歴史的な偶然に左右され続けてきたようにみえる。

淡路島には、長年、電池の製造拠点とその研究所がおかれてきた。しかし、そのきっかけは、企業の創始者が淡路島出身であったという要素に左右されていた。グローバル化の進展するなか、研究所と生産拠点の重心は、次第に神戸市や徳島市へ、さらに海外へと移っていく。

偶然に翻弄された出来事は、明石海峡大橋である。本四連絡橋のうち、早い時点で建設されながら、通行料金が著しく高く設定された結果、地元への経済効果は期待を裏切ることになった。

1990年代後半に、製造業の海外移転が急速になり、地方の製造業の立地が失われ、地域経済が疲弊した流れは変わっていない。しかし、21世紀になると、円安や地価低下、先端技術の海外への漏洩の危惧などから、製造業の「国内回帰」の現象が顕著になった。淡路島の製造業の衰退傾向に歯止めがかからない背景に、せつかくの明石海峡大橋の利便性が低いこととも関係があると見られる。

淡路島にとっての最大の不幸は、1995年1月の阪神淡路大震災であった。この地震の震源の上にあったことが、その後も淡路島に大きくマイナスに作用した。復興は成し遂げられたが、現在の観光客は往年の半減の状態になっている。

幸運でありながら、これを生かせない例は、関西空港から直行すれば、30分で到達できる海上に存在する「地の利」である。アジアをはじめとする世界との関西の玄関にも、京阪神にも近い。しかし、淡路島は、その潜在力をまたもや発揮できず、成長するアジアとの堅固なつながりを形成することができない。

兵庫県は、淡路島の活性化のために、多くの事業を行い、資金をつぎ込んできた。それでも、淡路島が21世紀において、その潜在力を発揮できないのはなぜか。

私たち研究グループは、その間に対する答を求め、淡路島の潜在力を個別の産業の実態から実地で調査した。そして、この島を、21世紀の発展するアジア地域とつなぎ、その潜在力を生かし、アジア経済の発展のみならず、日本とアジア諸国の対等な協力関係及び真の和解の実現のため、役立てたいと心から願うようになった。その願いから、淡路島における「多文化共生」モデルを構築し、これを実現する方策を提案したい。

本研究は2年度に渡って実施された。その結果、今すぐ着手すべきことばかりでなく、淡路島住民に呼びかけステップを踏みながら実現すべきことも少なくないを考える。その意味で、本報告書には、極めて重要な事実発見や新たな事業の提案が含まれている。そのことについて、改めて、関係者の注意を特に喚起したい。

(文責:井口 泰)

第Ⅰ部 淡路島の潜在力をどう生かすか

最初に、本調査研究の目的と基本的な視座を明らかにし、報告書全体の見通しをよくするとともに、淡路島が、日本あるいは東アジアのなかで、どのような位置づけになっているのかを概観し、そこから、歴史の偶然に翻弄されながらも、淡路島が持つ潜在力は何かを考察する。

第1章 調査研究の目的と基本的視座

1 調査研究の目的

兵庫県では、少子高齢化による人口の減少が進行しているが、淡路島においては、県内でも特に少子高齢化が進んでおり、人口の減少傾向が顕著である。

淡路島内の人口減少は、地域経済の疲弊や労働力不足、地域コミュニティの弱体化等、多方面で大きな影響を及ぼし、今後30年間に見込まれる人口減少はこれまで以上に大きな影響を与える。

周辺のアジアの国々では、人口が急増する一方で社会資本は未整備であり、賃金水準も低いのに比して、日本では人口が減少する一方で社会資本は整備され、賃金水準も高い。今後、アジア諸国の経済水準が上昇するものの、依然として域内に大きな経済格差が残ると見込まれることから、アジアの国々から日本への送出圧力は依然として高水準で推移すると考えられる。

そこで、本調査研究では、少子高齢化に対応した先進的な地域政策を展開する場所として、特に淡路島を選び、周辺のアジアの国々と連携しつつ、国際的な人口移動を適切に制御しながら、世界に開かれた地域づくりによって地域経済・社会を活性化することを目的として、淡路多文化共生モデルの構築の検討を行った。

2 調査研究の内容

淡路多文化共生モデルの構築に当たっては、以下の各項目について具体的な実現可能性の検討を行う。

(1) 淡路島を知的創造の拠点とするための戦略－淡路島農業の知的財産を活用－

淡路島における中核的な産業は農業であることから、淡路島に蓄積された農業の知的財産を活用し、中国において現地農園を開設して生産を行い、同国やアセアン諸国の市場への拡販を行いながら、淡路島に農業研修生を受け入れるという施策を具体化する。これは、淡路島農業の知的財産を守りながら、自ら中国や東南アジア市場に進出し、国際的連携のもとで競争力を高め、淡路島の農業に新たなフロンティアを拓く戦略である。

(2) 淡路島を国際的な産業活動の拠点とするための戦略－海外人材と多文化共生の実験－

明石海峡大橋の通行料引下げは、淡路島民の悲願である。2008年秋のアメリカ発の金融危機に端を発した世界的な経済危機への対応として政府が打ち出した緊急経済対策の中で、期間を限定しつつ、通行料金の大幅な引き下げが行われることとなった。しかし、これはあくまでも暫定的な措置に過ぎない。2001年以降、製造業の「国内回帰」現象が日本国内に広がるなかで、淡路島には、まったく効果が及ばなかった背景として高額の通行料の影響は無視できない。

そこで、例えば、国際観光の場合に限定して大幅な料金免除を実現し、淡路島と京阪神との間の観光客の相互通行を円滑化すれば、淡路島を京都を含めた国際観光の一部に組み込むことが考えられる。国内市場のみに依存しては、淡路島の観光を復活させることはほとんど不可能であろう。

また、高齢化の進展と共に地域を支える主要なサービス業の一つとなりつつある医療・福祉・介護サービス業において、島外の医療・介護需要を取り込み、アジア諸国と人材面で積極的に連携することが考えられる。その際、施設、人材及びサービスの質を国内や世界にアピールすべきである。海外の看護師や介護福祉士を受け入れる場合、受け入れる施設だけでなく、受け入れる自治体を含め、地域で多文化共生施策を実践する絶好の機縁ともなろう。

さらに、製造業については、環境問題への関心の高まりを背景に、瀬戸内海地域を太陽光発電の中心として位置づけ、淡路島に太陽光発電技術のセンターを設置することが考えられる。その際にも、明石海峡大橋の通勤者に対する大幅割引を実現する必要がある。

(3) 淡路島を国際的な文化交流の拠点とするための戦略

淡路島を食文化や環境技術の普及などのための国際的な文化交流の拠点とする可能性についても検討する。

(4) 淡路島において多文化共生のモデル地域を構築する戦略

上記の各戦略の実現を図るうえで、外国人住民との多文化共生のための具体的な施策として、以下の項目のなかから、何が優先的に必要になるのかを検討していく。

- ア 企業などとの連携による外国人住民の日本語教育への参加奨励
- イ 外国人住民に対する「導入教育」の先駆的实施
- ウ 外国人の子どもたちに対する日本語教育の実践
- エ 外国人青年の進学及び雇用の促進
- オ 自治体による外国人登録・住民登録・社会保険などの統一データベース化
- カ 企業による外国人の雇用・労働条件に関する指針の遵守
- キ 業界を通じた労働者派遣業及び業務請負事業の労働条件の点検の実施
- ク 自治体による外国人の社会保険・国民健康保険などの加入徹底の指導
- ケ これら多文化共生施策の推進の中心的役割を担う「多文化マネジャー」の養成
- コ 将来における島内への「国際ハローワーク」（安定所・入管支所合同の出張所）開設
- サ 将来におけるインターナショナル・スクール誘致と公立学校との連携の検討
- シ 将来におけるインターナショナル・スクールへの支援策の検討
- ス 将来における開放的な外国人コミュニティの設立支援策の検討
- セ 将来における「外国人住民オンブズ・システム」の導入の検討
- ソ 将来における「多文化共生・市民協議会」の設置の検討など

3 調査研究の進め方

(1) 実態の把握

- ア 農業従事者の高齢化の実態及び農業分野における外国人研修生の受け入れ実態に関する農業関係者へのヒアリング
- イ 国際的な産業の連携に関する地元企業へのヒアリング
- ウ 新たな観光資源の創設やリゾートづくりなどに関する関係団体へのヒアリング
- エ 英国、中国、インドネシア及び沖縄県における経済特区制度の検証
- オ 看護師・介護福祉士の受け入れなど多文化共生への取り組みに関する調査

(2) 学識経験者・実務経験者からの意見聴取

東アジアの農業の活性化、農業・製造業関係の外国人研修・技能実習生、外国人看護師・介護福祉士の受け入れなどに関するヒアリング

(3) 地元におけるフォーラムの開催

アジアとの連携による淡路島の活性化や多文化共生における問題点や望ましいあり方などについて、学識経験者、関係自治体、地元住民などによるフォーラムを開催し、多角的な視点から検討を行う。

(4) 淡路島を知的創造の拠点、国際的な産業活動の拠点、国際的な文化交流の拠点とするための戦略の立案

(5) 淡路島において多文化共生のモデル地域を構築する戦略の立案

(6) 淡路多文化共生モデルの構築に向けた提言

様々な検討の成果をとりまとめ、淡路多文化共生モデルの構築に向けた政策提言を行う。

調査研究の体制

(担当研究員)

井口 泰 (財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 上級研究員

下村恒雄 (財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 研究主幹

第2章 研究の背景—東アジアと日本の中の淡路島の位置—

最初に、①東アジア、②日本、そして③淡路島のそれぞれについて、1) 少子・高齢化と総人口・外国人人口の動向、2) 経済及び産業動向および食料自給率の動向を展望し、本研究を推進する上の基本認識を整理しておきたい。

そのうえで、世界金融危機とアジア経済の現状を検討し、日本経済の再生とアジアにおける循環移民の実現可能性について論じてみたい。

1 東アジア、日本及び淡路島の人口変動と経済発展

(1) 総人口及び外国人人口状況

東アジア各国・地域では、経済発展とともに、急速な少子・高齢化が進んでいる。しかし、その動向は、各国・地域のおかれた文化的・社会的な条件によって、かなり相違している。2005～2006 年における合計特殊出生率の状況を見てみると、日本は 1.32、韓国は 1.13、台湾は 1.12、香港は 0.98 と極めて低くなっており、いずれも人口置換水準を下回る「超少子化」の状況となっている。これに対して、インドネシアは 2.3、マレーシアは 2.8、フィリピンは 3.0、ベトナムは 2.2、インドは 2.9 と今後も人口増加が続く。

表 2-1 アジアの主な国・地域の人口及び合計特殊出生率

国・地域		人口(万人)	(年次)	合計特殊出生率	(年次)
東アジア	日本	12,797	2007年	1.32	2006年
	中国	132,863	2007年	1.7	2005年
	韓国	4,822	2007年	1.13	2006年
	北朝鮮	2,379	2007年	2.0	2005年
	モンゴル	263	2007年	2.3	2005年
	(香港)	721	2007年	0.98	2006年
	(台湾)	2,288	2006年	1.12	2006年
東南アジア	インドネシア	23,163	2007年	2.3	2005年
	マレーシア	2,657	2007年	2.8	2005年
	フィリピン	8,796	2007年	3.0	2005年
	シンガポール	444	2007年	1.25	2005年
	タイ	6,388	2007年	1.9	2005年
	ブルネイ	39	2007年	2.4	2005年
	ベトナム	8,738	2007年	2.2	2005年
	ラオス	586	2007年	4.6	2005年
	ミャンマー	4,880	2007年	2.2	2005年
	カンボジア	1,444	2007年	3.9	2005年
南アジア	インド	116,902	2007年	2.9	2005年
	パキスタン	16,390	2007年	4.0	2005年
	バングラデシュ	15,866	2007年	3.1	2005年

資料：人口は、台湾は内政部資料、その他の国・地域はUnited Nations “World Population Prospects 2006 Revision”。

合計特殊出生率は、日本は厚生労働省「人口動態統計月報(年計)概数」、韓国は韓国統計庁資料、香港は香港統計局資料、

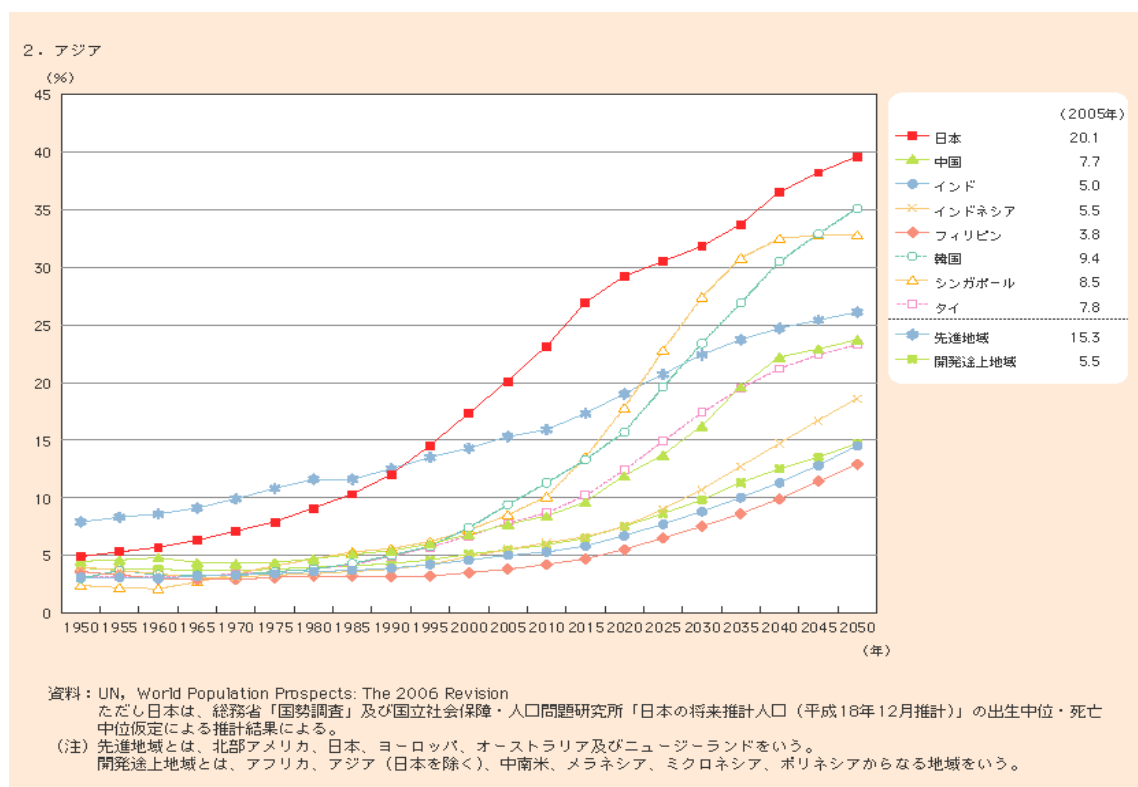
台湾は内政部資料、シンガポールはシンガポール統計局資料、その他の国・地域はWHO(世界保健機構)資料。

注：暫定値や推計値を含む。

(注) 平成19年度版「少子化白書」による

人口の少子化の進展は、長寿化の進展とあいまって、人口の高齢化を引き起こすと考えることができる。そこで、東アジア各国における高齢化率の今後の推移の状況は下図2-1のとおりである。特に、日本、韓国及びシンガポールは今後急速に高齢化の途を辿ることになるが、長期的には、中国やインドにも高齢化の波が押し寄せると予想される。

図2-1 東アジア(インドを含む)の高齢化率の予測



(注) 平成19年度版「高齢社会白書」による

少子高齢化は、東アジアにおいて今後急速に進んでいく。高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める比率）では、韓国はあと20年程度、中国も25年程度で、現在の日本の人口高齢化の水準に達する。

少子高齢化の進展するなかで、東アジア諸国の総人口は、日本で2005年以降に減少に転じ、韓国が次ぎ、中国でも2040年代に総人口が減少し、東アジア全体の人口減少が顕著になる。

具体的には、2000年の日本の人口は約1億2,800万人であるが、2050年には2割減少し約1億人となると予想されている。韓国でも、同じ期間に1割強減少し、中国も「一人っ子政策」の影響から、2025年と比べ2050年には約3%減少するとみられる。これに対し、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インドなどでは、2050年まで人口は増え続けると予測される。

表2-2 東アジア主要国及びインドの総人口推移

区 分	年央推計人口（千人）					年平均人口増加率（％）		
	1950 年	1975 年	2000 年	2025 年	2050 年	1950～55 年	2000～2005 年	2045～2050 年
日 本	83,625	111,524	127,897	121,614	102,511	1.43	-0.02	-0.78
中 国	554,760	927,808	1,312,979	1,445,782	1,408,846	1.87	0.58	-0.32
韓 国	18,859	35,281	47,870	49,019	42,327	2.55	0.33	-0.89
タ イ	20,607	42,180	63,003	68,803	67,376	2.84	0.66	-0.27
マレーシア	6,110	12,258	25,653	33,769	39,631	2.72	1.69	0.41
インドネシア	79,538	135,383	226,063	271,227	296,885	1.67	1.16	0.10
フィリピン	19,996	42,019	84,566	115,878	140,466	2.99	1.90	0.50
ベトナム	27,367	47,974	85,029	106,357	119,971	1.87	1.32	0.21
インド	371,857	613,767	1,134,403	1,447,499	1,658,270	1.73	1.46	0.32

（注）2006年国連世界人口予測（中位推計）による

こうした人口動態のなかで、移民人口（国連の定義では、1年以上、その者の国籍と異なる外国に滞在する者をいう）の動向をみてみよう。

表2-3 東アジア各国・及びインドの外国人人口の推移

区 分	外国人（1年以上滞在者）人口（人）						増加年率 （％）	総人口比率 （％）
	1960 年	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年	2005 年	1990～2005	2005 年
日 本	579,492	603,861	667,293	877,210	1,619,968	2,048,487	5.8	1.6
中 国	248,163	283,256	314,399	379,808	512,688	595,658	3.0	0.0
韓 国	135,551	179,873	528,810	572,053	568,071	551,193	-0.2	1.2
タ イ	468,730	374,119	533,912	390,870	843,783	1,050,459	6.8	1.6
マレーシア	56,895	736,323	789,130	1,014,149	1,392,355	1,639,138	3.3	6.5
インドネシア	1,859,446	1,170,220	756,851	465,612	329,654	159,731	-6.8	0.1
フィリピン	219,676	217,435	134,513	164,443	322,471	374,458	5.6	0.5
ベトナム	3,660	4,282	38,976	27,887	27,713	21,105	-1.8	0.0
インド	9,410,535	9,118,838	8,841,054	7,493,204	6,270,666	5,700,147	-1.8	0.5

（注）国連人口部推計（2006）に基づき井口作成。

このように、東アジアでは急速な人口の少子高齢化が進んでおり、これが、当該地域の労働需給のミスマッチを拡大させ、さらに、急速な経済発展が、労働市場での要素価格の格差をもたらす。その結果、国内で充足しない労働需要の充足のため、国外労働力を求めることになる。同時に、国外の労働力は、国際的な経済格差やネットワークを背景として、国境を越えることになる可以考虑することができる。

もっとも、ミスマッチ拡大が、そのまま、東アジアの経済発展や世代間利害に深刻な危機を及ぼすかどうかは明らかでないが、外国人政策は、送出国及び受入国の両方にとって、重大な関心事となっている。特に、需給ミスマッチの拡大が予想されるなか、東アジア域内の協力が進まなければ、人々が持っている潜在能力が十分に生かされず、特に、高度な人材については、域外に流出する傾向を強め、さらに、低熟練人材の過剰供給で送出圧力が高まる可能性もある。

このような事態に対処するには、地域レベルで人材ミスマッチ解消のため、人材開発や資格の相互認知、域内移動の円滑化協力を進め、欧米など域外に流出する人材のアジア帰還を促すための施策が不可欠である。それを、「人材開発・還流戦略」（井口 2001）と呼んでいる。

この間、少子高齢化に対応するため、域内各国は、可能な限り人口変動の影響を受けない社会保障制度を構築してシステムを持続可能なものにする必要がある。ただし、人材ミスマッチの解消は域内成長率を高め、社会保障制度の持続可能性を高めるうえで貢献するであろう。

（3）食料自給率の状況

東アジアのうち中国やインド等の人口超大国においては、急激な経済発展に伴い、小麦、大豆、トウモロコシなどの穀物需要が急激に増大している。さらに、トウモロコシや大豆は、世界的なバイオ燃料の原料としての需要が増大している。このほか、地球規模の気候変動の影響による豪州における大干ばつなどの影響も加わり、世界は穀物の争奪戦のような状況を迎える恐れがある。

現段階の東アジア主要国の穀物自給率をみるとマレーシア 27、韓国 28、日本が 27 など特に低くなっているが、人口大国である中国が 100、インドが 98 などとなり、その他の諸国も、80～90 程度となっている。

表2-4 東アジア諸国の穀物自給率(試算)

区 分	2003年 穀物自給率 (試算)
日 本	27
中 国	100
韓 国	28
タ イ	162
マレーシア	27
インドネシア	89
フィリピン	82
ベトナム	127
インド	98

資料出所: 日本・農林水産省平成18年度食料自給率レポート

2 日本全体の状況

(1) 人口・労働力人口と経済成長

わが国の日本人人口は、予測より1年早く、2005年に減少に転じた。しかし、それは、日本人の国外流出超過の影響が大きく、基本的には、2006年から、自然減の状況が明確になった。しかし、同年以降、外国人人口は入国超過であり、外国人登録人口も大幅(7万3,000人)増加していることから、1万9,000人程度の日本人の出生と死亡の差のマイナスを当面補填する機能を果たしている。

表2-5 日本人人口、外国人人口及び総人口の推移 (2001~2005)

区分	総人口(純増)	日本人人口	外国人人口(外国人登録人口)
2001	127,316,043 (390,200)	125,930,462	1,385,581 (1,778,462)
2002	127,485,823 (169,780)	126,052,603	1,433,220 (1,851,758)
2003	127,694,277 (208,454)	126,205,740	1,488,537 (1,915,030)
2004	127,786,988 (92,711)	126,265,648	1,521,340 (1,973,747)
2005	127,767,994 (-18,994)	126,204,902	1,563,092 (2,011,555)
2006	127,769,510 (1,516)	126,154,344	1,615,166 (2,084,919)

資料出所: 総務省統計局資料から井口作成。

また、わが国は、2002年ごろから、対中貿易などアジア貿易の急速な拡大によって、国内の需要回復の下支えを得ることにより、経済成長率をようやく回復しつつある。また、対外直接投資は、高水準で推移しているが、国内の生産拠点を拡充する動きもみられるようになり、製造業では、2006年には雇用が15年ぶりに増加に転じた。こうしたなかで、永住権取得者を含めた日系人の雇用は30万人を超え、外国人研修生と技能実習生を合わせた人数も、ほぼ15万人を突破した。

こうして、2006年の外国人労働者数の推計は、特別永住者を除くと93万人、外国人登録者総数では、208万人と、過去最高になったとみられる。

表2-6 日本経済の成長率、国内の雇用・失業及び海外日系企業の雇用

(単位:千人)

区 分	1998	2000	2002	2004	2006
実質 GDP 成長率	-2.0	2.9	2.7	2.4	2.1
国内労働力人口	67,930	67,660	66,890	66,420	66,570
就業者数	65,140	64,460	63,300	63,290	63,820
完全失業率 (%)	4.1	4.7	5.4	4.7	4.1
外国人労働者数	660	750	830	900	930
海外の日系企業における雇用者数	2,385	3,161	3,175	3,766	4,356
アジアの日系企業の雇用者数 (日本人派遣者数)	1,880 (26.6)	2,065 (25.5)	2,225 (26.2)	2,499 (25.4)	2,704 (27.4)

資料出所:総務省統計局『労働力調査』 東洋経済新報社『海外進出日系企業総覧』(2007)をもとに、井口作成。

注:外国人労働者数は筆者推定で特別永住者を含まない。

表2-7 わが国の外国人労働者(特別永住者を除く)の推移(推計)

区 分	1990	1995	2000	2003	2004 (7)	2005 (7)	2006 (7)
就労目的の在留 資格保持者	67,983	125,726	154,748	185,556	192,124	180,465	171,781
技能実習生など (1)	3,260	6,558	29,749	53,503	63,310	87,324	97,476
留学就学生の資格外活動 (2)	10,935	32,366	59,435	98,006	106,406	96,959	103,595
日系人労働者 (3)	71,803	193,748	220,844	239,744	231,393	239,259	241,325
不法 不法残留者 (4)	106,497	284,744	219,418	207,299	193,745	207,299	193,745
就労 資格外活動者	-	-	-	-	-	-	-
一般永住者 (5)	-	17,412	39,154	86,942	101,904	113,899	128,441
合計 (6)	260,000 + α	620,000 + α	750,000 + α	870,000 + α	900,000 + α	920,000 + α	930,000 + α

出所:厚生労働省推計及び井口(2007年12月)推計

注 1)ワーキングホリデーや外交官などの家庭のメイドを含む。2)留学生又は就学生で、地方入国管理局から資格外活動の許可を得て就労する者。3)日系人労働者は、「日本人の配偶者等」又は「定住者」といった在留資格を有し、日本国内での活動に制限がなく、就労していると推定される者をいう。4)資格外活動で不法就労する者の総数は、推定が困難である。5)特別永住者(在日韓国・朝鮮人など)を含まない。6)1990年の数値には、永住権を有する外国人を含まない。7)2004年から2006年は、筆者の推計値である。2003年以前は厚生労働省の推計値である

(2)食糧自給率

わが国では、輸入小麦の政府売渡価格を2007年10月から前期比平均10%引き上げ、2008年4月からさらに30%大幅に引き上げたため、パンや即席麺等の小麦製品の価格が引き上げられた。また、とうもろこし価格の高騰が畜産経営に影響を及ぼしているほか、輸入食肉やハム・ソーセージの価格が上昇し、米国における大豆からとうもろこしへの作付変換に伴い大豆価格が上昇した結果、食用油の値上げが行われた。なお、2008年秋以降の金融危機の影響により小麦の国際相場は下落し、輸入小麦の政府売渡価格は2009年4月から14.8%引き下げられる見

込みである。

農林水産省が作成した 2007 年度版食料需給表（概要）によると、日本における米の自給率は 94%（うち主食用は 100%）、小麦の自給率は 14%、大豆の自給率は 5%となっている。また、主食用穀物自給率は 60%、飼料用を含む穀物全体の自給率は 28%であり、穀物の輸入価格が高騰し、各方面に大きな影響が及んだ。ちなみに、1965 年度における小麦の自給率は 28%、大豆の自給率は 11%、主食用穀物自給率は 80%、飼料用を含む穀物全体の自給率は 62%であったので 40 年余の間に大幅に低下したことになる。

我が国の食料自給率は、2006 年度の食料自給率が供給熱量（カロリー）ベースで 39%となり、13 年ぶりに 40%を下回ったものの、2007 年度には 40%に回復している。

2006 年度の食料自給率が 39%に低下した要因としては、天候不順により砂糖や果実などの国内生産量が減ったほか、米の一人当たり消費量の減少が影響している。1965 年度には 70%を超えていた食料自給率は、食生活の欧米化により年々低下している。

農林水産省では、2015 年度までに自給率を 45%にするという目標を掲げているが、食生活の欧米化は進む一方であり、自給率の回復は容易ではない。

図2-2 我が国の食料自給率の推移

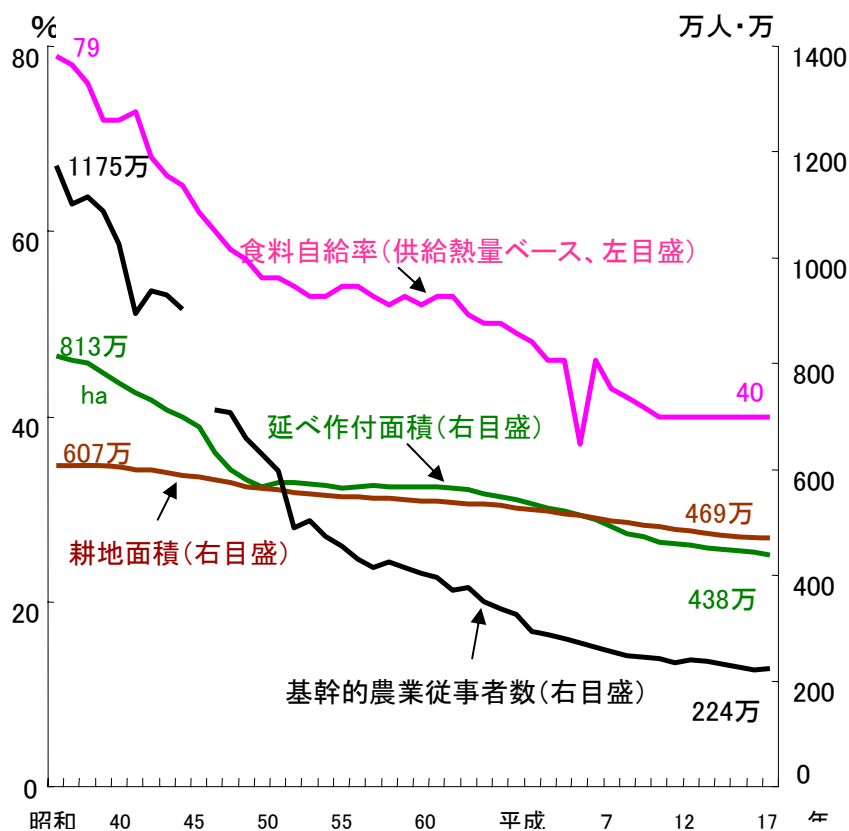


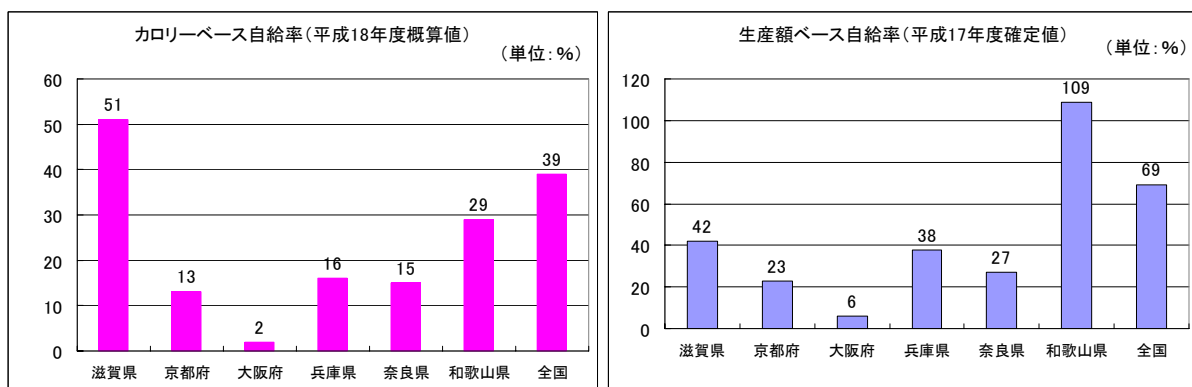
図2-3 府県別食料自給率

資料：農林水産省「食料需給表」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」

注1：昭和44年の基幹的農業従事者数は調査されていない。

注2：基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者を指す。

注3：食料自給率の17年度は概算である。



農林水産省がまとめた近畿の各府県における食料自給率は上記のグラフに示すとおりである。兵庫県の食料自給率は、生産額ベースでは38%と比較的高くなっているが、カロリーベースでは16%と比較的低くなっている。

3 淡路島の状況

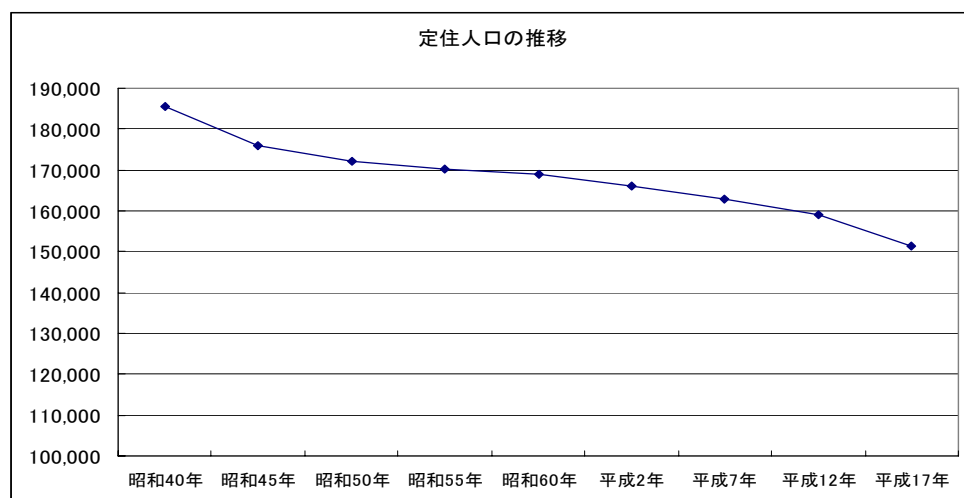
(1) 少子高齢化の現状

淡路島の人口は、戦前は約18～19万人でほぼ一定していた。終戦直後には帰省人口の増大などによって約23万人と急増したが、その後、島外への人口の流出が続き、2005年度国勢調査人口は151,391人で、県人口(5,590,601人)に占める割合は2.7%である。

日本全体では2005年から「人口減少社会」に入ったといわれるなか、淡路島においては、それ以前から人口は急速に減少し続けている。兵庫県統計課の推計人口で2009年1月1日現在の人口と、2008年1月1日現在の人口を比較すると1.1%の人口減となっており、県下地域別では、但馬地域や丹波地域と並んで減少率が高くなっている。

淡路島の市町は、2006年2月からは洲本市、南あわじ市及び淡路市の3市で構成されているが、2008年2月1日現在における高齢化率は、それぞれ、27.6%、27.7%、31.4%となっており、かなり高齢化が進んでいる。淡路島における定住人口は、2000年から5年間に7,720名減少しており、減少傾向にあったものが、さらに急激に減少しつつある。

図2-4 淡路島の定住人口の推移



資料出所:総務省統計局『国勢調査報告』(各年)

また、淡路島の高齢化率(H20.2.1現在)は28.9%で、全県(21.2%)を大きく上回り、但馬地域(29.2%)に次ぐ県下で2番目の高齢化が進んだ地域となっている。

表2-8 淡路島の人口とその高齢化(平成20年2月1日現在)

区 分	総 人 口	う ち 6 5 歳 以 上	
		人口 (比率)	ひとり暮らし老人(比率)
全 県	5,595,240人	1,186,116人(21.2%)	194,292人(16.4%)
淡路地域	147,462	42,586 (28.9%)	5,715 (13.4%)
割 合	2.6%	3.6%	2.9%

資料:兵庫県「高齢者保健福祉関係資料」による。

(2) 在留外国人の状況

2008 年末現在における兵庫県内の外国人登録者数は 101,773 人であり、2007 年末と比較して 479 人増加している。淡路地域における状況は次のとおりである。

表2-9 淡路島の外国人登録者の状況

中 国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	タ イ	米 国	ベトナム	ペルー	その他	合 計
214	167	77	49	26	25	18	14	54	644

資料出所:兵庫県国際交流課資料

(3) 市町内総生産(名目)

淡路地域における 2006 年度市町内総生産(名目)は 4,377 億円で、全県の 2.2%を占めている。産業別では、第 1 次産業が 5.3%、第 2 次産業が 23.3%、第 3 次産業が 71.4%となっており、第 1 次産業の割合が全県(0.5%)を大きく上回っている。

表2-10 淡路島の市町内総生産

区 分	平 成 1 8 年 度			
	市町内総生産	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
全 県	196,467 億円	951 億円(0.5%)	59,713 億円(29.3%)	143,310 億円(70.2%)
淡路地域	4,377	241 (5.3%)	1,057 (23.3%)	3,247 (71.4%)
割 合	2.2%	25.3%	1.8%	2.3%

資料:県統計課「市町民経済計算」による。

(注)「市町内総生産」は、第1次～第3次産業の合計から帰属利子等を除いたものであり、表中各産業欄には帰属利子等が含まれるため、その合計とは一致しない。

(4) 主要な産業の状況

ア 農業

淡路地域の耕地面積は、田8,710ha、畑1,002ha、農家戸数は、11,193戸である。主要作物は、水稻(214百t)、野菜(1,767百t)、果樹(26百t)、花き(65百万本)で、中でも特産であるたまねぎの生産量は1,055百tで、全県の95.0%を占めている。農業産出額は350億円で、全県(1,462億円)の23.9%を占めている。

また、畜産関係では、乳用牛 11 千頭、肉用牛 19 千頭を飼育しており、酪農、畜産の盛ん

な地域となっている。一方、ほ場整備率は38.5%で、全県平均の75.1%を大きく下回り、農業生産基盤整備の遅れが見られる。

表2-11 淡路島の耕地面積、農家及び作物

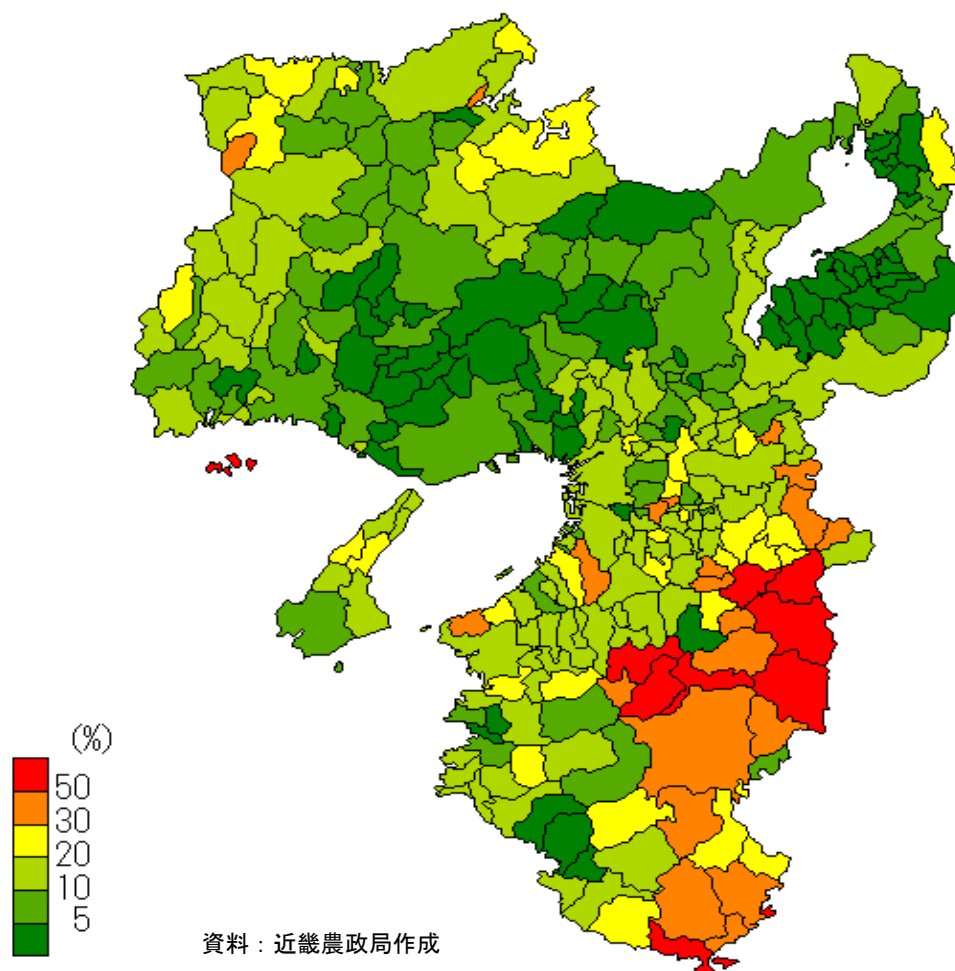
区 分	耕 地 面 積		農家戸数	農業 産出額	主 な 作 物			
	田	畑			水 稻	野 菜	果 樹	花 き
全 県	70,700ha	6,540ha	104,990戸	1,462億円	1941百t	2764百t	104百t	98百t
淡路地域	8,710	1,002	11,193	350	214	1767	26	65
割 合	12.3%	15.3%	10.7%	23.9%	11.0%	63.9%	25.0%	66.3%

区 分	畜 産 の 状 況			ほ 場 整 備 の 状 況		
	乳用牛	肉用牛	豚	計画面積	整備面積	整備率
全 県	25千頭	60千頭	23千頭	57,650ha	43,330ha	75.2%
淡路地域	11	21	4	7,919	2,963	37.4
割 合	44.0%	35.0%	17.4%	13.7%	6.8%	—

資料:「第56次兵庫農林水産統計年報(平成18・19年)」による。但し、農家戸数は2005年センサスによる。また、全県のほ場整備の状況は、県農地整備課資料「平成19年度末現在のほ場整備実施状況表」による(農振農用地区域内の水田面積)。

また、近畿農政局がまとめた近畿地域の耕作放棄地の動向は下図2-5のとおりである。耕作放棄地とは、1年以上農作物を作付けしておらず、今後も耕す計画や見込みのない農地のことであるが、平成17年の耕作放棄地の面積は全国で38万6千ヘクタールであり、兵庫県においても、旧家島町で耕作放棄地が50%以上となっているほか、旧美方町で耕作放棄地が30～50%となっている。また、旧佐用町、旧城崎町、旧香住町、旧村岡町、旧津名町及び旧(津)一宮町においても耕作放棄地が20～30%となっている。

図2-5 近畿地域の耕作放棄地の動向



イ 水産業

淡路島周辺は、全国でも有数な漁場で魚種も多く、京阪神の大消費地に近接することから活発な漁業活動が営まれている。淡路地域には22の漁港があり、漁業経営体数は、1,557経営体、漁獲量21,545 tとなっている。また、漁業生産額は、144億円で、全県（427億円）の33.7%を占めている。

表2-12 淡路島周辺の漁業生産

区 分	漁業経営体数	漁獲量	漁業生産額
全 県	3,732経営体	63,351t	427億円
淡 路 地 域	1,557	21,545	144
全県に対する割合	40.8%	34.0%	33.7%

資料：「平成18年度兵庫県水産業の動き」による。

なお、淡路地域漁業生産額については「漁業協同組合概況調査」及び「海面養殖等の実態調査」による。

ウ 製造業

淡路地域の製造業(従業者4人以上)の事業所数は574事業所、従業者数10,475人、製造品出荷額等2,527億円となっている。従業者一人当たりの製造品出荷額等は24,124千円で、全県(41,210千円)と比較して58.5%となっている。また、産業分類別では、電気機械の出荷額が淡路地域全体の46.5%を占めている。

なお、主な地場産業としては粘土瓦、線香、手延そうめん、真珠核がある。

表2-13 淡路島の製造業生産と雇用 (平成19年12月31日現在)

区 分	事業所数	従業者数	製 造 品 出 荷 額 等		従業者一人 当たりの額
				うち電気機械	
全 県	10,870事業所	383,032人	157,846億円	15,538億円	41,210千円
淡路地域	574	10,475	2,527	1,176	24,124
割 合	5.3%	2.7%	1.6%	7.6%	58.5%

資料:「平成19年工業統計調査結果」による。

エ 観光サービス業

淡路島は、瀬戸内海国立公園の東端に位置し、温暖な気候と海洋性の優れた自然景観に恵まれ、農林水産業や地場産業を活かした体験交流型施設やサッカーなどのスポーツ施設の整備が進んでいる。2007年度観光客総入込数は、11,545千人で、前年度と比べ3.6% (426千人)の減少となっている。

表2-14 淡路島の観光サービス業

(単位:千人)

区 分		平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総入込数		22,975	15,027	17,310	10,347	10,800	10,653	10,615	10,694	11,971	11,545
日 宿 別	日帰り客	20,506	13,172	15,756	8,956	9,368	9,198	9,184	9,257	10,408	10,000
	宿泊客	2,469	1,855	1,554	1,391	1,432	1,455	1,431	1,437	1,563	1,545
地 域 別	県 外 客	12,480	8,233	9,580	5,901	6,267	6,199	6,251	6,234	7,003	6,855
	県 内 客	10,495	6,794	7,730	4,446	4,533	4,454	4,364	4,460	4,968	4,690

資料:「兵庫県観光客動態調査」による。

* 但し、平成14年度以降の総入込数は、ツーリズム施設分を含む。なお、平成10年度は明石海峡大橋が開通、平成12年度は淡路花博「ジャパンフローラ2000」が開催された。

オ 医療・介護・福祉サービス業

淡路地域には、県立淡路病院を中核施設として、12病院と143一般診療所、79歯科診療所がある。

また、淡路地域の病床数は12病院に加え、診療所の療養型病床数を含めると2,128床である。

表2-15 淡路島の医療機関の状況

区 分	病院数	診療所数		病床数		医師数	歯 科 医師数
		一般	歯科	病院	診療所 (療養型)		
全 県	353	4,851	2,886	64,887	551	11,953	3,708
淡路地域	12	143	79	2,077	51	270	96

* 全県の病院数・診療所数は「平成18年医療施設調査・病院報告」による。

(平成18年10月1日現在)

また淡路地域の病院数・診療所数・病床数は洲本健康福祉事務所調による。

(平成20年10月31日現在)

* 全県の病床数は県医務課調による。(平成20年10月1日現在)

* 全県及び淡路地域の医師・歯科医師数は、「平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。

(平成18年12月31日現在)

淡路地域には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が 15 施設、介護老人保健施設が 6 施設ある。また、介護療養型医療施設は 6 施設で、病床数は 137 床である。

表2-16 淡路島の老人介護施設の状況

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保険施設	介護療養型医療施設	
			施設数	病床数
全 県	282	145	87	4,539
淡路地域	15	6	6	137

* 健康生活部社会福祉局高齢社会課調べ(平成19年12月1日現在)

3 世界金融危機とアジア経済の展望

(1) 世界金融危機とアジアへの影響

2008 年におけるアメリカの金融バブルの崩壊は、大手証券会社の破たんに加え、同年 9 月 29 日の株価暴落をもたらし、一瞬に世界から 1 兆ドルの富が消滅したとされる。その背景にある長年の住宅市場のバブル崩壊は、住宅を担保とする巨額の消費者信用を基礎とするアメリカ国内の消費需要を急速に低下させている。世界各国から対米輸出が大幅な減少を余儀なくされただけでなく、企業経営の悪化や雇用削減に拍車がかかっている。

同時に、低金利を背景に、信用供与を急激に膨張させてきた金融機関の自己資本は減少し、信用収縮の本格化は必至である。アメリカの 2008 年の経済成長率はマイナスと推定される (IMF2008, ADB2008)。

欧州でもアメリカから高リスクのサブプライム証券を購入した幾つかの金融機関の倒産・再編が本格化した。さらに、アメリカでの株価暴落は、英国に波及し、銀行間取引市場で利子率が急激に上昇した。低金利を背景に膨張した英国、スペインなどの住宅バブルも崩壊した。ユーロ圏からは、資金の流出が続き、ユーロ圏に加盟しない幾つかの欧州諸国で通貨危機が発生した。

欧州では、金融機関の貸出総額が GDP の 1.7 倍程度に達し、日本のバブル崩壊時と同様、長期間にわたり信用収縮が続けば、企業の投資行動は抑制され、経済停滞が生じるリスクが高

まる。対米輸出の減少の影響に加え、かつてのユーロ高でも、EU の対域外輸出を支えたロシアや中東の産油国の需要が減少し、自動車産業を含め、輸出産業の打撃となっている。

これに対し、日本を含む東アジア諸国の金融システムでは、一部を除き金融危機の悪影響は限定的である。しかも、10 年前のアジア金融危機と異なり、外貨準備は巨額で域内協力も進展し、通貨危機に陥る危険は小さい。しかし、円高の進行に対しアジア通貨の低下が顕著で域内の経済取引に動揺が生じている。通貨危機は予防できても、通貨不安定や株価暴落は、域内の金融及び実物取引にマイナスの影響を与える。国によっては、輸入価格の急上昇による産業・国民生活への影響が無視できない。

しかも、輸出市場である欧米諸国のアジアからの輸入減少の結果、生産減少と雇用削減が本格化し、当面、社会不安の増大と貧困層の拡大は必至である。海外出稼ぎ労働者の失職と帰国も増加している。

総合して、アジアの経済情勢の悪化は、金融システムの不安定性が原因でなく、欧米市場への依存が主因といえよう。しかし、アジアの高度成長は終焉したのではない。経済統合を進め、貧困を減らし、中産階層を増やして域内市場を拡大し、その成長軌道を回復する必要がある。

(2) 日本経済の再生と循環移民

金融危機を契機に、外需依存で日本経済を再生してきた経済運営に批判的な論調が強まってきた。しかし 1990 年代以降、わが国の人口増加率は低下し消費市場は低迷したうえ、財政赤字の拡大懸念もあって、財政出動による内需拡大に依存し続けることは困難である。

むしろ、欧米市場への依存を減らし、東アジア域内の経済成長と域内貿易や交流の増大を通じてわが国の経済成長率を上げることは、財政赤字の拡大を伴わない日本の経済再生の道である。この考え方は、金融危機によって否定されたとは言えない。

現在の先進国・新興国の協調による財政支出拡大は、緊急的な危機脱出の壮大な実験である。グローバル化した経済では、個別の国・地域による経済対策では、同時不況の克服は不可能であり、共同して対処するしかない。しかし、これは長期的に持続可能な方策ではない。

それに、日本は内需拡大で経済再生を果すべきだという考え方を、ぎりぎりまで突き詰めると、人口減少を食い止めて国内市場を維持する必要性がでてくる。ところが、出生率回復に対して悲観的な考え方が強まっているため、人口減少を移民で補う「補充移民 (replacement migration)」の考え方が強まる。自民党の一部の議員連盟が提唱する「日本型移民政策」(2050 年までに 1000 万人の移民受入れ) は、このような考え方に影響されている。

しかし、そもそも自国民の減少を外国人の移民で穴埋めしようとするれば、想像を超える規模の移民を必要とする。人口規模の維持だけで、2050 年までに、経済や政治情勢にかかわらず、日本は、毎年 60 万人の「純移民 (流入－流出)」を受け入れなければならないが、政治的にも社会的にも実効性に乏しい。人口減少下で、地域できめ細かい対応ができずに、文化も言語も異なる人々が急増すれば、社会的な摩擦の克服は容易ではないと想像される。

今世紀になり、国際社会で議論が高まり、特に 2010 年以降に人口減少に直面する欧州連合 (EU) が重視しているのが、「循環移民 (circular migration)」である。この考え方は、外国人が受入地域に永住するか一時的に滞在するかを問わず、国・地域間で循環的な人の移

動を実現し、中長期的に、その規模を拡大し、送出地域と受入地域の双方にメリットを実現しようとしている。その循環は、一世代のこともあるが数世代に渡る可能性もある。この構想を、一定期間の「ローテーション」方式による外国人労働者受け入れと混同してはならない。

いずれにせよ、この考え方を具体化するうえで重要なことは、受入社会が、外国人市民の権利を守る強固な意志をもち、多文化共生のための制度的インフラや地域のネットワークを整備することである。特に、生活、就労又は就学のために必要最低限の日本語を標準化し、外国人がこれを学ぶ機会を整備すると同時に、「多文化マネジャー」などといわれる人材を地域で育成し、外国人の母語でのコミュニケーションも活用し、積極的に地域社会と外国人住民の間の調整を図ることが必要である。また、有期雇用など不安定な就業形態であっても、労働・社会保障法令上の保護を拡充しつつ、その人権を擁護することも不可欠である。

こうした諸条件が整備できれば、途上国から受入れた人材は、数世代後に経済的・社会的な地位を高め、母国に帰国するというケースが十分に想定されるようになる。

また、「循環移民」は、日本とアジアの間の経済連携を進めるにあたり、相互の国の信頼と和解を達成し、互恵的な関係を築く上で、不可欠である。日本は、あの世界大戦後、近隣諸国と真の同盟関係にはいったことがなかったことを考慮しなければならない。その意味で、東アジアの経済統合の考え方の延長線上に、「循環移民」が重要な目標として浮かび上がってくるのである。

それは、人口減少で市場拡大が望めず、若年層が流出する日本国内の地域が、域外及びアジア諸国との連携を実現する際に必要な人材を提供する。

この考え方は、自国・地域のための利益を確保する「補充移民」のような発想とはことなる。日本とアジアとの連携を進めつつ、新たな市場を開拓し、人材との連携を国外にも求めるという考え方である。そのことを実行するイニシアチブをもつのは地域・自治体である。即ち、若者が未来に夢を持って生きられる条件の整備こそ、地域再生の土台となるはずである。

第Ⅱ部 淡路島の産業は再び開花するかー実施調査から考えるー

2007年の7月から2008年11月にかけて、本研究グループは、淡路島の産業の活性化の観点から、実地調査を実施した。以下では、①農・漁業、②製造業、③観光サービス業、④医療・介護・福祉サービス業について、具体的な調査結果を報告するほか、太陽光発電特区及び明石海峡大橋・瀬戸大橋の通行料金の特例について検討を行う。

なお、製造業の調査については、調査結果のほんの一部しか開示できないことをお断りしておく。

第3章 農業における現状と可能性

(1) 淡路における農業の概況

淡路における農業の状況について、淡路農業技術センター及び南あわじ農業改良普及センターにおいてヒアリングを行った結果は以下のとおりである。

① 認定農業者の状況

兵庫県の農産物の3〜4割が淡路島で生産されている。野菜、畜産のシェアはさらに高い。農業の担い手については、国の認定農業者の制度が定着してきており、県内で約2千戸の認定農業者がいる。

認定農業者とは、将来ともに農業を専門的に営むか、あるいは今後5年以内を目途に自立できる、生計を営める経営者になろうとしている者を認定するものであるが、淡路島内では、南あわじ市で約700戸、洲本市で約135戸、淡路市で約115戸の合計約950戸が認定されている。

② 農業経営の実態

農業経営の実態は、畜産や路地野菜の栽培など家族経営で農業経営をこなしているが、農協を核としたシステム化がかなり進んでいる。国の機関と協力しながら農作業を淡路仕様として機械化している。

基本は家族労働であり、耕作面積も広くないことから集約的な農業を行ってきた。高齢者の夫婦と若年層の夫婦の4人で働くのが基本である。

製造業の不振などから労働者があふれており、こうした人たちが農業に帰農することもある。また、サラリーマンが都会から離れて農業経営を始めることもある。

農業経営を始めるには、まず土地を借りなければいけない。土地を買えば1反約30万円、1町歩で約3千万円になる。生活資金も必要であり、経営は非常に厳しい。

離農した人が土地を売りたい場合には、農業委員会が斡旋して大規模経営者に売ることとはある。

農業後継者の絶対数は不足している。昨年、淡路島で新規に就農したのは8人である。

ただ、農業経営の形態として、専業で経営者が世代交代をしていくは理想であるが、そのような観点からすると絶対量が不足している。今の経営形態は、将来も継続されていくと思うが、やはり兼業である。

③ 農協の役割

認定農業者は専業に近い形で農業経営を将来的にも継続していくという意志を持っているが、それ以外の者は、例えば南あわじ市だけでも5千戸の農家があり、約700戸の認定農業者がいるが、それ以外の者は皆兼業であり、兼業農家の後継者として親から子

へと農業が引き継がれていくのをバックアップしていくのはやはり農協である。農協が地域営農システムの中核を担っている。機械の貸出、集出荷、栽培技術の指導、販売など、農産物の販売、流通を農協が担っている。いくら良質なものを低コストで栽培しても、販売、流通が上手でなければだめである。淡路島の農協は農産物の販売、流通をしっかり支えている。

後継者が減り、労働力が少なくなり、先細りの状況ではあるが、地域の農業を支えるシステムはできており、これを効率的に将来伸ばしていく。農協に活力があるということが、絶対的に有利な条件となっている。

④ 農業研修生の受け入れ等

淡路島内でも中国人労働者が欲しいという農家はあるが、トラブルが想定されるので、これまでに外国人を雇用したり、あるいは研修生として受け入れた例はない。淡路島の住民は他人が家の中に入ってくることを嫌う。日本国内の研修生を入れることについてすら非常に神経質になっている。農業技術を教えるのはともかく、家の中に入れることは難しい。

なお、JICAの研修生を定期的に受け入れて、主に加西市にある農林水産技術総合センターで研修してもらっている。また、青年海外協力隊がアジア各国に行って農業技術を向上させるということをしてきた。県職員でも農業改良普及員が休職扱いで青年海外協力隊として派遣されている。

兵庫県は広東省と姉妹提携をしていることから、淡路農業技術センターも広東省の農業科学院と姉妹提携をしており、イネの品種改良について研究員が交流している。研究の分野であれば、中国の農業試験場やベトナムの農業試験場との共同研究は可能だが、生産となると話は別である。広東省との協力については、稲の品種改良の共同研究くらいである。中国のインディカ米については、日本では牛の飼料米として栽培している。

⑤ 海外との関係

最近、カーネーションの最大生産国は中国になってしまった。中国の栽培面積は3千haであるのに対し、日本の栽培面積は5百haのみであり、洪水のように輸入されると差し障りがあることから、中国人研修生の受け入れを断っている。

技術的にはまだ日本の方が上であるが、中国が次第に追いついてきている。現在は、国際種苗法に基づいて知的財産は保護されており、中国から日本にカーネーションを出荷する場合、ロイヤリティーが日本に支払われている。

なお、淡路のタマネギが中国で栽培されて、日本に輸入されて淡路産のタマネギを脅かしている。中国タマネギが淡路タマネギに化けないように、DNA鑑定や無機分析を行い、淡路産とは明確に区別するようにしている。北海道産のタマネギとの区別も可能である。食の安全・安心が強調されているなかで、中国の農産物は日本では考えられないような農薬が使われており、残留農薬の問題がある。

牛肉、タマネギ、レタスについては、大きな量ではないが、試験的に外国への輸出品目になっている。

⑥ 大学等との連携

神戸大学農学部とは、積極的に産官学で連携している。神戸大学農学部と淡路島農協が共同で新しい商品開発を行っている。その一つとしてタマネギに多く含まれているケ

ルセチンという物質の抽出技術を神戸大学の先生が開発し、ケルセチンを含んだ石けんを淡路島農協が販売している。神戸大学の先生や学生の研究開発の実証、実習の場となっている。

⑦ 農産物直売所

農村に活力をよみがえらせることで目立っているのは農産物の直売所である。農協などに力がないので自分たちで農産物を販売し、同時に都会の人と交流している。活性化というのは、お金とにぎわいである。人間が減るから沈滞化するのであり、人間がたくさん来てそこにお金が伴ってくれば、活性化の要因になる。

⑧ 安全・安心な農業

淡路地域の農業のシステムは、大規模生産で大規模流通である。市場流通であり、淡路島のタマネギ、レタス、牛乳などは、消費者と直接的な関係がない。もっと信頼関係を高め、安心度を高めるなど、間接的であってもつながりを強化することが必要である。

(2) 淡路景観園芸学校の概況

淡路景観園芸学校においてヒアリングを行った結果は以下のとおりである。

① 開設に至る経過

平成6年に園芸というカテゴリーを中心に人材を育成する学校が必要ではないかということで、貝原前知事がカナダのナイアガラ園芸学校を視察した。淡路島については、淡路公園島構想、花とミルクとオレンジの島ということで、観光の島としてリゾート法の指定を受けたものの、うまくいかなくなって民間主導から公的主导に変わったことから、淡路夢舞台やイングランドの丘など、県が相当関与した施設が生まれてきたが、その淡路島に園芸に関する人材養成学校を設立することになった。

平成7年には阪神・淡路大震災が発生し、震源地に近い淡路島が注目されるようになり、加速的にこのプロジェクトが動き出した。

② 運営の実態

平成11年4月に、学校教育法にもとづかない地方機関として園芸学校を開校した。そのなかで、他との差別化を図るということで、大学卒の修士課程的な専門課程を2年間の全寮制で20名と、県民にも学習機会を設けるということで生涯学習講座、この2本を充実させてきて、平成14年9月には震災の教訓も踏まえた園芸療法を1年間の全寮制で15名、基本的にはこの3本柱である。

システムとしては県立人と自然の博物館、県立大学の自然・環境科学研究所の教員が学芸員も兼ねて、園芸学校は県土整備部の所管であるが、先生方は県立大学の自然・環境科学研究所の教授で、もっぱら併任という形で通常の研究はこちらで教育研究を行うが所属は大学の教授という、いわゆる教育公務員である。

この学校も9年目を迎えるが、専門課程の学生は社会人経験者が多く、半数は就業経験がある。年齢層も大学卒から60歳代までと幅広い。専門課程の競争率は当初は4倍くらいであったが、現在は2倍くらいである。定員は20名で全国から応募がある。

学生は、関西では神戸大学や関西学院大学から、関東では日本大学や明治大学などから来ている。専門分野は多様に分散しているが、農学系が多い。ユニークな学生が集まっている。就職はこれまでは厳しかったが、ここ1～2年は好転している。公務員、建設

業などに就職している。

生涯学習については、延べ4千名くらいの県民が学んでいる。住民サイドからの参画と協働による花と緑のまちづくりを行っている。県下の花と緑のまちづくりの団体のリーダー的な存在になりつつある。

園芸療法については、1年間全寮制で15名の学生に合計2千時間の教育を行っている。半分は実習である。卒業生の就職は大変厳しい。しかし、学生の出身地は北海道から沖縄まで幅広い。

初期投資では約88億円をかけており、運営費も5億円くらいかけている。

現在は観光施設化しており、年間2万5千人くらいの観光客を受け入れている。8割くらいが団体であり、学校の趣旨を説明したり、校内を案内している。自治体、NPO、花づくり団体などが全国から訪れている。そのうち3〜4割は県外からの観光客である。

景観園芸学校では、まちづくり、景観、環境づくりを主体として目的に応じてカリキュラムを組んでいる。環境問題や人口減少をにらんで専門職大学院的なカリキュラムを組んでいく。環境問題については、人と共生できる二次自然環境、都市環境、里山などについて勉強できるように研究を行っている。小さいスケールから緑や花のある環境を学べる学校を目指している。

③ 海外との連携

海外では、イギリスの国立キューガーデンディプロマスクールが有名である。アメリカではロングウッドガーデンがあり、フランスにも国立ベルサイユ園芸学校などがある。イギリス系の施設には必ず人材養成機関が併設されている。

平成11年度にはカナダのナイアガラ公園協会園芸学校と姉妹校提携を行った。これはナイアガラの公園を運営している協会が設立している学校で、理論よりも実務ということで、高校卒業後に技能を中心として実務家を養成している。植物の維持・管理のための実務家を養成する学校である。学術交流協定としては、平成13年度にインドネシアのボゴール農科大学校農学部及びアメリカのワシントン大学森林資源学部と、平成14年度にアメリカのアメリカ園芸療法協会と、平成15年度に英国園芸療法協会と協定を締結している。

平成12年8〜9月には、第10回国際造園家連盟イースタン地区2000年大会を開催し、平成14年3月には国際ランドスケープ&ガーデニング&スクエアメッセ国際シンポジウムを開催した。平成15年10月には第6回日・中・韓国際ランドスケープ専門家会議及びシンポジウムを開催した。平成16年6月には第8回人間・植物関係国際シンポジウム及び園芸療法国際サミットを開催した。

平成12年の淡路花博ジャパンフローラ2000では、ナイアガラ公園協会園芸学校及びイギリス・国立キューガーデンディプロマスクールと共同出展を実施した。

毎年前期と後期に分けて海外から客員教員を受け入れ、平成18年まで16名のカナダ・アメリカ・韓国・中国・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・イギリス・オーストラリアの景観園芸に関連した様々な分野の研究者を教員として半年間招聘した。平成19年度の前期はオーストラリアの女性の植物の育種と意匠空間ということでエド・ラポルテ先生を招聘している。毎週午前中に英語で授業を行っている。

平成18年までケニア・中国・インドネシア・スウェーデン・イギリスから8名が本

校で研修を受けた。そのうち4名は、兵庫県海外技術研修として受け入れた。

また、毎年3~4名の教員が在外研究を実施している。海外の教育研究機関との提携関係を交渉及び共同研究のために活用し、様々な成果をあげている。平成11年には5名が、平成12年には3名が、平成13~16年には毎年4名が、平成17年には2名が、平成18年には4名が在外研究を実施している。行き先も多岐にわたっており、韓国、中国など近隣のアジア諸国も多い。教員についても、現在韓国籍の先生が1名と中国籍の先生が1名在籍している。

アジアとの共生といっても、東アジアと東南アジアとは気候風土が違うので非常に難しい。環境問題との接点については、いわゆるエコロジーではなく、緑地環境をいかに維持管理していくかが課題である。生涯学習講座の修了生によりアルファグリーンネットという組織ができており、会員数は約450名である。

④ 今後の課題

観光との連携、景観と観光をどのように連携させていくかが課題である。

将来的には産業との関わりが課題になってくる。景観園芸学校における研究や教育に淡路の地域資源を結びつける試みについては、学生の卒業論文において淡路をテーマにしているものが、毎年3~4割はある。また、教員の研究テーマについても淡路島を対象にしているものはかなりある。そういう意味で淡路をベースとする研究や教育はかなりの密度で行われているが、なかなか地域資源とはうまくリンクしていない状態である。淡路市とは地域連携を行っている。

(3) 今後の取り組みについて

ア 有機農業の展開

これからの日本の農業は、有機農業に切り替え、自然再生に結びつけ、消費者と提携し、消費者の信頼を得る必要がある。但馬のコウノトリ米にもみられるように、消費者は社会参加の意識を持ってきている。命の論理を出し、環境重視型の展開をすることが必要である。これからは淡路の文化が再生できるような農業を展開すべきであり、農薬漬けの農業から脱却し、自然再生の観点から取り組み、消費者との関係をよくしていくべきである。農業はリサイクル産業であり、地域内で資源が循環するのが最も効率が良い。

イ 海外における農業経営の可能性

日本の農業は、国内市場だけで展開していくには限界がある。貴重な種子や農業技術の漏洩の問題はあるが、淡路の農業の特性を組み合わせれば、海外における農業経営の展開も十分に可能である。

中国の農地は耕地面積が広いところも多く、大規模営農により農業生産性を上げることも可能である。日本側が最先端の高付加価値の農業技術は国内においてしっかりと守り、汎用性の高い技術を利用して、中国においてカナダ型やブラジル型といわれるような大規模な農業を展開することを検討すべきである。

兵庫県は、中国の広東省や海南省などと姉妹提携をしている。これらの省の土地を長期間借り上げて、中国の市場をマーケットとして大規模農業経営を行い、直接投資を行うことにより収益を上げることができる。中国で農業高校に進学した人を農業研修生と

して淡路島に受け入れ、中国国内においても発展が可能な安全な農業技術、収益をあげることができる農業技術を供与し、指導者とともに中国に戻り、現地に農業技術を移転し、安全かつ高品質な農作物を大規模に栽培することを検討すべきである。安全な日本の種子を現地に持って行き、大量に栽培を行い、中国や東アジアのマーケットで販売することが可能である。

第4章 製造業における現状と可能性

1 淡路島の主要な製造業企業の状況

淡路島にある主な製造企業の状況について文献調査及びヒアリングを行った結果は以下のとおりである。

① 三洋電機

淡路島にある製造業の最大手は三洋電機である。洲本工場では二次電池を製造しており、マザー工場の役割を果たしている。従業員は現在約 1,400 名である。R & D機能については、大阪の枚方に三洋電機全体の研究所がある。また、電池に関しては、西神地区の研究所で研究を行っている。人材確保の面で淡路島では人が集まりにくい。研究者には都会で就職したいという思いが強く、神戸であれば交通も便利で落ち着いて研究できる。研究者はすべて日本人である。電池の製造は、装置産業であり、高度な製造装置は海外には持ちださない。海外に持ち出さず研究開発を日本で行うのは、技術漏洩を防ぐためである。

② ミツ精機

もともと大阪で鉄工所をしていたが、戦災を避けるため、約 60 年前に淡路島に疎開した。当初は船舶関係の部品を製作していたが、今では飛行機の部品、医療機器、半導体などを製作している。の社員は 195 名であり、ミツテック(株)にも社員が 90 名いる。毎年 6 名を採用しているが、島内、島外からの採用比率、大卒、高卒の採用比率はそれぞれ半々である。外国人の研修生や高齢者も採用している。平均年齢は 38 歳である。

③ 大昭和精機

ツーリング（金属を削る工作機械に用途に応じたドリルを固定する精密機械保持器具）を製造する国内トップメーカー。本社は東大阪市にあるが、社長が淡路島出身であり、昭和 57 年に淡路島に進出し、生産量の 8 割以上を淡路島内の工場でまかなっている。国内のほか、アジア、アメリカ、ヨーロッパにおいて製品を販売している。淡路島にはまとまった工場用地が確保できているほか、雇用が確保しやすいとのこと。

2 淡路島製造業の新たな可能性:太陽電池と太陽光発電

(1) 自然エネルギーの活用の必要性

2008 年 7 月に開催された洞爺湖サミットにおいては、2050 年に世界の温暖化排出ガスを半減させることが合意された。この合意を受けて、日本でも太陽電池や燃料電池など新エネルギーの導入の推進の取り組みが進められている。経済産業省が発表したアクションプランにおいても、太陽光発電を促す計画が盛り込まれている。

日本は、太陽光発電量で長く世界の座にあったが、2004 年には、年間の新設量（出力ベース）でドイツに追い抜かれている。ドイツは、2000 年に太陽電池によって発電した電力を電力会社に強制的に買い取らせるフィード・イン・タリフ制度を導入した。制度納入時における売値は 1 キロワット当たり約 0.5~0.6 ユーロであり、通常の電気料金の数倍であった。この強制買い取り制度により、ドイツにおける累計設置出力は 2006 年末には 300 万キロワットを超えている。

2009 年 2 月、経済産業省は、家庭や企業が太陽光で発電した電力を、電力会社が約 10 年間の間、当初は従来の 2 倍程度の価格で買い取る仕組みを 2010 年にも実施することを発表した。

既に、兵庫県では太陽光発電が普及しており、住宅における設置件数は2006年度末で約1万7千件であり、愛知県、福岡県に次いで第3位となっている。

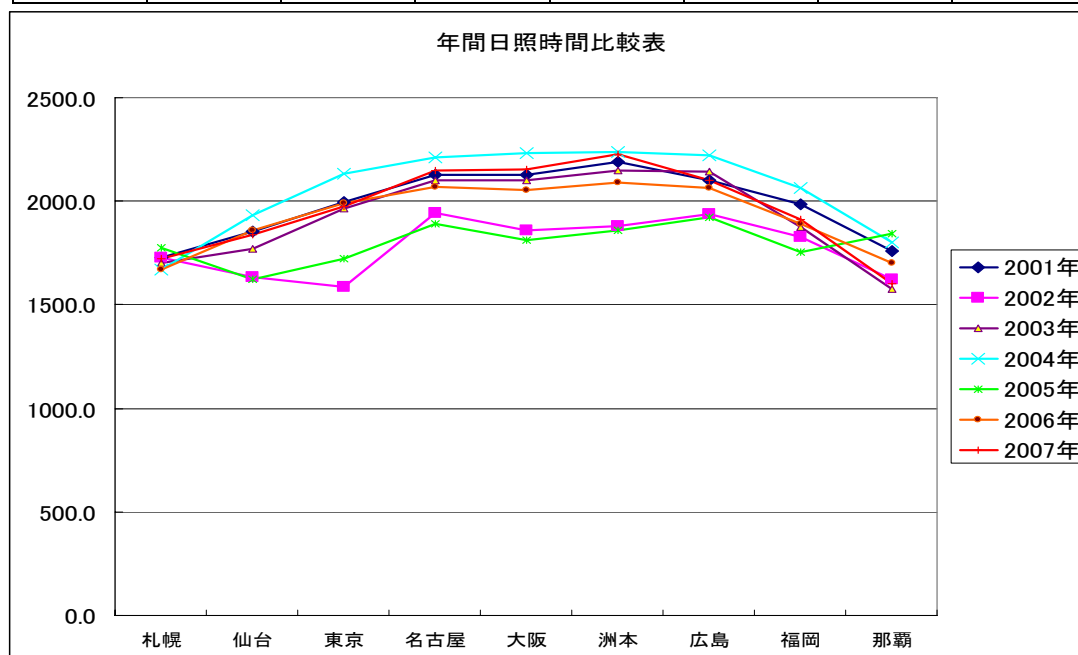
淡路島島内の現状をみると、これまでは太陽光発電より風力発電の普及が顕著である。淡路市においては、震災記念公園において2002年4月から1基が稼働しており、さらに、電力会社の子会社により12基の建設計画が進んでいる。洲本市では、第三セクターである(株)クリーンエネルギー五色を設立し、2002年10月から1基が稼働している。また、南あわじ市でも、第三セクターである(株)南淡風力エネルギー開発を設立し、平成15年3月から1基が稼働しているほか、平成2007年8月には民間事業者が進出し、15基が稼働している。

(2) 淡路島における太陽光発電の可能性

気象庁が毎年1月に発表している全国気象表に基づいて全国各地の日照時間をみてみると、洲本市の日照時間が長く、太陽光発電に適した地域であることがわかる。

(単位：時間)

区分	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
札幌	1730.1	1725.4	1700.5	1668.4	1776.2	1669.5	1721.7
仙台	1853.6	1636.0	1770.4	1934.6	1623.3	1861.7	1835.7
東京	1996.0	1587.8	1965.0	2132.7	1723.2	1990.0	1976.5
名古屋	2125.0	1943.6	2101.7	2209.6	1890.1	2069.8	2147.1
大阪	2124.5	1859.9	2098.3	2229.6	1813.8	2053.3	2154.3
洲本	2189.8	1881.6	2146.5	2237.3	1860.6	2092.8	2227.6
広島	2099.4	1937.6	2144.8	2220.8	1924.0	2065.6	2103.1
福岡	1986.7	1829.0	1874.6	2061.7	1756.2	1892.7	1910.6
那覇	1759.4	1620.8	1578.1	1800.3	1843.9	1704.0	1601.9



ところが、淡路島に電池工場を有する三洋電機は、これまで、淡路島を太陽電池の開発や生産の基地としては位置づけてこなかった。同社は、現在、神戸市にあるアドバンスエナジー研究所及び大阪府貝塚市にあるクリーンエナジーカンパニーソーラー事業部において、同社独自のHIT（heterojunction with intrinsic thin layer）太陽電池を中心に技術開発を進めている。2008年4月には、岐阜県安八郡安八町の岐阜事業所内に先進太陽光発電センターを設置し、次世代薄型シリコン系太陽電池の開発に取り組んでいるほか、2009年2月には大阪府貝塚市の二色の浜工場内に新たに太陽電池工場の建設を始め、2010年末の稼働を目指している。同社の洲本工場ではパソコンや携帯電話に使うリチウムイオン電池を製造しているが、新たに約200億円を投資して南あわじ市にリチウムイオン電池の工場を建設する計画という。

これに対し、南あわじ市は、平成20年3月にリチウムイオン電池を含む次世代エネルギー関連産業を集積させる方針を掲げた「企業立地法に基づく地域産業活性化計画」を策定し、経済産業省から同意を得た。　　今後は、全国的にみて日照時間が極めて長い淡路島を、瀬戸内海地域を中心に、太陽光発電を普及させるための技術拠点として活用する視点がますます重要になる。そのため、例えば、太陽光によって発電を行った電力について、通常の電気料金よりも高く買い取らせる制度を淡路島に限って導入する経済構造特区を設置することができれば、淡路地域の特性を生かした産業活性化が可能になる。

さらに、淡路島の先進的な取組みを踏まえて、日照時間のながい瀬戸内海各地に経済構造特区を拡大し、この地域に太陽光発電の集中的な普及を図ることが展望できる。その意味でも、淡路島を、リチウム電池の生産拠点としてのみならず、太陽電池の生産と太陽光発電の普及や技術支援の基地としての可能性を評価する必要がある。

第5章 観光サービス産業における現状と可能性

淡路島における観光への取り組みについて、淡路島観光連盟においてヒアリングを行った結果は以下のとおりである。

① 課題

観光を取り巻く現状は大変厳しく、顧客の受入れ体制等が課題となっている。アクセスを含め、近隣の観光地との競争と格安の宿泊の出現は、主に団体客に依存してきたこれまでの環境から、リピーター並びにグループ層へのきめ細やかな対応への変革が求められている。

一番の大きな問題は、基本的には観光客の「アクセス」である。淡路にはJRが通っていない。公共運輸機関はバスのみで来島が現状である。一番のアクセスはマイカーの利用客であり、このネックは明石海峡大橋の高額な料金設定である。現在、淡路の市長会を中心に主要機関による明石海峡大橋の通行料の低減化の運動をやっているがなかなか難しい。関東におけるスカイライン通行料のキックバックなど、全国的にはいろいろなものがあるが長続きはしない。

やはりリピーター客をふやすための努力というのは、客を納得させるということに尽きる。キックバックの効果は短期的な効果はあるが、次のリピーターにはね返るかについては疑問である。

淡路観光の一番のネックは、船旅がなくなったのが大きく影響している。船旅の無い「島」では、他の観光地と一緒にになってしまう。

淡路のライバルは、有馬、城崎、白浜なのだが、夏の予約などはこれらの観光地が満杯になり、次が淡路と言われている。このため、直前の予約や飛び込みが多い。温泉を目的に来る客は関西には少なく、少々高くても、北海道、九州等の温泉に行く。関西に来る客はシビアである。

洲本では団体客を中核にしていたので、部屋の構造は1室4～5人が宿泊対応が主流であり、夏場やゴールデンウィークの際の家族対応はできるが、普通の日のお客のサービスは少し無理な点がある。やはり1人当たりの単価が高くなる。団体客が減って直撃を受けている。ツアー客と個人客の予約数も逆転している現状に鑑み、個人客のネットの予約への対応が今後の課題である。

② 海外からの観光客の受け入れ

観光客の輸送ルートへの対応ができていないのが一番のネックである。外国人への対応をスタートする時期に来ているので、受け入れ体制を整える必要がある。台湾、韓国、中国でも日本への理解は深まっているので、過去に存在した言葉や言動等による危惧は無い。ただ、他の観光地と比較して通行料金等のハンディに対応できるかどうかは課題である。時間的には対応は可能である。

淡路の魅力は「料理」「自然」であるが、単価が抑えられた際の対応が課題である。島の売り物である部屋での食事が魅力なのだが、これをバイキング方式にできるかどうかである。台湾のエージェントからの要望は、食事は200人規模になるので対応できるかということであったが、設備投資がかなりかかり中小規模の宿泊施設では対応は無理である。

大規模な設備投資は難しいが、人の対応は可能である。サービス業への人材の斡旋については、中国人、韓国人、台湾人の若手がいるので、料理人グループ、サービスグループ

など、縦社会の中のリーダーへの対応ができれば可能である。

③ 観光資源

コアラバスは、兵庫の観光地活性化の事業の一環で、試験運行をしている。また、北淡路のウェスティンホテルを基点として震災記念館、花さじきを回っている花バスは、運行を開始してから4年目に入っている。

苦情が一番多いのは、ジョイポート、うずしお観潮船、大鳴門記念館など南あわじにいろいろな観光施設があるが、ここから北部にある震災記念館に行きたいという場合、移動に4時間かかる。

淡路交通は島内の特急バスを全部廃止し、基本的には住民の足になっている。現状は、各駅停車のバスで福良から洲本に行き、洲本で一旦降車し、時間待ちして岩屋行に乗車し、そこから震災記念館に行くと、待ち合わせ時間も入れて約4時間かかる。これをネット化しようということで、今年、花バスの二次ルートの設定をした。島内に入った場合の二次ルートとして試験運行をやっている。1日フリー切符で乗り降り自由でやっている。大変好評で大阪、特に舞子、三ノ宮から島内へ入る便はかなり拡充された。福良、高田屋嘉兵衛公園をはじめ洲本までは便利であるが、それ以降は回れない。

一番のネックは、マイカーは自由に移動できるが、近年は高齢者層のマイカーを運転しない客、もしくは通行料が高いからマイカーで来ない客が増えている。そういったお客の島内の足の確保、確立が当面は最優先である。

最近、体験学習をする人が多く、瓦や線香などに触れたいという人が多い。自分だけのオリジナル商品をつくりたいということで、体験学習コースの拠点をいざなぎ神宮にしたいということで準備を進めている。北部は京阪神から至近距離にあるので、明石架橋、花さじき見学等の日帰りコースとなる。ウェスティンホテルでランチや岩屋漁港での地元料理を食するコースである。

④ 雇用の確保

従業員の高齢化の関係は、新たにサービス業に応募できる人が何人いるかである。現在は少なくなっている。また、各経営者の研修が必要である。観光人材の養成施設をつくり、その人たちに実務研修で入ってもらおうとマンパワーにもなり、人材育成にもなる。

料理人も、本当のプロの接待については、基本給は高く設定されている。震災のときに淡路の宿泊施設が閉鎖状態になった時は、料理人や宿泊係はすぐに他の観光地に移っている。

⑤ 今後の対応

淡路を何で打ち出すかという方向性の一致ができていない。まだ、民宿は残っている。体験漁業、体験農業で修学旅行の受け入れを展開しており、名古屋を中心に中京圏からの修学旅行生は多く来島している。

小さい民宿では体験の修学旅行のコース設定がなかなか難しいが、設定したいと希望している。コースの設定は3~4年前に決まるから、早めに準備しておかないといけない。丸山地区には、中京圏からの修学旅行で20数校が毎年来ている。地引き網をなどの体験漁業であり、海のない岐阜県あたりの学校には人気がある。

国際化と体験学習の二つを打ち出す方法も考えられる。小さいものを生かしていかないと地域は活性化できない。ただし、国際化の場合は言葉からマナーの問題から、いろいろ

な練習期間が必要となる。国際化については早い機会に進める必要がある。

第6章 医療・介護・福祉サービス業における現状と可能性

外国人看護師・介護福祉士の受け入れ等に関する現地ヒアリング結果

平成 18 年 7～8 月に淡路島において、医療・介護・福祉サービス業の現状と今後の課題について、現地でヒアリングを行った結果は以下のとおりである。

ア 南あわじ市 A 特別養護老人ホーム

- ① 人口の高齢化に伴う介護福祉関係の人材確保は全国的な問題になっている。基本的に淡路島という地域の観点からいくと、淡路島全島で 15 万 6～7 千の人口がある。淡路島には 3 市があるが、ここは南あわじ市で人口は 5 万 3 千人ある。高齢化率は 26% の後半くらい。洲本市は 5 万 1 千人くらいで、高齢化率は南淡路市と同等である。淡路市は人口が 5 万 1 千人くらいで高齢化率は 30% くらいである。
- ② 高齢化が進むにしたがって、老人ホームのみならず、療養型の施設においても介護の人材がたくさん必要になってくる。私どもの施設も 20 年前から運営しているが、地域により人材が少ないのが現状である。何とかよい人材を確保してきたが、平成のゴールドプランによって、次々と特別養護老人ホームが開設され、現在、淡路島内には 15 箇所の特別養護老人ホームがある。人口割にすれば 1 万人に 1 施設ということで、このように施設が多い地域は少ない。以前、淡路島は 1 市 10 町で構成されていたので、多くの施設ができて、地域の中にどれだけ介護業務に携わる人がいるかということが大きな問題となった。それ以後に増えた施設の数を見ると、相当数の人材が必要とされている。20 年前には、特別養護老人ホームが 2 箇所、養護老人ホームは 4 箇所しかなかった。したがって、2～3 年もすれば、各施設の職員はお互いに顔見知りになった。全部で百数十名しかいなかった。現在では、おそらく 5～600 名に増えているはずである。施設の数はいくら必要ではあるが、介護福祉関係の人材として有効な人材を確保できるかということは大きな問題である。
- ③ 現在、特別養護老人ホーム 2 箇所、知的障害者と精神障害者の通所授産施設が 1 箇所を運営している。時代にあった形で増築している。入所者が病院に入院する場合でも、3 ヶ月はベッドを確保して戻れるようにしている。入院時に医師が 3 ヶ月では戻れないと判断した場合には、次の人に入所してもらう。
- ④ 医療福祉施設は、南あわじ市には多く存在し、選択肢も多いが、入所待ちの人は多い。かつて 1 市 10 町であったときに、1 自治体に 1 施設がほぼできあがっていた。
- ⑤ 有資格者の確保については、介護福祉士の資格については、3 年間のキャリアを積んだ人については、優遇的に資格を取得できるように体制づくりをしている。震災前後には、介護福祉士の養成校が増えて、卒業生を確保してきた。現在のところは地元の人でまかなっている。しかし、これも経済情勢によりここ 2 年ほどで変化してきている。中央の経済状況はよくなっているが、淡路地域は衰退産業ばかりである。
- ⑥ 介護保険制度になる前は安定していた。国の決めた基準の範囲でやっていればよかった。介護保険制度も平成 12 年の導入時には、どのような経営者が運営してもやっていけるような介護報酬だったが、2 回目、3 回目と単価を切り下げられ、今のような単価では、昇給をどこまでしていったらいいのか、ボーナスはどれだけ出したらいいのか、経営者は皆悩んでいる。収入は、収容人員が決まったら最高額は分かるわけで、一般の会社のように商品がヒットして儲かるというものではない。

- ⑦ 入浴サービスは単価が高いが、ニーズは殆どない。訪問入浴については島外から事業者が入ってきている。
- ⑧ 看護師は地元の人でなんとか充足できている。有資格の看護師が流出するようなことはない。
- ⑨ 淡路市に有料老人ホームが2年以上前に開設され、約200床ほどのベッドを用意しているが、未だに70～80名程度しか利用していない。利用者が少ないのにもかかわらず、第2期工事を始めている。なぜ利用者が少ないかという点、誰もわざわざ阪神間から淡路島に来て老後を過ごしたいとは思わないからである。私見ではあるが、もしつくるのであれば、明石海峡大橋に近い旧淡路町地域ならばまだしも、車で1時間もかかる。バスも利用できるが時間がかかり過ぎる。まして南あわじ市に同様の施設をつくっても誰も入所しないと思う。
- ⑩ 医療体制については、南あわじ市内にある4箇所の私立病院のうち3箇所は徳島県から進出しているので、徳島大学などから医師が来ている。徳島大学附属病院や鳴門病院に直接行っている人も多い。
- ⑪ 介護報酬が低くなって年収300万円も出せない状態では人材として定着することは困難である。介護保険体制のあり方を再構築しなければもたない。これ以上介護報酬を削減されたら経営がなりたたないと思う。東京の方では完全に赤字であるといわれている。経済状況がよくなれば人材の確保も困難になると思う。
- ⑫ 職員全体50名のうち常勤職員は30名である。看護師、ケアマネージャー及び管理栄養士は常勤である。介護福祉士及びヘルパー2級などの職員については全国的にパート雇用に走っている傾向が強く、パートの確保も課題である。都心部ではパートの確保に苦心しているようである。
- ⑬ フィリピンとの経済連携協定に基づいてフィリピン人の介護福祉士の受け入れが始まり、介護保険制度の中に外国人が位置付けられれば、将来は外国人に頼らざるを得ない。不安な部分はあるが、すでにいろいろな分野で入ってきている。実態を聞いてみると日本人の職員よりもやさしいし、丁寧であるという声も結構ある。言葉の問題はあるが、年数を重ねればクリアできるのではないかと。ただ、全員がフィリピン人では困るが、私見としては、5人に1人くらいであれば面白いのではないかと感じる。
- ⑭ 介護福祉士の資格についてレベルアップが図られているが、レベルアップに伴い報酬も引き上げなければ、誰も介護福祉士になろうとは思わない。しかし、資格があるからレベルが高いというものでもない。人が人を介護する場合、それなりにマニュアルは作成しているが、人の生活をみるというのは非常に難しいことである。68名の入居者の生い立ち、生活はそれぞれに違うのであり、それを1箇所で面倒をみるのであるから100%完全なことはいくつかできない。
- ⑮ 特別養護老人ホームについては、神戸からでも入所者は来る。在宅介護において無資格者が従事して事故が起こるというようなことは淡路島内ではあり得ない。こちらでもヘルパーの養成講座を設置している。150時間の講習を行っているが、受講生のうち優秀な人をヘルパーとして採用している。
- ⑯ 介護保険制度が始まって間もない頃は、ヘルパーを養成する事業者は多かったが、ここ1～2年間で受講者が減少傾向にある。兵庫県でも殆どの地域で減少しているが、こちらでは

減少傾向にはない。

- ⑪ 島内では少子高齢化が進み、高学歴になっているので、若者は島外に出て行って帰って来ない。仕事もないのに淡路島には帰れない。将来的に淡路島に帰ってくる人を増やさなければならぬ。中途半端な観光資源をつくっても一時的に人が集まってくるのに過ぎない。長期的に続かないのであればやめておいた方がよい。地域として一番欲しいのは、千人規模の企業である。これは絶対必要である。南淡路の地域経済で、いいものが何もない。税収の問題もある。農業、漁業、瓦産業いずれも規模がしれている。若い優秀な人材を呼び戻すのであれば、安定した企業が必要である。

イ 南あわじ市B病院

- ① 在宅介護の問題については、若い人が働きに出ているので、今後、療養病床が減少していったときに、介護を必要とする老人を自宅に連れて帰っても、家族が共倒れになるのではないかと心配である。家族が働けなくなったり、介護が途中で投げ出されるのではないかと。
- ② 国の方針も次々と変わるので、今後どれだけ療養病床を減らすかについては確定していない。介護保険制度の見直しについての報道がなされていたが、見直しをしてもらわないといけない。他の業種に比べると介護職員の報酬は低い。景気が悪いときは、他の仕事がないので介護職員に応募してきていたが、今後、景気が上向いていくと職員が減少していく。これまではどんどん介護職員に応募していたのが、最近は少なくなってきた。
- ③ 高齢化率も 26%に達しており、4人に1人以上が 65 歳以上である。高齢者の患者が多く、療養病床は殆ど満床である。共稼ぎが多く、自宅では十分な介護ができないことから、入院させる。介護施設の空きがでない。介護施設をいくらつくってもすぐに埋まってしまう。あとは入所者が亡くなるのを待つだけという状況である。
申し込んだまま入所したくても入所できないのが現状である。
- ④ 介護スタッフについては、無資格で入ってきても 3 年間働けば受験資格ができるので、無資格でも採用して介護福祉士の試験を受けさせており、2 名が合格している。
介護スタッフは今のところは充足できている。
- ⑤ 看護師については、昨年 7 月の診療報酬の改定の影響については、近くに大病院がないので被害は少ない。しかし、これまで費用をかけて育ててきた看護師 2 名を大病院にとられてしまった。
- ⑥ 看護師については、淡路島出身の人が地元に戻って来たり、島内で准看護師になり、看護師になるというケースが多い。こちらの病院は地元でもあり、看護師も近くで生まれて近くで育ったということもあり、定着率が高い。多少不満があってもめったに辞めることはない。
- ⑦ 看護師も高学歴になり、准看護師では対応できない。看護師と准看護師の比率は半々くらいである。看護師をあと 5~6 名はとりたいと思う。
- ⑧ 外国人看護師の受け入れについては、言葉の問題さえ解決できれば、日本人よりも働き者であり、受け入れてもよいと思う。受け入れ用の宿舎を準備してもよい。
- ⑨ 教会などで日本人の男性と結婚して子どもを生んでいるフィリピン人女性とのつきあいもあるが、皆さん明るくて元気な人ばかりである。
- ⑩ 日本人の成人男性に職がなくて介護の仕事を希望している中で、外国人の介護福祉士を受

け入れるのはどうなのか。

- ⑪ 潜在看護師が約 55 万人いるが、現在、医療の世界の変化が激しいので、2～3 年も現場を離れていると、現場に戻るのが怖いと感じるようだ。また、淡路島では学童保育が充実していないので、子どもが小学校に進学すると、看護師がパートタイマーになってしまう。

ウ 淡路市C特別養護老人ホーム

- ① 8 年程前からマンパワーが課題になっている。法令を遵守しつつどのような付加価値をつけるか。職安への求人募集は慢性的に行わざるを得ない。職員は島内から採用している。居住地を淡路島にするほどの魅力は今の淡路島にはない。
- ① 全国に淡路島の魅力を発信し、活性化する必要がある。そのためには周辺の環境整備や島民の意識改革が必要であると思われる。
- ② マンパワーが問題である。選択の余地は乏しい。配置基準のクリアは当然の課題である。有資格者のボリュームをあげたい。年収は少ない。男性が 3 割以上いる。
- ⑤ まず数を揃えるが、全てを有資格者とすることは不可能である。現在養成されている介護福祉士の半分以上は一般企業に行く。進路に悩んでいる者も多い。
- ⑥ 今回、新たな施設を開設するに当たって、職員採用 2 ヶ年計画をたて、大阪、兵庫、徳島、香川、岡山などで募集に回った。その結果、島外のメンバーも来てくれた。
- ⑦ 日比経済連携協定に基づいて、2 年間で 600 名の介護福祉士を受け入れることになっているが、日本側が示している条件は極めて厳しいものである。外国人の介護福祉士には、日本文化への理解や高齢者への思いやりなど、かなり高いハードルを乗り越えてもらわなくてはならない。(勿論日本語の理解も含めて)
- ⑧ 介護福祉士の試験は、日本人にとっても難しい試験である。この試験に合格した外国人は、選ばれた人たちであり、ハイクラスな人間であると思われることから、情報の豊かな都市周辺での勤務を希望するであろうと予測される。せっかく勉強して、日本になじむために来たのだから、それに見合う環境を求めるであろうと思われる。
- ⑨ 淡路の現状に何があるのか。どのような準備をすればよいのか、条件を示してもらえばよいが、とりあえずは近隣の人々に力を注ぎたい。現段階では、状況を把握しきれていない。淡路に戻って就職する若者は多い。しかし、最初の勤務先にそのまま残るわけではなく、馴染めない若者も多く、結果的にダメな子はダメであると言える。
- ⑩ 淡路の生活水準は意外と高い。日常生活において住宅ローンや教育ローンなどの負の部分が少ない。多くの住民は財産を受け継いでおり米も野菜もあるので自給自足できる。30～40 代の主婦が外に出て働く環境ではなく、看護師でもわざわざ夜勤する必要はないと思われる。家付き、車付きの豊かな生活であり、島外の感性では理解しにくい部分も有る。
- ⑪ 有資格者になれるように十分にサポートはする。企業の方針としては、全員を有資格者にしようと考えているが、その為にはモチベーションの確保が必要である。
- ⑫ この 3 ヶ月で 5 人の職員が辞めた。仕事そのものを変えたのが 3 人で、仕事の環境を変えたのが 2 人である。
- ⑬ 施設の入居者は淡路の人には限定していない。播磨地方の人が何人か入ってきた事例はある。
- ⑭ 生活空間を淡路に求める人は少ない。たまに来るのはいいが、ずっと住み続けるには、費

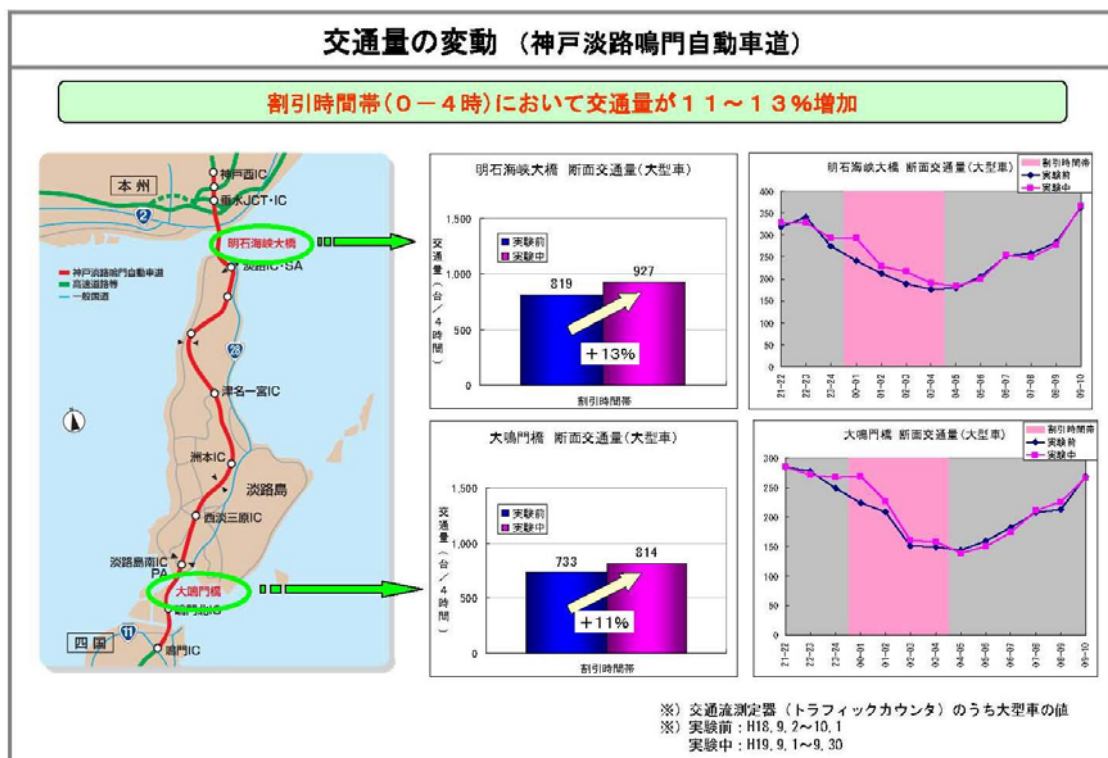
用、労力、生活環境に慣れるのに時間がかかり過ぎると感じる。

第7章 明石海峡大橋の通行料金の現状と可能性

明石海峡大橋の通行料金は、膨大な建設費の償還財源とするため、当初から通行料金がかなり高額に設定されていた。現在、神戸市から洲本市まで、明石海峡大橋を利用した場合の高速料金は、片道で概ね 4500 円前後となっており、これが、淡路島の産業立地や観光の促進にとって、マイナスの影響を及ぼしてきたことは疑いえない。

そのため、1998 年の開通当初は基本料金から 2 割減額した特別料金が適用され、その後、2003 年 7 月にはさらに 1 割減額し、新たな特別料金を導入した。その後、2007 年 8 月からは、社会実験として神戸淡路鳴門自動車道を通行する大型車、特大車を対象として午前零時から同 4 時までの深夜通行料金を 30%割引いた。

本州四国連絡高速道路株式会社が 2007 年 11 月に公表した本州四国連絡高速道路における料金割引社会実験の中間とりまとめによると、割引時間帯における大型車の断面交通量は、明石海峡大橋において前年同期比で 13%、大鳴門では 11%増加している。



（資料）本州四国連絡高速道路株式会社ホームページから引用

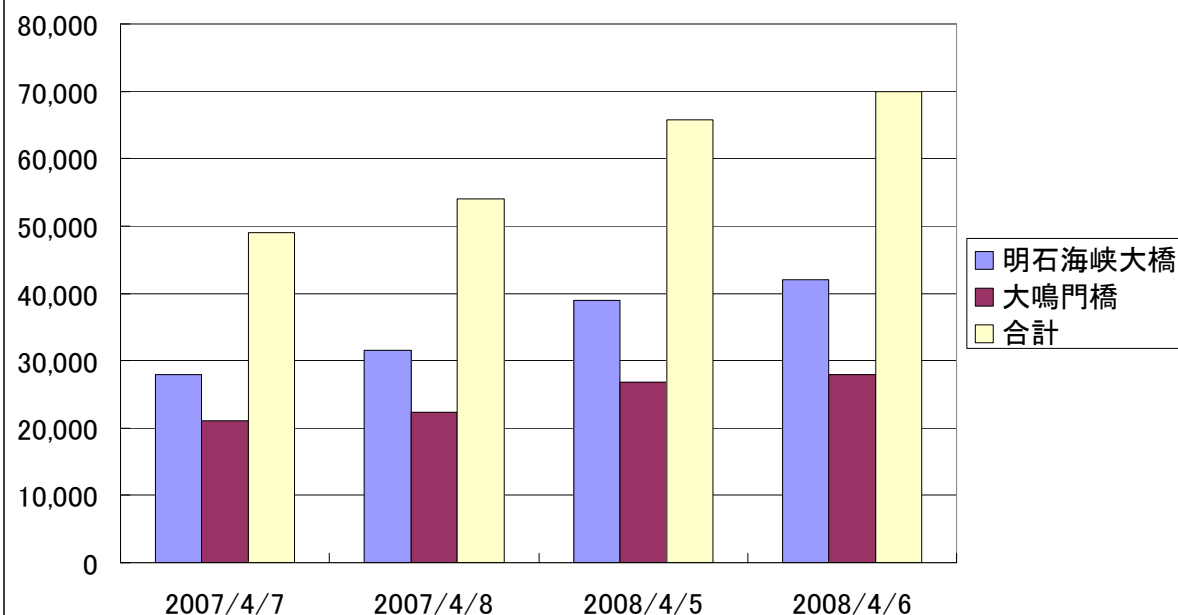
2008 年 4 月 5 日（土）及び 6 日（日）の 2 日間には、本州四国連絡高速道路全線において、ETC 走行する普通車・軽自動車等を対象として、通行料金の 50%割引を実施した。この間の明石海峡大橋及び大鳴門橋における交通量について、前年の同時期と比較をすると以下ようになる。

(単位：台)

期 日	明石海峡大橋	大鳴門橋	合 計
2007 年 4 月 7 日(土)	27,921	21,106	49,027
2007 年 4 月 8 日(日)	31,590	22,406	53,996
2008 年 4 月 5 日(土)	38,914	26,814	65,728
2008 年 4 月 6 日(日)	42,079	27,878	69,957

(単位：台)

明石海峡大橋・大鳴門橋交通量



(資料) 本州四国連絡高速道路(株) 公表データから作成

さらに、2008 年 10 月 14 日からは、「安心実現のための緊急総合対策」ということで、ETC 走行する車両を対象として、平日深夜割引の拡充（平日の 0～4 時において中型車・大型車・特大車の通行料を 5 割引）、平日夜間割引時間帯の拡大（平日の 22～0 時において中型車・大型車・特大車の通行料を 3 割引）及び休日中間割引（土日祝日の 9～17 時において普通車・軽自動車等の通行料を 5 割引）を導入した。

そして、2009 年 1 月には、国の経済対策に基づく通行料金引き下げ計画に基づき、2011 年 3 月までの暫定的な措置として、本州四国連絡道路では、普通車・軽自動車等について、平日の通勤時間帯（6～9 時及び 17～20 時）における通行料金は 5 割引、通勤時間帯以外は 3 割引とし、土日祝日は終日 5 割引で上限料金は千円となった。この措置は、2 年限りの措置であり、恒久的な措置が必要とされている。

2009 年 3 月 20 日から実施された新たな料金体系による垂水 IC から鳴門北 IC までの通行料金は、以下のとおりである。

垂水 I C から鳴門北 I C までの通行料金（2009 年 3 月～2011 年 3 月）

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
通常料金	4000円	5000円	6000円	8250円	14450円
ETC特別割引	3780円	4725円	5670円	7796円	13655円
ETC休日終日割引 (終日)	1000円	1000円	-円	-円	-円
ETC休日深夜割引※ (0-4時)	-円	-円	4200円	5775円	10115円
ETC平日通勤割引※ (6-9時、17-20時)	2000円	2500円	3000円	4125円	7225円
ETC平日昼間割引※ (9-17時)	2800円	3500円	4200円	5775円	10115円
ETC平日夜間割引※ (20-22時)	2800円	3500円	4200円	5775円	10115円
ETC平日夜間割引※ (22-24時、4-6時)	2000円	2500円	3000円	4125円	7225円
ETC平日深夜割引※ (0-4時)	2000円	2500円	3000円	4125円	7225円

（資料）本州四国連絡高速道路（株）公表データ

明石海峡大橋の通行料の引き下げの効果を考えるうえで、非常に参考になるのが、オーレスン・リンクの事例である。オーレスン・リンクは、デンマークとスウェーデンを結んでいる橋とトンネルが連動した長大橋であり、2000 年 7 月に開通した。橋の構造は、鉄道と道路の併用となっており、デンマークのコペンハーゲンとスウェーデンのマルメの間、約 15.6km を結び、総延長は 52.5km に及ぶ。

この橋の通行料金は、日本円に換算して約 5,400 円に設定されているが、多様な料金体系があり、通勤者は 8 割引で年間約 4,500 円を支払った利用者にはオーレスン地域のイベント参加に便宜が図られるなど、利用頻度の高い通行者を優遇する措置等が設けられている。こうした利用料金割引制度の導入により、開通時の交通量 9,200 台／日から 2001 年には 8,085 台／日に減少したものの、2003 年以降 10,000 台を超え、現在では 14,325 台に増加している。

神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道の 3 ルートにおける通行料については、利用者負担の公平性や健全性を総合的に判断してプール制が採用されており、3 ルートの収支をまとめて償還対象とする制度が採用されている。

この制度に基づく料金体系は、陸上部 28.1 円／km、海峡部 252.7 円／km とされているが、明石海峡大橋に限って、404.4 円／km と海峡部の 1.6 倍となっており、3 ルートプール制といいながらこの部分だけが非常に高くなっている。

このような明石海峡大橋の料金体系全般を見直すことが容易でないとしても、オーレスン・リンクの経験にみるように、橋に隣接する地域経済を振興する観点から、特定の事業を

実施することに伴い、高い頻度で橋を利用する者に対して優先的に料金割引を導入する経済的合理性や社会的公平性について、迅速に合意形成を図ることが好ましい。

具体的には、E T Cを活用し、新たに定期通行券を導入し、一定期間内の料金負担を一定限度で抑制する措置が最も有力と考えられる。これを、淡路島に関する複合的な経済構造特区のなかで実現を図るため、さらに調査研究を続ける必要がある。

(注) 本章の執筆に当たり、2007 年年 8 月に開催された「神戸淡路鳴門自動車道利用促進と料金低減化を考える会」第 1 回島民フォーラムにおける兵庫県立大学経済学部加藤恵正教授の基調講演の内容の一部を引用させていただきました。

第Ⅲ部 外国人研修・技能実習制度は機能するか

2008年の9月を中心に、本研究グループは、近年、受入れ団体の不正行為や研修生の人権侵害、それに、国際的な技能移転の実効性に関し厳しい批判にさらされている外国人研修・技能実習制度について、将来、淡路島において適正かつ円滑に機能し得るのかどうかを探るため、国内各地で実地調査を実施した。

第8章 外国人研修・技能実習制度の現状と可能性

ここでは、日本国内において実際に受け入れられた外国人研修・技能実習生の現状について紹介し、検討を行う。

以下では、①ベトナム人看護師養成支援事業、②愛媛県東予地域外国人受入れ特区及び③愛知みなみ農業協同組合における農業研修・技能実習生の受け入れ事業について具体的な調査結果を報告する。

1 ベトナム人看護師養成支援事業(AHPネットワーク協同組合(東京都))について

(1) ベトナム人看護師養成システムの概要

AHPネットワーク協同組合は、平成6年からベトナム政府医療省の協力を得て、民間病院と共同で、ベトナム人看護師養成事業を開始した。この事業は、ベトナムの若い人たちが日本の看護師資格を取得し、日本の病院において就労してキャリアを形成し、自己実現を図り、ベトナムへの帰国後は看護医療に尽くしてもらうことを目的としている。2007年までに第1期生から第8期生まで56名のベトナム人が日本の看護学校を卒業して正看護師国家資格を取得し、病院において日本人スタッフと一緒に勤務している。

この事業の概要は、以下のとおりである。

[これまでの経過]

- ・平成5年 厚生省が事業認可
《条件》①正看護婦を養成すること。
②事前教育から帰国までを保証すること。
③日本で取得した看護婦国家資格をベトナムが認めること。
④養成人数は概ね200数十名以内とすること。
- ・平成6年 AHPハノイ日本語センターで留学候補生に対する日本語教育を開始
- ・平成8年 第1期生31名が来日、看護専門学校を受験し、全員が不合格
- ・平成9年 第1期生16名が再来日、4名が看護専門学校に留学
- ・平成10年 第2期生3名が来日、3名が看護専門学校及び短大に留学
- ・平成11年 第3期生10名が来日、10名が看護専門学校に留学
- ・平成12年 第4期生18名が来日、12名が看護専門学校及び大学に留学
- ・平成13年 第5期生14名が来日、14名が看護専門学校、短大及び大学に留学
- ・平成14年 第6期生7名が来日、7名が看護専門学校に留学
- ・平成15年 第7期生6名が来日、4名が看護専門学校に留学
- ・平成16年 第8期生7名が来日、7名が看護専門学校に留学

- ・現在 事業を休止（社会情勢や病院経営の変化、組合の負担増加等による）



（資料）AHPネットワーク協同組合のホームページから引用

（2）全体概要

日本語をはじめ、日本の看護専門学校における受験科目である英語、数学、化学、国語について、ハノイで17ヶ月間事前教育をしっかりと行う。最低でも日本語2級をとるためにはどのようなカリキュラムが必要かを検討し、厳しい授業を行う。

まず、日本語検定の2級乃至は1級を取得し、日本の看護専門学校又は看護大学に入学する。AHPネットワーク協同組合は、ベトナムにおける事前教育から日本の看護専門学校又は看護大学卒業までの間の教育を支援し、経費を負担する。

これまでに174人に事前教育を施し、このうち61人が学校に合格したものの、5人が中退したため、56人の看護師を育成したことになる。

移民を受け入れる要素として、①学歴、②保有資格、③言語能力、④年収の4つがあり、AHPネットワーク協同組合はこの4つの要素を満たすシステムを構築した。その結果、年収も400～500万円を確保することができた。

AHPネットワーク協同組合が成功した要因は、国からの指導を受けずに独自に17ヶ月間厳しく教育し、1ヶ月毎に試験を行い、伸びなければ家庭に帰すということで、ある意味でシステムが時代に合致していたためである。

一人当たり事前教育を含めて、3年制の看護学校を卒業するまでに400万円が、4年制の看護大学を卒業するまでに480万円に加えて300万円の経費がかかる。1994年からの累積は約1億円である。1人当たり約750万円の経費がかかるので、非常に大きな負担となって

いる。良い人材を育成するには時間とコストがかかる。経費については、協同組合の支援病院が負担するが、負担しきれない部分については協同組合が負担する。

この事業が現在停止している理由は以下の4点である。

- ① ベトナムの社会情勢が完全に変わったこと。
- ② かつてベトナム人にとって日本で看護師になるということは二義的な目的であり、一義的な目的は日本に留学するということであった。しかし、今やオーストラリア、ヨーロッパなどを含めて、留学そのものが簡単に行けるようになり、日本への留学の動きがかわってきた。
- ③ 支援病院における病院経営そのものが厳しくなった。
- ④ アジアに対する考え方がやや1990年～2000年くらいのところに止まっていた、日本からの意向が一方的であった。

[看護師資格取得後の在留期間]

外国人正看護師の在留期間は平成18年に4年から7年に延長

(3) 現地における候補者選抜システム

学生の人選プロセスであるが、まずベトナム政府医療省が高校新卒者に対して一般公募を行い、応募者名簿をAHPネットワーク協同組合に送ってくる。AHPネットワーク協同組合と支援病院が直接ハノイに行き、医療省の講堂で学生本人と両親に対してプログラムの説明を行う。希望者には、午後から数学、英語、化学の高校レベルの試験をベトナム語で実施し、適性検査も行う。そして1人当たり15～20分間面接し、候補者の人選を行う。その結果を医療省に伝え、承認を受ける。なお、日本人の先生のビザは教育訓練省のビザになる。

なお、ハノイ医科大学の試験会場において、試験日に応募者募集パンフレットを配布するように手配したところ、トップレベルの学生が集まった。

(4) ベトナムにおける教育システム

ベトナムでの教育は9月にスタートし、翌々年の1月にはハノイ派遣の先生方がベトナム人学生を引率して帰国する。日本語の先生については、毎回日本において公募している。

日本で日本語、数学、英語、化学、国語などの先生を厳選して現地に派遣し、協同組合でも現地に行きチェックを行った。学生がどのような人物かは現地で教育しないと見えない。担当者がどこまで学生にコミットできるかが勝負である。事前教育から現地で学生に関わり続けたいとだめである。

日本の看護学校や看護大学の受験科目である英語、数学の先生については、横浜国立大学に日本語の先生がおり、教員養成課程の副専攻に日本語教育のコースを設けていたところ、例えば中学校の数学の教員を目指していて副専攻で日本語を選択していた学生で教員採用試験に落ちたものの、再度教員を目指したいという若い人を紹介してもらい、そうした若い人たちをハノイに派遣した。これは派遣される本人にとっても、ベトナムの学生にとってもよい結果をもたらした。この場合、10ヶ月から1年間教育に携わることになる。

日本語の先生については退職者やプロパーなどいろいろな人がいるが、17ヶ月間学生と生活をともにするという観点から、厳しさと同時に人間的な滋養度で判断した。受験科目の先生

については、ハノイで思いきり経験したい人だけを選んだ。日本語教師は 3～5 年日本語学校で教えて、初級から上級まで教えた経験のある人たちを派遣した。教壇での経験を重視した。

なお、いずれの先生も月給は 5 万円（宿舍費は別途）であり、これはハノイにおいて課税されない上限の額である。日本国内では積立金として月額 5 万円を保障した。

AHP のハノイ日本語センターがある教育訓練省の学校敷地内は、学生寮と教員寮があり、学生と先生の距離は近い。

(5) 日越 E P A について

日越 E P A については、医療省や他省と長いつきあいがあり、ベトナムにおいて日本の看護大学や看護学校の養成コースをつくり、現地で全て勉強を終わらせてから、日本に送る仕組みを考えたいとベトナム側に提案している。

2 愛媛県東予地域外国人研修生受け入れ特区について

(1) 特区制度による外国人研修生受入れの概要

政府は、構造改革特区として、外国人研修生受け入れに関する特区を認めてきた。現在、北海道の「オホーツク紋別地域外国人研修生受け入れ特区」、「オホーツク海さるふつ外国人研修生受け入れ特区」及び「北オホーツクえさし・はまとんべつ」並びに愛媛県の「愛媛県東予地域外国人研修生受け入れ特区」の 4 つがある。

北海道の 3 つの特区においては、外国人研修生を受け入れることにより、地元の水産加工業における新たな事業機会の創出と地域の活性化を目指すとともに、技術移転や人材育成を通じて国際協力活動への貢献を促進することとしている。

これに対し、愛媛県の特区においては、繊維関連製造業、一般機械関連産業及び造船関連産業において、外国人研修生が高度な技術、技能、知識を習得し、母国において活用することにより、国際経済に貢献し、国際交流の促進を通じて地域経済の活性化を図ることとしている。

外国人研修生は、1 年目は研修生であるが、技能評価試験を経て、2・3 年目は技能実習生という資格で働く。研修生の間は研修手当が支払われるだけであるが、技能実習生になると賃金が支払われる。

北海道の 3 つの特区は、平成 15 年度及び平成 17 年度に認定された。当該地域では、過疎化と高齢化が進行し、人材の確保が困難になっており、外国人研修生・技能実習生の労働力に頼らざるを得ない状況にある。外国人研修生・技能実習生の多くは 20 歳前後の中国人女性であり、零細事業者が経営する水産物加工場で働いている。技術移転のための研修・技能実習ということであるが、日本人が敬遠する水産物加工場における重労働を中国人女性が引き受けているというのが実情のようである。しかしながら、地元では労働力不足が解消でき、外国人研修生・技能実習生は日本において蓄財を行うことができるということで双方の利害が一致し、外国人研修生・技能実習生の受け入れは順調に行われているようである。

これに対し、今回実地調査を行ったのは、愛媛県の特区である。今治市、西条市及び新居浜市は、繊維関係、一般機械、造船で発展してきたが、少子高齢化の進行に加え、関西圏や中国地方に就職する若者が多いことから、中国からの研修生受入れ事業を活用してきた。愛媛県では、平成 15 年度に外国人研修生受け入れのための特区が認定された。

特例措置を講じるための条件は以下のとおりであり、イの②以外は北海道と同じである。

ア 当該特区内に、研修生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

イ 上記アの業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、研修生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。

① 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去 1 年間に 10 億円以上であること。

② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が研修生派遣国において直接投資を行っていること

ウ 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去 1 年間に帰国した者の大半が、帰国後日本において習得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

エ 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。

特区に認定されると、常勤職員総数が 50 人以下の受け入れ機関において受け入れることができる研修生の数が 3 人から 6 人に倍増する。この点は北海道と同じであるが、受け入れ機関の希望としては、外国人研修生・技能実習生の人数枠の増加よりも在留期間の延長の要望の方が強かったという。

(2) 東伊予地域外国人研修生受け入れ特区におけるヒアリング結果

西条市は中国の河北省保定市と 10 数年前から文化交流を続けてきたが、平成 4 年に保定市から経済交流の提案があり、平成 5 年 4 月に研修生 30 名を受け入れ、最初の 5～6 年は 1 回に 20～30 人の規模で受け入れを行った。7 年ほど経過してから、大連市からも研修生の受け入れを行い、現在は保定市と大連市の両方から受け入れを行っている。

特区の導入については、1 企業当たりの研修生の受け入れ人数の枠を拡大するということで、平成 15 年度から導入した。当時研修生の受け入れ企業は 9 社ほどあったが、そのうちの 1～2 社が特区の適用を受けた。

この特区の概要は、以下のとおりである。

ア 特例措置の適用条件

① 当該特区内に、研修生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

② ①の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより研修生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。

・ 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去 1 年間に 10 億円以上であること。

・ 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が研修生派遣国において直接投資を行っていること。

③ 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去 1 年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において習得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確

認されていること。

- ④ 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。

イ 特例措置の内容

外国人研修生の受入れが団体監理型（組合が行う受入れ事業を介している。）である場合、中小企業の職員総数が 50 人以下においては、6 人まで外国人研修生を受け入れることができる。

ウ これまでの経過

- ・平成 15 年 11 月 特例措置の認定（適用企業 60 社）
- ・平成 16 年 6 月 特例措置の変更認定（適用企業 67 社）
- ・平成 16 年 11 月 特例措置の変更認定（適用企業 64 社）
- ・平成 17 年 2 月 特例措置の変更認定（適用企業 69 社）
- ・平成 18 年 5 月 特例措置の変更認定（適用企業 38 社）
- ・平成 18 年 12 月 特例措置の変更認定（適用企業 33 社）
- ・平成 19 年 3 月 特例措置の変更認定（適用企業 28 社）
- ・平成 19 年 5 月 特例措置の変更認定（適用企業 27 社）
- ・平成 19 年 7 月 特例措置の変更認定（適用企業 20 社）
- ・平成 20 年 3 月 特例措置の変更認定（適用企業 11 社）
- ・平成 20 年 7 月 特例措置の変更認定（適用企業 0 社）

受け入れ企業がなくなった理由は、経営上の判断や社会情勢により企業の意志で受け入れを控えるようになったこともあるほか、入国管理事務所の指摘で適正な受け入れではないと判断されたこともある。

現在、特例措置の適用企業はないが、特区そのものを廃止したわけではなく、将来、特例措置を活用したいという企業が出てくれば、構造改革特別区域計画の変更の認定申請を行い、特例措置を講じることになる。

新産業都市や地場産業として発展してきた背景から、3 市ではタオル製造・縫製を含む衣服繊維産業、金属製品を含む一般機械関連産業、造船関連産業が盛んであり、これら業種に属する企業において中国から研修生を受け入れている。

平成 15 年 11 月に構造改革特別区域計画の認定を受け、特例措置を活用してきており、ある程度浸透してきているので、新規に特例措置を活用する希望のある企業の掘り起こしを行っている。

毎年 1 回、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会から、「構造改革特別区域推進基本方針」に基づき、規制の特例措置の全国展開に関する評価等についての意見を構造改革特別区域推進本部長に述べるための調査依頼がある。

母国に帰って日本で習得した技術、技能、知識を活かしているかどうかについては、変更の認定申請時に、帰国後の就業状況を調べている。第一次受入れ機関を通じて、送り出し機関に書面調査を行っているが、殆どの人が日本で習得した技術、技能、知識を活かした業務に従事しており、中にはリーダー的な存在になっている人も何人かいるようである。

新たに研修生を受け入れる際には、第一次受入れ機関が現地において面接を行っている。西条市は、平成 6 年に中国の河北省保定市と友好都市関係を提携し、交流を続けており、市内には保定市から研修生を受け入れている第一次受入れ機関もある。

今治市は繊維産業と造船業がメインである。新居浜市は、住友系企業の下請・協力会社が、協同組合を設立して集団立地している。

特例措置については、当初、研修生の受け入れ人数を 3 人から 6 人へ緩和することに加え、在留期間の延長も要望していたが、後者については認められなかった。

過去に、名義貸し、研修生の時間外労働、賃金の不払いといった不適正事例があった。そうした不適正事例があった場合には、第一次受入れ機関または第二次受け入れ機関から 3 市の行政担当部署に連絡が入り、市から内閣府へ報告し、特例措置の除外手続き（変更の認定申請）をとる。

不適正事例の多くは、入国管理局の調査の際に判明するが、実際には国際研修協力機構が調査に入ることが多く、不適正事例があった場合には、第一次受入れ機関または第二次受け入れ機関から市へ報告するようにしている。

また、県外国人問題対策協議会西条ブロック支部の会合（年 1 回）において、警察署、第一次・第二次受入れ機関、行政関係者との間で情報交換を行っている。

労働基準監督署については、研修会において労働基準法について説明してもらった実績がある。

新たに特例措置の適用を希望する企業が出てきたときには、内閣府へ変更の認定申請を行う前に、過去 3 年間、当該企業が適正な受け入れを行っているかについて高松入国管理局へ照会を行っている。今後は、賃金の不払いなどについて労働基準監督署へも照会を行いたいと考えている。

特例措置の適用企業がなくなった理由としては、経営上の理由や社会情勢により企業の意志で特例の適用措置から外れるようになったほか、入国管理局の調査により不適正が判明した事例もある。

県外（関西圏や中国地方）に就職する若者が多いので、労働力の確保という側面は否定できない。ただし、地元で就職している若者も多い。

西条市には、外国人が約 1,900 人おり、そのうち研修・技能実習生は約 700～800 人で、中国人の割合が高いが、ブラジル人やフィリピン人もいる。

当特区については、原則、随時受付となっているが、企業の受け入れ時期を考慮して申請をしなければいけない。申請に当たっては、帰国後の就業状況一覧、有効求人倍率、主たる産業の定量的分析等の資料を揃えるほか、入国管理局や労働基準監督署への照会を行う必要もあり、内閣府への事前協議までに 1 ヶ月程度要する。最初に西条市が中心となって認定申請を行った経緯から、現在も、3 市の幹事役を西条市が引き受けている。

各市においても、外国人研修生に対する各種の支援策を講じている。特区の目的としては、派遣国との国際交流や日本で学んだことを母国において役立てていただくなど、国際交流の意味合いも強い。

自治体としては、当初は不適正事例、特に失踪などがあったときには、そのようなことが起

こらないように口頭での指導は行っていたようであるが、失踪の解決策というのはなかなか見出せないところがあり、国からの文書による指導で「地元の警察や労働基準監督署や高松入国管理局などと連携を密にしながら特区の活用に努めて欲しい」といったことになっている。

平成 17 年度からは、特例措置の適用を受けている第一次受入れ機関及び第二次受入れ機関を対象に、今治市の会場において、年 1 回の研修会を開催し、国際研修協力機構、入国管理局、警察署、労働基準監督署などから講師を派遣してもらっている。

西条市は、第一次受入れ機関が新たに研修生を受け入れるときに、消防やゴミの出し方などについての講習を行うため、職員を派遣している。また、第一次受入れ機関の研修計画により、市内・市外視察の際には、市のマイクロバスを無償で提供している。

日本語教室については、対象を研修生に限っている訳ではなく、市内に在住している外国人を対象としている。国際交流の事業関係については、総務課国際交流係が所管している。

第一次受入れ機関や第二次受け入れ機関を対象とした研修会については、参加率が 8～9 割と高い。新規に特例措置の活用を希望する企業を調べるため、年 1 回、第一次受入れ機関に対して調査を実施している。県中小企業団体中央会（松山市）が把握している第一次受入れ機関を基に、電話による調査を行っている。

来日後 1 年経過した後の技能検定については、レベル的には全く問題がなく、言葉は分からなくても技量は十分に持っている。

以上のように、行政は生活習慣の教育や会議室の無償貸与など、通常の研修生受け入れ事業の範囲中での公的支援を行っている。

3 愛知みなみ農業協同組合における中国人研修・技能実習生の受け入れについて

(1) 中国人研修・技能実習生受け入れの概要

愛知みなみ農業協同組合管内では、昭和 43 年の豊川用水の通水以降、大規模な農業生産基盤の整備が進められ、日本でも有数の農業地域として発展している。

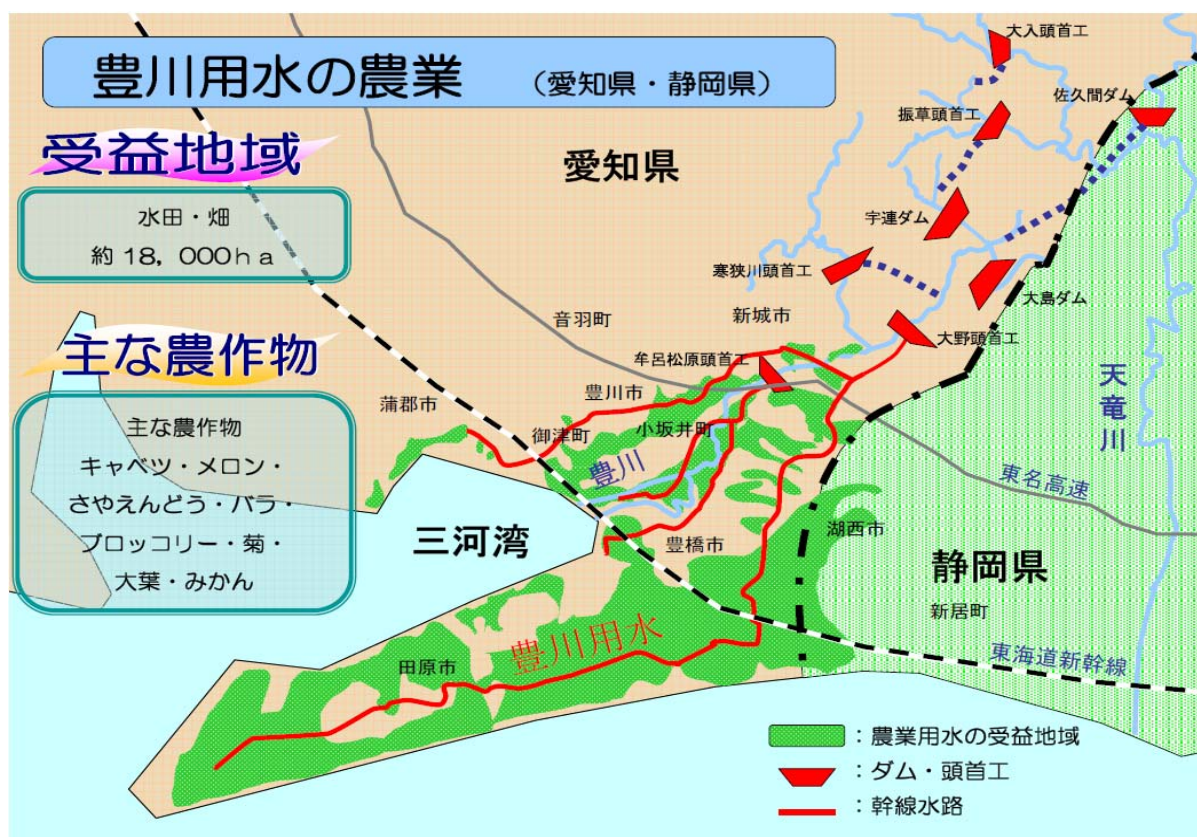
同農業協同組合における中国人研修生・技能実習生の受入れは、今後は外国人労働者の受け入れも必要であるという愛知農協中央会の働きかけで、平成 6 年にスタートした。

同農協管内の農家は殆どすべて専業農家であり、経営面積も広いなかで、人手不足の状況が目立ってきたことや経営規模の拡大への対応などから、受け入れが始まった。

当初は 7 人の研修生を受け入れたが、その後徐々に増加した。管内では平成 15 年に初めて 1 軒に 2 人の研修生を受け入れ、その実習ぶりを見た周辺の農家も積極的に受け入れを開始し、爆発的に増加し始めた地区もある。最初は農協の方から研修生の受入れを依頼していたが、今は逆に農家の方から受入れを要望してくる状況である。

個人経営の農家が殆どなので、受入れ実態は、どちらかというとお客さんムードがあり、研修生は家族のような格好であり、受け入れ農家の夫婦は、いわば研修生のお父さん、お母さんという感じである。

図1 愛知みなみ農業協同組合管内周辺図



(資料) 水資源機構中部支社ホームページから引用

表 1 愛知みなみ農協における中国人研修・技能実習生の受入れ内訳

農家数	合 計	園 芸				畜 産		
		観葉植物	施設花卉	施設野菜	露地野菜	酪 農	肉 牛	養 豚
渥 美	94	11	36	19	7	19	2	
赤羽根	39	3	24	3		9		
田 原	7		3		1	2		1
合 計	140	14	63	22	8	30	2	1

研修生人数	合 計	園 芸				畜 産		
		観葉植物	施設花卉	施設野菜	露地野菜	酪 農	肉 牛	養 豚
渥 美	187	32	69	29	16	38	3	
赤羽根	72	8	38	5		21		
田 原	15		7		3	4		1
合 計	274	40	114	34	19	63	3	1

(性別)	合 計	観葉		花卉		野菜		露地		酪農		肉牛		養豚	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
渥 美	187	18	14	2	67	1	28		16	2	36		3		
赤羽根	72		8		38	1	4			1	20				
田 原	15				7				3		4				1
合 計	274	18	22	2	112	2	32		19	3	60		3		1

研修生(省別)	合 計			園 芸												畜 産								
				観葉			花卉			野菜			露地			酪農			肉牛			養豚		
	江西省	江蘇省	遼寧省	江西	江蘇	遼寧	江西	江蘇	遼寧	江西	江蘇	遼寧	江西	江蘇	遼寧	江西	江蘇	遼寧	江西	江蘇	遼寧	江西	江蘇	遼寧
渥 美	123	42	22	27	4	1	41	24	4	8	7	14	11	2	3	33	5		3					
赤羽根	38	25	9	2	6		15	14	9	3	2					18	3							
田 原	12	3					7							3		4						1		
合 計	173	70	31	29	10	1	63	38	13	11	9	14	11	5	3	55	8		3			1		
	274			40			114			34			19			63			3			1		

2008年12月1日 現在

(資料) 愛知みなみ農業協同組合作成

(2) 受け入れの内容

ア 中国人研修生・技能実習生受け入れのきっかけ

中国人研修生・技能実習生の受け入れについては、平成 6 年に始めた（旧愛知渥美町農協）。最初は、愛知農協中央会の担当部長が、これからは外国人労働者の受け入れも必要であるということで、大口の農家を中心に情報を提供し、受け入れができるところはないかということでスタートした。

当時は、現在とは少し制度の趣旨が違っているところもあって、どちらかという外国人の労働力を活用するイメージであったが、今は 1 年目は研修ということで技術移転ということが制度の趣旨であるので、最初から仕事というイメージではない。ただ、そのようにスタートしたなかで、受け入れ農家がそれなりに対応し、周辺の農家が興味を持ちだした。

最初は農協の方から受け入れを依頼していたが、今は逆に農家の方から受け入れを要望してくるといった状況である。

最初に受け入れを行ったのは、鉢物を栽培する大規模農家で従業員がパートも入れて 15～20 名が働いているところ、畜産や酪農を大規模に行っているところなどである。

また管内には 2003 年に初めて 1 軒が 2 人の研修生を受け入れ、この研修生たちの実習ぶりを周辺の農家の人たちが見て、爆発的に増え始めた地区もある。この 2 人は競争するように作業をするほか、周辺の農家の人たちときちんと挨拶を交わしていた。

受け入れ実態は、どちらかというお客さんムードであり、1 人だけ受け入れるケースも多く、その場合は家族のような格好であり、受け入れ農家の夫婦は、あたかも研修生のお父さん、お母さんという感じである。

イ 受け入れ農家の実態

愛知みなみ農協管内の農家は専業農家がほとんどであり、農家の農業所得や農業経営者の所得は、豊橋税務署管内でも上位に位置するほど高い。農家の若い人たちも家業を継ぐケースが多く、農家の長男であれば家業を継いでもいいという気持ちがある。渥美農業高校を卒業して家業を継いだり、普通高校を卒業してから岡崎の農業大学校で 2 年間学んで家業を継ぐ者が多い。父の代から子の代に代わり研修生を受け入れてバリバリやるというケースや、反面、父と母しかいないので研修生を受け入れて現状の農業経営を継続するというケースもある。他にも経営構造対策事業を用いて、リースで農地を広げて、農業施設を増やし、研修生や技能実習生を受け入れて大規模な経営を行うケースもある。

ウ 主たる農産物

主たる農産物は、花卉については、輪菊、スプレー菊などは周年で栽培している。施設園芸関係では、夏は温室メロン、冬はトマトで、ミニトマトは周年で栽培している。露地野菜関係では、冬は冬キャベツやブロッコリー、夏はトウモロコシや一部高原ものの夏キャベツを栽培している。そのほかスイカ、露地メロンなどを栽培している。

夏ものであれば、九州から上がってきて、高原ものが出てくるまでの端境期に合わせて出荷している。露地メロンなどであれば、宮崎のものが出回ってから長野のものが出るまでの間に出荷する。温室メロンなどは遅くまで栽培している農家もある。一昔前から比べると全般に露

地メロンは減ってきていて、夏キャベツの方が増加傾向にある。

エ 送り出し先及び受け入れ側の状況

中国人の送り出し先は、対日輸出を行っている地域とは全く関係はなく、どちらかというと、中国の田舎の方、江西省、江蘇省及び遼寧省の3省から受け入れを行っている。

最初に農協中央会が話を持ってきたのが旧渥美町農協であり、江西省から受け入れを行った。旧赤羽根町が江蘇省と姉妹提携を行っていたことから、旧赤羽町農協は江蘇省から受け入れを行った。旧田原町農協は当初受け入れを行っていなかったが、3つの農協が合併して愛知みなみ農協となったことから、田原でも受け入れをする農家が増えてきた。遼寧省からは売り込みがあったので新たに受け入れた。

農協が研修生の第一次受け入れ機関となり、中国の送り出し機関との間で契約を締結している。この送り出し機関の下に〇〇園芸場、××牧場といった研修生が実際に所属している派遣会社がある。

受け入れ農家については、大きなくりで施設園芸、露地野菜、酪農、養豚といった区分があり、研修生の希望や派遣先の判断で振り分けられている。

候補者の人選に当たっては、体格、身長、体重などを重視している。

現地での面接については、以前は派遣会社に任せていたが、ある程度リストアップの過程において関わるようにした。来年3月に入国する予定の研修生については、候補者に対して現地で面接を行い、算数の試験なども行った。履歴書についてもごまかしているところがあり、実際に視力などの中身を確認している。また、面接を希望する一部の農家の10～15名は実際に現地に赴いている。

オ 中国人研修生・技能実習生の状況

研修生・技能実習生は中卒の人が多い。農業高校の卒業生は少ない。中学なり高校を卒業して派遣元の会社に入って3年程度経過したといったレベルの人たちが多い。未婚の18～22歳の女性が圧倒的に多いが最近は既婚者も増えてきている。体力が必要なので若い人に来て欲しいという農家が多い。

人数的には毎年増えて来ている。1農家で研修生の受け入れ枠が2名であるから、2～3年目は技能実習生になるとして、3年間で最大6名を受け入れることが可能である。2008年12月1日現在で140軒が274名を受け入れているので、1農家当たり平均2名弱を受け入れている。なお、肉牛に関して技能実習が認められていないので、若干苦情はある。

技能実習認定職種としては、園芸については施設園芸、露地園芸（畑作野菜）、畜産については酪農、養豚、養鶏という形でそれぞれ認められているが、職種の掛け持ちは認められていない。

平成12年から技能実習が認められたが、技能実習の評価試験については、殆どの研修生が合格している。

カ 日本語研修について

日本語研修については、研修の講師は確保できている。これまでは市内に嫁入りしてきた中国人が講師をしていたが、今年からは田原市国際交流協会の有償ボランティアにお願いしている。農家に嫁入りしてきた中国人にお願いしていた時には、研修生・技能実習生からの質問は中国語で行われ、教科書だけが日本語であとはすべて中国語という状況もあった。しかし、日

本語を教える人は日本人であるべきであり、小学校の先生レベルの人が望ましいということで、塾の先生をしていて中国語も分かる日本語の講師を確保できたので、大変助かっている。現在、田原市には、中国人研修生が 400～500 人いる。愛知みなみ農協以外から受入れられている研修生も半分近くがいる。他の受入れ団体では校長先生を経験した人が日本語を教えているケースもあるようである。なお、140 軒の受け入れ農家のうち 3 軒には中国人の奥さんがいる。

中国人研修生の日本語のレベルの判定は不可能であるが、今週末には 35～40 人に日本語能力試験を受けてもらう予定である。

中国人研修生の住まいは農家の人と同じ敷地内の長屋を改造した宿舎が多く、農作業も生活も常に農家の人と一緒に、仕事をしながらコミュニケーションを図っており、漢字を書けば大体イメージがつかめるようである。個々の農家に入ると、生活現場での日本語を含めた研修となり、日本語の覚えがいいようである。

キ 研修生・技能実習生の来日の目的、指導など

実用的な目的よりはお金を貯めることを目的として来日している研修生が多いのは否めない部分ではある。J Aでの巡回指導は、140 軒の農家について、最低月 1 回は巡回するようにしている。外回り専属のパートが 1 名と正規職員 3 名が担当しているが、3 名のうち 1 名は中国語ができる。

初めて受け入れた研修生については半年間毎月 1 回、2 回目以降については 3 ヶ月に 1 回巡回指導を行っている。

ク 労働基準法の適用関係など

140 軒の受け入れ農家の連絡会があるが、労基法については農業には適用しない部分があるので労働時間や賃金にくくりがないので、講習会を行っており、国際研修協力機構の農家向けの研修会などを実施している。研修会には 7 割程度の農家が出席している。4 月に総会を、7 月に事業主の研修会を、秋には生活指導員となる農家の奥さんの研修会を開催している。

3 月と 9 月の 2 回に分けて研修生の受け入れを行っていることから、そのたびに国際研修協力機構が来る。また、研修 2 年目に入って半年が経過すると技能実習状況調査に入ってくる。基本的には指導のみである。

ケ 送り出し側、受け入れ側の状況

管理費については、一般的に 1 人当たり 2 万円程度を支払っている。愛知みなみ農協では、毎月農協が農家から

1 万 8 千円を徴収して送り出し機関に支払っている。研修手当は 1 人当たり 6 万 5 千円であり、毎月受け入れ農家が各自の口座に振り込んでいる。なお、農協は 1 人当たり月 5 千円の手数料を農家から徴収している。

コ 入管法の改正への対応などについて

来春の通常国会で入管法が改正され、研修生の実務研修の部分に対して労働基準法が適用になる。それなりにしか対応できないが、来日したときから実習生になったような感覚を持った方がいいのではないかとやっている。雇用保険や賃金などの面で一律に実習生と同じ扱いにな

った方、実務を行なうにあたってはやり易く、ありがたいと考えている。そのかわり、中国で日本語検定 2 級の資格を取得してきて欲しいという気持ちもある。

中国における日本語の事前研修については、特別なレベルは要求していない。江西省南昌市の送り出し機関には日本人の日本語教師がいるので、今年 9 月に来日した研修生は日本語の発音が上手である。

サ 自治体との関係

講師の派遣や公共施設の利用などで協力してもらうほか、時には中国の文化を紹介している。田原市では、ゴミの分別袋についても中国語のものを作成している。

シ その他

一部の鉢物農家は中国に工場を設立して観葉植物や花の苗木をつくり日本に送って植え直しを行い、出荷が可能な状態にして国内で販売している。その工場には日本で研修を受け帰国した者も勤めている。



研修中の中国人研修生



温室における花卉栽培



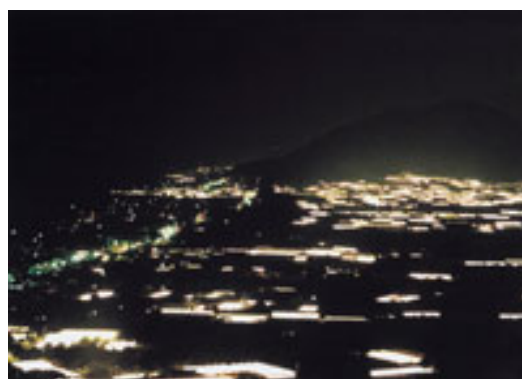
キャベツ畑の風景



トウモロコシ畑の風景



温室の風景



電照菊の風景

(愛知みなみ農協ホームページから引用)

4 淡路島でも外国人研修・技能実習生を適正・円滑に受け入れられるか

外国人研修・技能実習制度は、一部の受入れ団体の不正行為や研修生の人権侵害、それに、実務研修への労働法の不適用や技能移転の実効性に関し、厳しい批判にさらされてきた。そうしたなかで、淡路島において、この制度を活用することに対し、躊躇が生じるのも当然といえよう。同時に、外国人研修生を安価な労働力だと思い込んでいる関係者がいることが、議論をさらに混乱させている。

しかし、今回、ベトナム人看護師受け入れ事業、構造特区における外国人研修生受け入れ事業、それに、農業分野における研修・技能実習生受け入れ事業を調査することにより、制度の濫用を防止し、技術移転を確実にし、受け入れる地域や企業のみならず、研修生や実習生自身にとっても好ましい受け入れを実現するためのヒントを得ることができた。

なお、2009年3月に国会に提出された出入国管理及び難民認定法改正案において、実務研修を伴う研修については、雇用関係の下で労働法を適用するための在留資格の改正が盛り込まれたことは、本制度の適正化と研修生・実習生の保護のためには、非常に重要な前進であることを付記したい。さて、今回の調査から得られた重要なヒントは、次の3点に集約できる。

第1に、来日前においては、日本語講習など教育訓練を実施することが、また、帰国後においては、雇用確保や技能活用のためのフォローアップを実施することが、制度の円滑な運営のために、極めて重要だという点である。

国際的な技能移転を確実に行うためには、来日前の日本語教育について、一定レベルを確保し、帰国後も、得られた技能の活用先を確保することが、研修・技能実習の効果をあげるうえで、非常に重要である。

その観点からは、送出国に全く拠点を持たずに、完全に外国の送出機関まかせで研修生を受け入れる方法には限界があると言わざるをえない。可能であれば、送出国にも拠点をおき、事前の教育訓練のレベルを確保すると同時に、帰国後の雇用機会や技能活用を保障するために、しっかりフォローアップを行うべきである。

第2に、第1次受入団体の第2次受入団体に対して行う指導や、専門スタッフによる研修生に対する支援の充実が、問題の発見や発生防止、問題の早期解決にとって重要だという点である。

研修・技能実習生受け入れに伴う現場でのトラブルを短期間に発見し、早期に解決するには、第1次受入れ団体のなかに、十分な法律や制度的知識、それに、送出国の言語や異文化に対する理解を有する専門家を配置することが大事である。現在の制度では、全て第1次受け入れ団体の責任のもとで、これらに受入れ業務を行わせているが、そうした専門スタッフはほとんど養成されておらず、現状は理想からほど遠い。そこで、例えば、複数言語を解し、異文化を理解し、専門知識を有する「多文化マネジャー」のような専門家を国や地方自治体レベルで養成し、十分に処遇し、制度の円滑な運営をリードする役目を果たしてもらう必要がある。

なお、農業研修生の場合、受け入れ態勢という面からは、第2次受け入れ機関は専業農家でなければ、十分な研修生に対するケアはできないことに注意しなければならない。

第3に、外国人研修・技能実習に関する構造特区においては、受け入れ人数の緩和措置が行われてきたが、今後、研修・技能実習に関する構造特区を構想する場合には、第1及び第2に掲げた条件をしっかり満たすことを、構造特区の前提とすべきである。

従来の構造特区は、公的に認められていても、技能移転の確保や帰国後の雇用促進、トラブル防止や解決の効果的な実施が難しく、制度の建前と実態がずれる危険がある。したがって、ここに掲げた2つの条件を満たすことを、新たな構造特区の条件とすることを提案する。

第Ⅳ部 淡路島の国際展開にむけて

淡路島の潜在力を発揮するための手がかりとして、中国に進出して行う農業生産事業の可能性と、インドネシアのバタム島の例にみられる製造業と観光業による複合的な経済特区の可能性について、検討してみたい。

第9章 中国への農業分野の直接投資の現状と可能性

ここでは、「山東朝日緑源農業高新技術有限公司」と「無錫向山蘭園科技有限公司」の二つの例から、日本の農家と中国の農家又は生産共同組合が、どのようにして、共同生産を発揮してきたかを解説する。

1 「山東朝日緑源農業高新技術有限公司」について

中国においても、安全でおいしい農作物へのニーズが高まるなかで、アサヒビール(株)、住友化学(株)及び伊藤忠商事(株)は、2006年5月に中国山東省萊陽市に農業法人「山東朝日緑源農業高新技術有限公司」を設立し、約100ヘクタールの農地において200～300人を雇用し、「循環型農法」、「省エネルギー設備」、「IT」を導入した農作物の栽培、加工、物流、販売までのフードシステムを構築するとともに、徹底した品質管理を実践し、安全・安心でおいしい高付加価値の農作物の提供を目指す大規模な農業経営を展開している。

ここでは、中国の食生活向上に貢献する新たな農業経営モデルを提案するとともに、次世代の農業指導者・技術者の育成に取り組んでいる。

酪農で生じる牛糞を用いた堆肥を野菜や果実の畑に散布し、科学肥料などに頼らずに地力を維持する循環型農法を実践し、風力発電や太陽光発電設備を積極的に導入して農園でのエネルギー使用料の削減を進めるほか、ビニールハウスでの各種センサーによる栽培管理や農作物の生産履歴管理、ICタグによる乳牛の個体管理など、最先端のITを駆使してトレーサビリティの充実を図っている。また、温度管理を徹底した鮮度物流システムの構築を進めている。

特に「野菜」、「イチゴ」、「酪農」の3部門において生活者のニーズに応える高付加価値で差別化のある農産物の生産を進めている。

「野菜」部門では、55ヘクタールの耕地を使い、スイートコーン、にんにく芽、にんにく、ミニトマトを生産している。2008年からはアスパラガスの出荷を予定するなど出荷数量・品種の拡大を順次進めており、2013年には出荷数量を2007年の200トンから1,000トンに拡大する計画である。

「イチゴ」部門では、25ヘクタールの農地に10棟のビニールハウスを設置して生産しており、出荷数量の拡大に取り組んでいる。2013年までにビニールハウスを55棟に増設し、出荷数量は2007年の30トンから600トンとする計画である。

「酪農」部門は、20ヘクタールの耕地で展開している。2007年5月に循環型農法の確立に重要な役割を果たす乳牛400頭が到着し、最新の衛生管理、搾乳システムにより原乳を出荷し、さらに牛糞を用いて堆肥をつくり、化学肥料に頼らない農作物の栽培を進めている。2013年までに乳牛の数を2,000頭に増やし、出荷数量を2007年の1,000トンから7,000トンとする計画である。また、現在は、生産した牛乳を中国の牛乳商品メーカーに原料として出荷しているが、今後は自社ブランドでの牛乳販売も予定している。

これらの牛乳、野菜、果物などは北京や上海など中国の中心都市の富裕層にとって、安心できる農作物として好評を博している。

2 「無錫向山蘭園科技有限公司」について

山梨県甲州市にある向山農園は、様々な蘭のオリジナル品種を開発生産している種苗会社であり、現在生産量日本一となっている。この向山農園が2005年に中国江蘇省無錫市において100%出資の現地子会社である「無錫向山蘭園科技有限公司」を設立し、2005年に創業を開始し、ここで生産された洋蘭苗は中国国内に供給されるのみならず、アジア各国や欧米などへも輸出されている。2007年5月には中国内外企業を通じて初めて中国当局から7品種の洋蘭の「植物新品種権証書」を取得している。これは、同社が3年前から申請していたものであり、この品種登録により、不正コピー苗に対し中国国内法で対処できることとなり、中国内において販売されている不正コピー苗が正規品に置き換わることが期待されている。

3 「雕龍国際人材顧問有限公司」へのヒアリング結果

中国広東省深圳市において、華南地方の日系企業への人材紹介や工場の人事総務コンサルタントを行っている会社へのヒアリング結果は、以下のとおりである。

(1) 中国における人材育成について

2008年度における中国の大学卒業者の数は580万人であるが、このうち150万人が未就職の状態にある。こうしたなかで、中国では一人っ子政策をとっているために、一人当たりの教育費が上昇し、子供を海外に留学させる傾向がある。

一方、日本では少子化の影響で学生数は減少し、海外対応人材も枯渇していることから、深圳市の私立高等学校に日本語学科を設け、日本の大学に留学させることを考えている。できるだけ学力レベルの高い人材を募集したいと思っているが、すでに学力レベルの高い人材は、在中国の大学へ進路を希望する傾向があるので、どのように日本への留学を推薦するかが鍵となっている。大多数の中国人は教育を投資と考えており、留学費用を何年で償却できるか、何年で元がとれるかを計算する傾向がある。

(2) 多文化共生社会について

日本語という表現自体が、暗に含まれる意味の多さのため、外国人に仕事を指示する場合にうまく伝わらないという問題点がある。自分の意思が相手に伝わっているかどうかと自己分析する必要がある。

多文化共生社会においてもインフラを整える必要があるのと同時にその地域の人たちに外国人に慣れてもらう方法も考えなくてはいけない。外国人が日本社会になれる努力をするのと同時に、日本人も外国人を理解する必要性がある。現在は日本の賃金水準が他アジア諸国より高いために、日本は魅力的な労働市場として見られる傾向があるが、その差はどんどん縮小されていっている。

(3) 海南省への農業関係直接投資の可能性について

① 農地の借用方法

ア 農地を日系企業が借りる。又は、

イ 中国農業企業とパートナーシップを結ぶ。

→生産、梱包、技術は淡路出身者が指導し、販売は香港地域の日系商社や香港系商社が行う。淡路ブランドとして売ることを最優先課題とする場合は、現地スーパー、食品商社の協力の元、顧客ニーズに合った野菜等を生産する必要がある。

② 農地の借地料

海南農業高校校長に確認した農地の借地料は以下のとおりである。また、農業高校で有田農地の為、各種税金が免除される。製造した野菜を販売することは可能である。なお、下記金額は農業高校の名義で借りた場合であり、日系企業又は日本人の名前で農地使用权を買う場合はもう少し高くなる。

海南省海口付近借地料（1 畝当たり）：

野菜等の路地野菜に適した農地：400RMB（人民元）/year

果物等の山間部にある農地：200RMB（人民元）/year

水田：800RMB（人民元）/year

契約年数：30 年

③ 現地農業従事者の採用

現地農業従事者の採用については、農業高校卒業生も多く、比較的簡単に見つけることができ、問題はない。農業関連直接投資に関しては、農薬、農作物の管理等の技術向上、外資企業誘致による市の知名度向上、雇用の確保といった理由から、地方政府は歓迎する姿勢である。

④ 知的財産権の保護の問題について

特殊な品種の管理は難しい。安全、安心という観点での野菜づくりであれば、品種には関係なく、農薬の適時適量配布、出荷梱包までの製造工程での技術指導ができる。しかし、核心技術の移転は、工業分野と同様農業分野においても難しく、盗難の恐れがある。

⑤ 淡路島の農業技術を植生が異なる海南省において生かすことは可能か

海南省は、風の影響で年中気温が 25 度から 30 度と温暖な気候である。タマネギの生産は可能だが、高原野菜の生産はできない。気候、土壌及び水の問題があるので、淡路島農業に詳しい日本の大学の先生と海南大学農業科の先生の交流で、何が適しているのか検討すれば、最適な農産物が分かる。海南省は農業省なので、農業研究は進んでいる。なお、海南島からは、香港市場とマカオ市場に出荷することができる。海南省における農産物等は以下のとおりである。

ア 生の果物・野菜：四角いスイカ、メロン、パイナップル、カボチャ、バナナ、パパイア、レモン、オレンジ、スターフルーツ、椰子の実、ナツメ、レイシ、マンゴー、冬瓜、苦瓜、赤トウガラシ、青トウガラシ、サボジラ等。

イ 農産物加工品：乾燥させたココナッツ果肉、椰子ご飯、ジュース（ココナッツ、パパイア）、キャンディー（マンゴー、ココナッツ、コーヒー）、果物入りクッキー、フリーズドライの竜眼、コーヒー豆、胡椒等。

ウ その他加工品：燻製（イカ、フカヒレ、ウナギ、タコ、その他魚）、乾燥ナマコ、小魚、深海鮫等。魚の缶詰、鶏肉製品、兎肉製品、タツノオトシゴ入り酒、スッポン丸薬等。

エ 花の栽培：胡蝶蘭、菊（韓国へ大量輸出）

オ 真珠（神戸の卸商社は、よく海南島に訪問している。）

(4) 農業高校生が日本に入国し、農業を研修する際の問題点

農業高校を卒業する前に日本語教育を施し、卒業と同時に日本へ農業研修に派遣する。在中国学校側の利点としては、日本へ研修できるということで生徒が募集しやすく、ある程度の規模になれば市からの補助金も出る。

日本側の利点としては、

- ① 学校による人材の選別ができる。（3年間生徒を見ているので性格を判断できる）
- ② 教育場所を新たに借りる必要がない。
- ③ 同級生同士での日本語勉強と来日により、連帯感が醸成された学生を募集できる。

(5) 今後の展望

淡路島の専業農家が中国の広東省や海南省と提携して農産物を輸出するなど、日本の種苗や品質管理技術を活用して中国の中産階級のマーケットに入っていくことにより、専業農家がもっと豊かになり、若い人を農業に呼び込んでいくことが重要である。

4 海外における農業経営について

日本の農業は、国内市場だけで展開していくには限界がある。貴重な種子や農業技術の漏洩の問題はあるが、淡路の農業の特性を組み合わせれば、海外における農業経営の展開も十分に可能である。

「山東朝日緑源農業高新技術有限公司」では、約 100 ヘクタールの農地において 200～300 人を雇用しており、中国において大規模営農により農業生産性を上げることが可能であることを示唆している。最先端の高付加価値の農業技術は国内においてしっかりと守り、汎用性の高い技術を利用して、中国においてカナダ型やブラジル型といわれるような大規模な農業を展開することを検討すべきである。

また、「無錫向山蘭園科技有限公司」では、洋蘭苗を中国国内に供給するのみならず、アジア各国や欧米などへも輸出しており、さらに洋蘭の品種登録証を取得するなど海外戦略を展開している。淡路島における花卉栽培の技術を利用して、中国において大規模に種苗を育成することも検討すべきである。

兵庫県は、中国の広東省や海南省などと姉妹提携をしている。自治体間が連携することにより、日本企業が中国の土地を長期間借り上げて、中国の市場をマーケットとして大規模農業経営を行い、直接投資を行うことにより収益を上げることは可能である。

中国で農業高校に進学した人を農業研修生として淡路島に受け入れ、中国国内においても発展が可能な安全な農業技術、収益をあげることができる農業技術を供与し、中国に農業技術を移転し、安全かつ高品質な農作物を大規模に栽培することは可能である。安全な日本の種子を現地に持って行き、現地で大事に栽培し、中国市場に販売することで、新たな競争力を獲得し、淡路島農業の国際展開が可能になるだろう。

第 10 章 製造業も、観光産業もーインドネシア・バタム島の複合戦略ー

本章では、インドネシアのバタム島・ビンタン島等の経済特区（SEZ）をとりあげる。なお、補論では、戦後の経済特区ブームの発祥というべきイギリスの状と、その後の中国や沖縄における経済特区について考察する。

1 経済特区の内容

以下では、財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所大西次長作成の資料をもとに、インドネシアの経済特区について解説する。

2006 年 6 月 25 日、インドネシアとシンガポールは、両国国境付近のリアウ諸島州(インドネシア)に属する 3 島(バタム島、ビンタン島、カリムン島)に経済特区(Special Economic Zones:SEZ)を設置するための枠組み合意に調印した。

国土の狭小なシンガポールにとっては、重厚長大型、労働集約型産業の立地には限界があるところ、自由貿易地帯を設けることで自国経済とのリンケージを活発化し、国家としての競争力を高めたいとのねらいがあり、インドネシアにとっては、新規の海外投資を呼び込むチャンスであり、シンガポールのネットワークと投資誘致に関するノウハウを得られる機会となる。

インドネシア政府は、この取り組みが成功した場合には、別の地域にも特区を設置したい考えで、バリ島、東ジャワや北スラウェシが有力候補地だと言われているが、既に多くの地方自治体が名乗りを上げている。

経済特区の具体的内容については、両国代表で組織する合同推進委員会(Joint Steering Committee)で検討してきている。同委員会では関税やインフラ開発など 9 分野のロードマップを策定し 18 か月以内の実現を目指している。

そのような中で 2007 年 4 月インドネシアにおいて新投資法が公布され、内国投資と外国投資の違いを無くす内外無差別の原則が適用されることとなった。当該法が定める税制上の便宜措置は以下のとおりである。

- ① 一定条件を満たした新規・拡張投資に対する税制便宜
 - ・みなし利益軽減を通じた一定期間内の所得税減税
 - ・国内未生産の製造用資本財・機械・機器の輸入関税減免
 - ・一定期間・条件における生産用原料・補助材の輸入関税減免
 - ・国内未生産の製造用資本財・機械・機器に対する付加価値税（VAT）の一定期間減免
 - ・減価償却・減耗償却の加速
 - ・特定業種・地域・地方・地区における土地建物税減税
- ② パイオニア産業への新規投資に対する一定額・期間内の法人税減免
- ③ 投資実行中の企業が行う機械・資本財交換向けの輸入関税減免

※いずれも詳細は今後の財務相規定で決定することとなっている

また、2006 年 7 月からはバタム島で「投資ワンストップサービス」が開始され、投資認可手続きの所要日数は従来の 151 日から 59 日に短縮可能とされている。

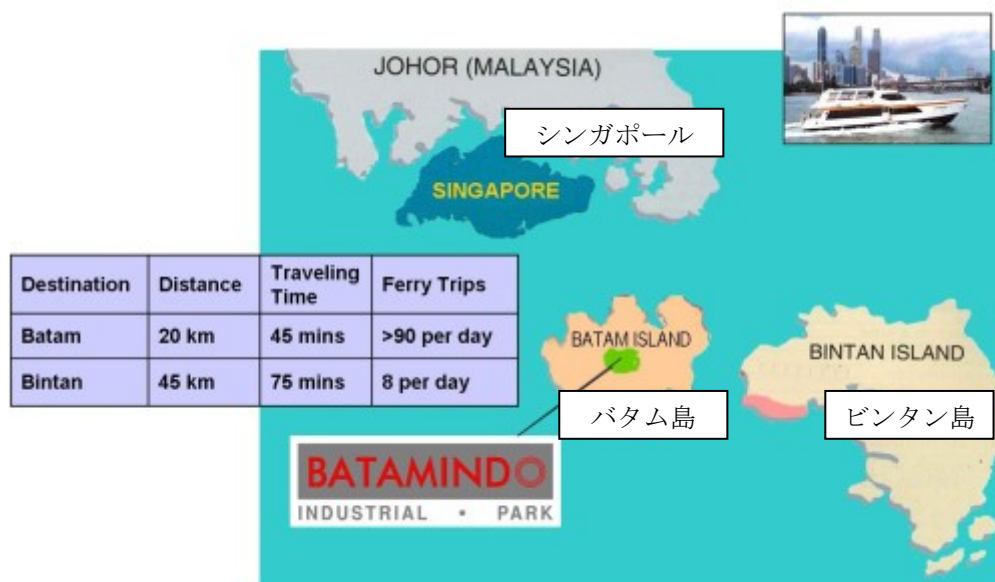
同サービスは、中央政府の関連省庁、州政府、バタム市政府、バタム工業開発庁(BIDA)が個別に行っていた各種認可を 1 カ所に集約したサービスである。

しかし、2007 年 6 月 21 日時点で SEZ としての優遇対象区域も確定しておらず、また 3 月には、シンガポールのエレクトロニクス系企業 6 社が、インドネシア政府の不透明性、労使関

係問題等を理由にバタム・ビンタン両島からの撤退を表明するなど、全て順調に進んでいるわけではない。

2 日本インドネシア経済協会ヒアリングから

日本インドネシア経済協会関西会長（バタム工業開発庁・顧問 日本代表）の木下 一氏に対してインタビューを実施した。



① バタム島の概要

インドネシアのバタム島は、フリーゾーンとして最近注目されている。バタムと呼ばれる地域は、バタム島・レンパン島・ガララン島という近代的な大橋で連結された3つの島から成り立っている。バタム島の面積はシンガポールの60%強だが3つの島とその周辺の島々の面積を合計すると、シンガポールの面積の約110%になる。

人口は工業化の進展に伴って急ピッチで増えており、70年初めには漁民が6千人程住んでいただけであったのが、現在では約80万人もの住人がいる。就労者はスマトラ島、ジャワ島を中心に周辺の島から約25万人が集まってきており、良質な労働力に恵まれている。バタム島は地理的にシンガポールの南約20kmの地点に位置しており、フェリーで約50分で行き来できる。

② フリーゾーンの開発

インドネシア政府は、1970年代の初めからバタム島を戦略的な意味合いからシンガポールに代わる自由港・フリーゾーンとして開発したいという思いで力を入れてきた。30数年前に始まったスハルト大統領の時代の前から、インドネシアの産品はそのほとんどがシンガポールを経由して輸出されてきたが、インドネシア政府はバタム島をシンガポールに代わる貿易、産業の戦略的拠点に育てたいと考えた。

1970年の初めには漁村しかなかったバタム島の開発は、道路を初めとするインフラ整備から工業団地、貿易港、リゾートへの近代的な基盤づくりをめざしてスタートした。90年

代に出来上がった近代的な工業団地と外資企業の誘致が効を奏し、再輸出生産を中心とする工業化への動きが始まった。

フリーゾーンの特性を活かし、部材と製品の輸出入が容易で有利な再輸出事業が稼動し始めた。再輸出生産のための工業団地の設置については、シンガポールからの積極的な資本投下と政府の強い後押しのもとに行われた。この背景には、1960年代後半にシンガポールが自国へ外資企業を誘致したものの、80年代から人件費を初めとする経営資源の急騰で外資企業の撤退が始まり、これをなんとしても抑えたいという強い思いがあった。

その時期にインドネシア政府は既にバタム島開発に力を入れていたが、資金的、技術的にもうまく進まなかったところへ、シンガポールがバタムでの工業団地の設置を初めとして、インフラ投資に積極的な姿勢で乗り出してきた。シンガポールには近隣諸国に先行して工業化を進めてきたノウハウがあり、それを活かしてインドネシアをリードした。

シンガポール政府にとっては、外資企業がタイやマレーシアに逃げていくよりはバタムに転出して稼動を続け、その製品がシンガポール経由で出荷される方がメリットが残ることになる。2007年6月現在、シンガポールからバタム島に移って操業中の日本企業は約60社あるが、これらの企業は日本からみるとシンガポールに作った子会社から出資設立した孫会社に当たる企業が殆どである。また、生産機能はバタム島に持っているが、営業機能や本社統括機能はシンガポールにあるという形態の事業展開を持つ企業が多い。

したがって、バタム島のこれまでの発展はシンガポールの戦略的な動きの中でつくりあげられてきたと見ることも出来る。インドネシア政府も多分にそれに乗ってきたわけで、シンガポールの思惑をうまく利用したともいえる。

シンガポール政府は引き続きバタム島の東方にあるビンタン島にも積極的なアプローチをかけ工業団地と共にリゾート開発にも力を入れ始めている。ビンタン島には白い砂浜が美しい景観が多く、それらを活かした観光事業に適しており、既に近代的な大型ホテルがいくつも完成し、観光客の呼び込みに成功している。従ってバタム島は工業化志向、ビンタン島は観光拠点として開発していこうという流れがつけられている。

③ 特別経済地区の指定

バタム島、ビンタン島に加えてバタム島の西方にカリムンという島があるが、昨年インドネシア政府は、バタム島の成功事例に基づきバタム島にビンタン島、カリムン島を加えた3島を特別経済地区（Special Economic Zone）に指定し、新しい法制を定めた。シンガポールの積極的なアプローチもあったが、そうした動きをインドネシア政府もうまく活用して、結果として地域開発に大きな成果を上げた。

その結果、両国がどのようなメリットを持つことになったかということを考えてみると、バタムは安い労働力を活かしてモノづくりで工業化を果たし、就労、生産力、技術力、インフラ整備で地域開発に大きな成果を挙げることが出来た。一方、シンガポールは戦略どおり外資企業の本社機能、営業機能を手元に確保したまま、バタム生産品の物流をすべてシンガポール経由で世界市場に送り出すことに成功している。

このように両国にとっての相互依存は、シンガポールのハブ機能、ロジスティック機能を初め、通信、金融を含む幅広いインフラ、即ちグローバリゼーションの中での必要なインフラ機能をシンガポール側が提供し、インドネシア側は、土地、労働力などの安価な経

営資源を提供することで形成され成功している。インドネシア側はジャカルタ周辺に広大な工業団地を作り上げ、国内市場をターゲットにした幅広い生産活動を展開しているが、 Batam 島はフリーゾーンの機能とシンガポールに近い優位性を活かして再輸出生産事業で成功している。

具体的に見てみると、 Batam 工場はシンガポール経由で世界各地から部品、材料を入手して、今日 Batam 工場に送り込むと、一日で組み立てを終えて完成品に仕上げた上、翌日にはシンガポールに送り出すという、非常に効率的な動きを可能にしている。ジャカルタではこのような短期での運びは難しい。港湾の機能、キャパの問題から通関業務、運送に至るまで問題が多く、どうしても時間が掛かってしまう。したがって、ジャカルタにおける生産活動はどうしても国内マーケットへの販売を中心にしたオペレーションにおいて成果を出すことができるが、 Batam 島における生産活動はフリーゾーンのメリットを活かして再輸出用に短期間での仕入れ・生産・出荷を効率的におこなう展開になっている。

いまや産業分野も広がり、次々に新しい工業団地が増え、電力、通信、港湾設備、舗装された道路等もさらに整備されてきている。また、作業労働者が豊富である半面、管理者クラスの不足が心配されていた問題も、5 年前に設立された工科短期大学から既に数多くの卒業生が企業の要請を受けて巣立っている。一番の問題とされていた人材に関する課題もようやく解決され、今後の発展に向かってさらに大きな道が開けてきている。

④ 現地の実情

現地に入っている外資はシンガポール系が多い。日本に本社を持つ日系企業でシンガポールの子会社からの出資、日本から見ると孫会社も多い。

海外からの直接投資は、企業数で見ると香港、台湾、韓国などが多い。シンガポールにつくった子会社が Batam 島に移って行ったというのが第一波であるが、これから新しい投資法に基づいた第二波が来ることになる。

港湾設備の能力の問題があり、 Batam 島から直接輸出はできない。シンガポールにはヨーロッパ、アメリカ、日本の大型でスピードのある船が入ってくるので、従来以上に港湾の深さやキャパが要求される。インドネシア政府は港湾整備への新たな投資を求め入札にかけている。将来整備されれば当然直接の輸出が可能になる。

ジャカルタの空港より長い滑走路を持つハンナジム国際空港があるので価値の高い製品の空輸は可能である。ロジスティック関係はシンガポールに押さえられているのが現状であり、 Batam 島は独自性を持ってシンガポールに押さえ込まれないように物流を強化することが必要である。

Batam 工業開発庁が 1970 年代初めにつくられ中期、長期の計画作成に当たっている。その大きなミッションのひとつは現地の住民対策であった。住民は工業団地を造成するために従来居住していた地域から立ち退かされる事もあったが現在は 2 階建て、3 階建てのマンションを提供されている。ジャワ島、スマトラ島から労働者がどんどん移ってきて定住している。必要以上に人口増の問題が起こらないように、質のいい労働者が選別されて定住できるようなシステムが作られている。

最近では、良質な労働力というスローガン掲げて、選ばれた労働者に絞って労働許可を与え定住できるようにしている。賃金水準はシンガポールの 10～15 分の 1 くらいで

ある。バタム島における賃金は、月 1 万～1 万 2 千円程度で、100 ドル前後である。1970～1980 年代には大半の企業が正社員として採用してきたが、厳しい時期を経て、現在の実態としては契約社員が多い。ジャカルタでは早くから進出した企業の正社員比率が 80～90%であるが、バタム島では、現在正社員比率が低い。新しい企業になると事務系以外は殆どが契約社員ということもある。契約社員の実質賃金は正社員の 6 割くらいになっている。外国人の幹部のうち 7～8 割はシンガポールに家族とともに住んで、月曜日の朝からバタム島に出勤し、金曜日の夜にシンガポールに帰るケースが多い。勤務者はフリーパスで自由に出入国している。

工科大学の存在は大きい。政府もそれを認識して十分な予算をとっている。2 年前まで JICA に依頼して日本人のエキスパートを派遣してもらっていた。4 年間にコンピューター部門、アカウンティング部門、エレクトロニクス部門の 3 人の専門家に来てもらって指導してもらった。

総じて投資額に見合った資金の回収に成功していく企業が多い。病院や学校はインドネシア政府が主として労働者向けに整備した。外国人は、シンガポールの病院や学校を利用するケースが多い。

16 箇所の工業団地の整備は民間ディベロッパーが行っている。シンガポール系のバタミンド工業団地では、メインオフィスがあり、テナントが決まると、従業員の斡旋からライセンスの取得の手伝いまで行う。シンガポールで作り上げたノウハウをそのままバタミンド工業団地に持ち込んでいる。

⑤ 観光事情

バリ島には歴史があり、これまでに相当な蓄積がある。ビンタン島には観光資源があり、今後、ホテル施設などの建設に投資を行うことによって初めてバリ島に近づくことができる。ただ、シンガポールでホテル代が 2～3 万円するとしたら、バタム・ビンタン島ではその半額という優位性がある。旅行者は、飛行機でシンガポールまで来て、バタム島・ビンタン島のホテルに宿泊し、ゴルフを楽しむというツアーを選んでいる。シンガポールのゴルフ場はなかなか予約がとれないが、バタム島であれば安価で予約がすぐにとれる。シンガポール政府も本国では困難なことについて、バタム島やビンタン島に投資をすることによって観光客を呼び込もうとしている。シンガポールは観光地としては物価が高くなりすぎている。

⑥ 日本との連携

現在、ジャカルタと東京、スラバヤと大阪、ジョグジャカルタと京都がそれぞれ姉妹都市として提携している。インドネシア政府と日本政府ということになると、いろいろと縛りがかかってくるが、自治体同士であれば比較的協力がし易い。共通点があれば姉妹提携をしていろいろな交流を行うことが多い。バタム島と淡路島が姉妹提携をすれば、バタム島側は淡路島の漁業のノウハウなどを欲しがるとはではないか。インドネシアは漁業資源が豊富であるが、漁船も少なく漁獲法もおくれている。日本の中古の漁船をインドネシアに持って行き 5 年間使用させ、その間に捕獲した魚の代金をもって漁船の購入代金に代えるといった仕組みを考えることによってインドネシア側の要請に応じることができ

る。そうすると、バタム島から淡路島に漁法を学びに来るといったことも考えられるし、水産加工会社がバタム島に進出して水産物の加工を行うということも考えられる。水産業については淡路島にはノウハウがあるはずであり、淡路島の特色なりノウハウをどのようにバタム島に結びつけることができるかを考えればよいと思う。日本で稼働していない中古の漁船をインドネシアに提供できないか、資源を活用すればよいと思う。

インドネシアからの漁業研修生を受け入れて漁業のノウハウを教育し、中古の漁船や冷凍設備とともにインドネシアに環流させるような仕組みをつくればいろいろな可能性がある。漁船はローンで購入している場合が多いので、ローンの返済が残っている中古の漁船をインドネシアに提供するのは難しい。ただ、それなりの仕組みをつくって問題点を克服すれば、いろいろな可能性はあるはずである。淡路島にあるノウハウのうちバタム島のニーズに合致するものを何らかの形でつなぎたい。自治体が姉妹提携をしてトップ同士で話し合って成功するというケースは多い。

淡路島に漁法や養殖技術などの漁業に関するノウハウを伝える研修センターを開設すれば、アセアンの各国から研修を受けに来るニーズは非常に高い。問題は、日本で技術やノウハウを取得しても、帰国してから就職できないというケースが多いことである。本国に受け皿が必要であることを考慮した仕組みづくりが肝要である。

日本はタイ、マレーシアなどから大量に花卉を輸入している。淡路島では花卉栽培が盛んであるので花卉栽培のノウハウをタイ、マレーシアなどに伝えて、よい花を現地で栽培して日本に輸入することも考えられるのではないかな。

バタム島の工科大学は、日本とも提携先を探している。ジャカルタのインドネシア大学は兵庫県立大学と提携している。自治体間の姉妹提携に関しては、リアウ諸島州知事は大変熱心である。インドネシアでは知事がある程度決定権を持つようになっている。2008年は日本とインドネシアの国交 50 周年の年である。7 月には日本インドネシア友好協会の理事長が来日する。現在、ジャカルタと東京、スラバヤと大阪、ジョグジャカルタと京都がそれぞれ姉妹都市として提携しているので、50 周年の行事参加が計画されている。

（補論）経済特区について

I 英国エンタープライズ・ゾーンについて

1 背景と目的

エンタープライズ・ゾーンが英国における大都市衰退への処方箋の切り札として登場して4半世紀が経過しようとしている。規制緩和と税の減免をインセンティブとしたこの都市再生策は、もともと存続が10年と限定されていたため、現在ではその役割を終えている。しかし、経済的疲弊と長引く失業に悩むインナーシティに新たなビジネス活動を誘引することを企図したエンタープライズ・ゾーンの視点は、単に大都市の局地的衰退に対応するための政策というよりは、工業化によって支えられてきた先発資本主義経済下において、これまでの成長のための国家的枠組みが高度工業化あるいは情報経済化への移行に対応できず陳腐化しつつあることを顕在化させたとみるべきだろう。そういう意味では、エンタープライズ・ゾーンは成熟国家・地域が共通して直面する課題に対応するための実験と位置づけてよい。

1980年、政府はインナーシティ再生に向けてEZの設置を決定した。その当初の目的は、従来の都市・地域計画上の規制や税制上の枠組みを撤廃ないし緩和することで、どれくらい産業・経済活動が活性化するかをいくつかのモデル地区を対象に実験することであり、したがってその政策効果を点検するため、ゾーンの設定は全英を対象として多様な状況下にある異なるタイプの地域においてなされた。このようにEZは局地的な問題地域を対象とした都市政策の実験としてスタートしたが、その後の展開は、これまで英国が堅持してきた空間政策と都市政策の境界が曖昧になってきたという側面をも見逃してはならないだろう。実際、たとえばScunthorpeやHartlepoolなどの「援助地域」においても、地元地方政府は域外からの投資を誘因するための有力な地域政策手段としてEZをいち早く誘致したのである。

もともとEZは、英国の地理学者ピーター・ホールが最初に提示したものである。彼は、自由港香港を念頭に「レッセフェール」の実験空間の設置を提案した。その独創性は、自由取引による企業の活性化と新しいコミュニティの形成によるイノベーションの高まりという2つの効果を結びつけた点にある。限定された地区に産業活動を集中させることで、企業間の連関関係を意図的に作り出そうとしたとみてよい。こうした自由放任を基調とするアプローチには、しかし新しい成長の可能性を有する革新的な企業を育てるメカニズムが欠落していたとの指摘がある一方、企業家にたいして経済活動を促すきわめて大きな心理的影響があったことも事実である。いずれにしても、EZは都市集積を人為的に形成することで衰退地域の再生をはかろうとするこれまでにない野心的な試みであったことは強調してよいであろう。

2 エンタープライズ・ゾーンのスキーム

ここではまずEZの仕組み（スキーム）をまず紹介しておきたい。EZに指定されると、その日から10年という限定された期間において以下のような特典がゾーン内の既存企業と新設企業に与えられる。

- ① 地方税の控除。商工業資産の地方税（rates）の控除。これによる歳入の欠損は、大蔵省から補填される。地方税控除はEZ政策の要のひとつである。
- ② 商工業建物の新築・増築に対する資本支出について、法人税・所得税の全額資本控除（選択により100%の簿価切り下げ）。

- ③ 開発用地税の免除。E Zの指定に伴うキャピタル・ゲインに対する課税（60%）免除を行ってきたが1985年3月に廃止された。E Z内の土地のかなりの部分は地方政府や準公的団体所有ということもあり、このインセンティブはもともと有効ではなかった。
- ④ 雇用主による産業教育費の負担や産業教育局への報告が免除される。約3分の2の労働者を所管していた産業教育局が廃止され、実質的にはその効力が小さくなっていた。
- ⑤ 開発規制の大幅な緩和。E Zの地域指定は、開発計画許可の効力を有しているため、スキームに適合した開発には自動的に計画許可が与えられる。スキームに適合していない場合、計画許可の取得は通常通り行うことになるが、この場合にもその手続きは迅速化がはかられる。
- ⑥ 行政手続きの迅速化。E Z当局は、各種の計画への対応・意思決定を14日以内に行うことが求められている。地方政府や電気・ガスなどのインフラ整備を行う企業にも同様の迅速性が求められている。
- ⑦ E Z内企業から出される関税手続き申請は、優先的に処理され優遇措置が講じられる。
- ⑧ 政府に提出する雇用センサスを含む指定統計提出義務の免除。
- ⑨ IDCの付与。IDCは、戦後の地域政策として最も強力なコントロール力を有していたが、実際には70年代から80年にかけてその有効性を弱め、1981年に廃止されている。

3 エンタープライズ・ゾーンの指定

E Zは、1981・82年に第一次指定地域として11カ所、次いで1983・84年に第二次指定地域として14カ所、合計25カ所が設置された。その後、Inverclyde が1988年に追加指定されたのを最後に政府はE Z政策の終了を宣言することになる。ところが、地域経済の疲弊はなお厳しい状況にあり地方政府からのE Z設置への要請は大きく、かかる状況への対応として造船業の不振に喘ぐSunderland は1990年に、鉄鋼業の衰退が著しい Ravenscraig 、さらに炭坑の閉山が地域経済に影を落とす Mansfield, Dearne Valley, Easington の3地域は1994年に例外的措置として新た設置された。

表1は、こうして設置された主要E Zについてその概要を示したものである。ここでは、ゾーンの性格を都市集積との関係から明確化するために、①都市ゾーン（urban zones: インナーシティに所在）②近郊ゾーン（accessible zone: 都市近郊地域に所在）③遠隔ゾーン（remote zone: 都市圏域から遠隔地域に所在）というおおまかな分類を行っている。

	面積 (ha)	立地特性	指 定 年	解 除 年
第 一 次 指 定				
コービー (Corby)	113	近郊	81	91
ダドリイ (Dudley)	263	都市	81, 84	91, 94
ハートルプール (Hartlepool)	109	近郊	81	91
サルフォード/トラフォード (Salford/Traford)	352	都市	81	91
スペック (Speke)	138	都市	81	91
タインサイド (Tyneside)	454	都市	81	91
ウェイクフィールド (Wakefield)	90	近郊	81, 83	91, 93
スウォンジー (Swansea)	314	都市	81, 85	91, 95
クライドバンク (Clydebank)	230	都市	81	91
第 二 次 指 定				
アラデイル (Allerdale)	87	遠隔	83	93
グランフォード (Glanford)	50	近郊	84	94
ミドルズバラ (Middlesbrough)	79	近郊	83	93
北東ランカシャー (North East Lancashire)	114	近郊	83	93
北東ケント (North East Kent)	152	近郊	83, 86	93, 96
ロザナム (Rotherham)	105	近郊	83	93
スカンソープ (Scunthorpe)	105	近郊	83	93
テルフォード (Telford)	113	近郊	84	94
ウェリンバラ (Wellingborough)	54	近郊	83	93
デリン (Delyn)	118	近郊	83	93
ミルフォード・ヘブン (Milford Haven)	146	遠隔	84	94
インヴァゴードン (Invergordon)	60	遠隔	83	93
テイサイド (Tayside)	120	近郊	84	94

出所) DOE[1995]。

表 1 英国EZの概要

ここでの特色は、第一次指定においてインナーシティの都市ゾーンが多く見られるのにたいして、第二次指定では近郊ゾーンが大勢を占めるようになっている。第一次指定の平均面積は221ヘクタール、第二次指定が98ヘクタールなので、後者の規模は全体としてかなり縮小されている。前者は、EZの当初の狙いであるインナーシティ再生に焦点があるが、後者はどちらかというとOIA (Old Industrial Area: 古くからの工業地域) の再編を指向する傾向にあるといってよいだろう。二次指定地域は、地方政府の協力姿勢や民間セクターとの連携がよい地域が選定され、地理的にも第一次指定よりは有利なエリアが選定されたとの指摘もある(図1)。こうしたゾーンの設置パターンは、ほとんどの都市開発公社(UDC)がそのエリア設定に際

して、ビジネス開発の必須条件として都心との連担関係を強く意識していたのと対照的である。

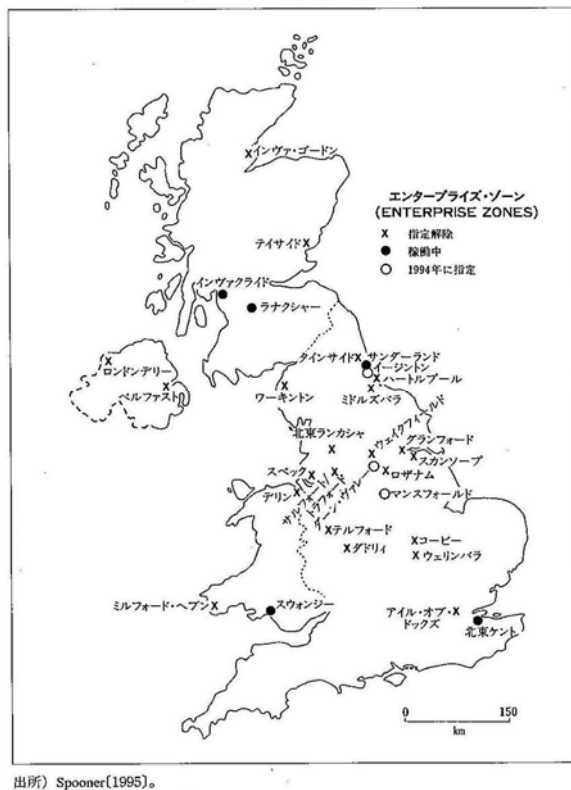


図1 EZの設置状況

4 エンタープライズ・ゾーン政策の成果

それでは、こうして設置されたEZはどのような成果をもたらしたのであろうか。1995年、環境省は PA Cambridge Economic Consultants に調査を依頼し、『EZの評価に関する最終報告書』(Final Evaluation of Enterprise Zones) を公刊している。実際の調査は、第一次指定のEZが終了する1991/92年と、第二次指定が終了する1993/94年の2回にわたって実施された。政府は1986/87年に『EZ実験に関する中間評価報告書』(An Evaluation of the Enterprise Zone Experiment) と題した調査結果を同コンサルタンツの調査に基づいて公刊しており、最終報告も基本的には同じ視点からの評価を行うとした。それは、EZが当初都市政策の「実験」という性格を有していたこともあり、EZ及びこれを取り巻く地域がどのように「変化」したのかを点検することにあつた。その際の具体的な論点として、①EZがもたらした付加的経済活動はどれくらいなのか ②EZは設置による周辺地域の物的再生に刺激となっているのかといった2点に集約され、EZの評価軸としても設定されたのである。

この最終報告書によれば、全英22のEZ (Isle of Docks: London Docklands など3カ所を除く) において、1981/82年から1992/93年の間に約20億ポンド (1994/95年価格) の民間による不動産投資が行われた。この結果、梃子率 (leverage ratio: 民間投資/公共投資) は2.3であ

った。

さて、1990年時点において、調査対象となった22のE Zにおいて、2,700ヘクタールの開発が行われ、600万平米の業務床が創出された。ここには、5千以上の企業が立地しており、約12万6千人の雇用が確保された。このうち、59,700人は6つの都市ゾーンにおいて、59,200が13の近郊ゾーン、そして6,800人が3つの遠隔ゾーンである。都市ゾーンの平均規模は291ヘクタール、近郊ゾーンが102ヘクタール、遠隔ゾーンが97ヘクタールとなっており、都市ゾーンが圧倒的に他のグループよりも規模が大きい。都市ゾーンの、E Z面積に対応した雇用密度は34人/ha、近郊ゾーンが45人/ha、そして遠隔ゾーンが23人/haとなっており、もともと近郊ゾーンには指定以前からの企業立地が少なかったことを考えると、同ゾーンにおける雇用確保が比較的成功していることがうかがえる。また、立地企業の特性をみると、全体の11%はE Zの指定以前から立地していた企業、28%が新規創業、23%が分工場・支社、そして38%が周辺地域からの移転企業であった。こうした立地企業特性は、間接的ながらE Zの政策効果を象徴しているものとも言える。

E Zの主たる狙いのひとつは、企業活動活性化への刺激にあることは言うまでもない。表2は、E Z立地が自企業にとって「スタート・アップ」「成長」「操業維持」といった立地メリットを有しているかについて調査した結果を示したものである。全体では、回答企業のほぼ8割がいずれかのメリットを得ていることがわかる。なかでも、「成長」と回答した企業は6割と最も多く、「スタート・アップ」「操業維持」は双方ともほぼ4割の回答を得ている。業種別に見ると、製造業においてメリットを感じている割合が高い。同様に、こうした立地メリットをゾーン別に示したのが、表2である。いずれかのメリットを享受したか否かという観点からみると、その格差はゾーン間において顕著である。たとえばInvergordonは100%の企業が立地メリットのいずれかを享受したと回答しているが、一方、Glanford ではこうした回答は50%にすぎない。ゾーン・グループ別にみると、遠隔ゾーンは平均92%がメリットありと回答しているのに対し、近郊ゾーンは同値が78%、都市ゾーンは74%であった。Invergordonなどの遠隔ゾーンには、E Z指定以前からの立地企業が多い。こうした企業群の立地メリットへの評価は、「成長」「操業維持」などの項目で一般に高いことがかかる結果に影響しているようだ。なお、E Z政策が企業立地に及ぼすインパクトは、立地企業数の増加に象徴されよう。たとえば、第一次指定（Isle of Docks: London Docklands を除く）地区では、指定時点において849企業であったが、90年にはこれが3,123に増加（267%増）している。また、第二次指定地区においても、同期において399から2,031へと増加（409%増）している。また、22の調査対象E Zにおいて、約1,500の企業が新規創業している。

(%)

	スタート・アップ	成 長	操 業 継 続	立地効果 あ
都 市 型 ゾ ー ン				
クライドバンク (Clydebank)	45	54	38	69
ダドリイ (Dudley)	45	52	33	76
サルフォード/トラフォード (Salford/Traford)	31	63	21	76
スペック (Speke)	61	72	33	89
スウォンジー (Swansea)	33	58	29	75
タインサイド (Tyneside)	30	62	39	72
近 郊 ゾ ー ン				
コービー (Corby)	83	71	50	92
デリン (Delyn)	47	47	33	87
グランフォード (Glanford)	40	20	10	50
ハートルプール (Hartlepool)	44	63	53	75
ミドルズバラ (Middlesbrough)	37	49	22	61
北東ランカシャー (North East Lancashire)	34	79	34	85
北東ケント (North East Kent)	43	55	45	72
ロザナル (Rotherham)	51	60	43	83
スカンソープ (Scunthorpe)	58	84	58	95
テイサイド (Tayside)	47	65	44	82
テルフォード (Telford)	50	53	30	77
ウェリンバラ (Wellingborough)	30	78	26	83
遠 隔 ゾ ー ン				
アラデイル (Allerdale)	53	43	40	90
インヴァゴードン (Invergordon)	43	71	64	100
ミルフォード・ヘブン (Milford Haven)	44	67	44	89

出所) DOE[1995]。

表2 EZの立地効果

5 エンタープライズ・ゾーン政策の評価

エンタープライズ・ゾーンがもたらした経済効果を総合的に判断するためには企業の立地状況とゾーン内・周辺地域をめぐる立地変化を点検する必要がある。EZの本来の狙いのひとつは、EZをいわば「成長の極」として、その周辺地域に経済活動を波及させることにあり、かかる側面からの評価は不可欠である。いまひとつは、EZには周辺地域からの移転が含まれており、地域経済全体の観点からすればゼロ・サムの状況にすぎない。したがって、EZ評価の際にはかかる内部移動を相殺したネットの付加を計測する必要がある。こうした状況を勘案して作成されたのが、図2に示すEZ総合評価のための分類である。なお、同図中のリンケージ効果はEZに移転してきた企業と取り引き連関のある周辺地域に立地する企業群の成長を示

しており、乗数効果は新たにスタート・アップした企業活動がもたらす地域所得の拡大を意味している。

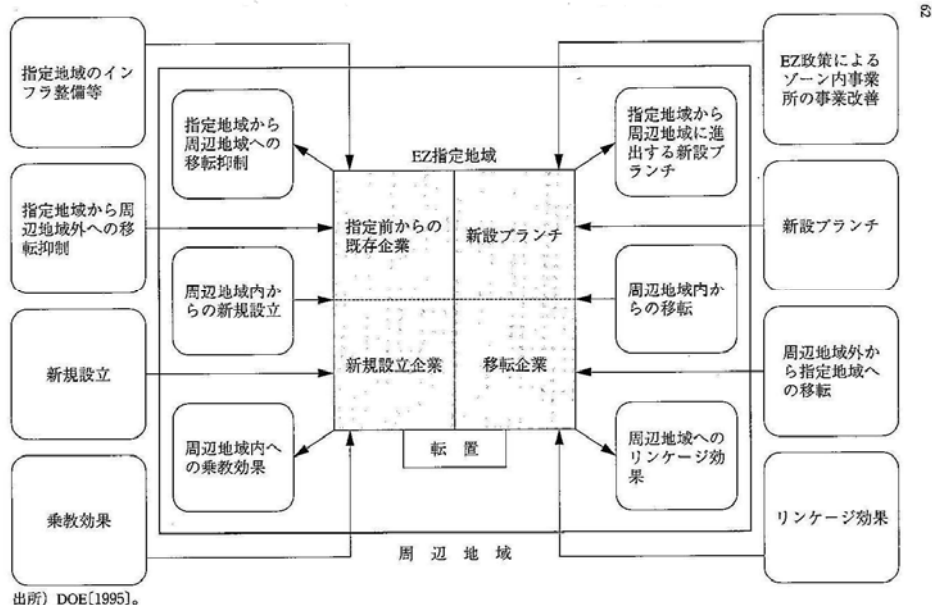


図2 EZ総合評価の枠組み

EZにおける総雇用は、合計125,700であった。このうち、デッド・ウェイト（EZがなくても存在していた雇用）が7,124と推計されているので、総付加的雇用は118,576となる。ここから、周辺地域からの移動（61,569名）とEZ立地企業との競合による周辺地域における雇用喪失（10,283名）を差し引くと、46,724の付加的雇用の純増となる。さらに、地域リンケージ効果と地域乗数効果による推計増分を加えた58,050の雇用が、EZが独自に創出した経済効果となる。都市政策の即効性という点は、こうした雇用の純増はみるべき成果ではあるが、かかる効率的に創出されたのかについてはここだけでは判断できない。そこで、ここに投じられた公的資金との関係をみておくことにする。

総公共投資額は、968.4百万ポンド、このうちレイトの免税が45.5%、資本控除が45.2%とほぼ同額で、両者で全体の9割以上を占めている。この結果、創出された雇用の年間一人当たり公共投資額は、全体では1,700ポンドとなる。これを、ゾーンタイプ別に見ると、都市ゾーンでは最も高くついており2,200ポンド、近郊ゾーンで1,300ポンド、遠隔ゾーンで1,100ポンドという結果であった。なお、土地取得、インフラ整備に要した費用は、EZ以外の都市再開発に関わる公的資金が導入されており、たとえば、都市開発補助金、アーバン・プログラム、あるいは荒廃地再生補助金など既往のものが1.3億ポンド以上投入されている。もともと、EZはUDCと異なりインフラ整備等を制度の枠内では実施することができないため、こうした他の公的資金導入や自治体による整備に依存しているのである。

こうした雇用の創出と投入された資金量の関係は、EZの効率性を示唆するものである。かかる数値をどのように評価するかは困難な課題である。それは、かかる指標があくまでEZ終

了時における実態を示すにすぎず、そういう意味ではE Z政策のきわめて短期的な成果を示しているにすぎないことである。もちろん、E Zはもともと都市再生の実験と位置づけられ、衰退から離脱できない疲弊した都市経済が自律的に再生する契機として設置されたものではある。しかし、都市の経済を自律的な再生プロセスに転じるということは、E Zが地域経済に波及的にどのような構造変化をもたらしたのかという、いわば質的転換側面を追跡・検討しておく必要がある。したがって、E Zの都市政策としての評価は、性急に行うべきものより長期的視点から評価すべき視角の双方からの分析が不可欠でありそのための時間的猶予が必要と思われる。

(注) 本稿につきましては、兵庫県立大学経済学部加藤恵正教授にご執筆いただきました。

II 中国経済特区について

1 背景と目的

1978年に始まった中国の改革開放政策は、対外貿易、外資導入、技術導入、対外工事請負・役務輸出、国際観光の推進などが施策の柱とされ、特定地域における一連の対外開放政策が、まず広東省及び福建省において試験的に試みられた。

この両省の実験を踏まえ、1979年に中国政府は対外開放区に係る基本的な考え方をまとめ、1980年、中国の「経済特区」が正式に誕生した。当初、深圳、珠海、汕頭の3地点でスタートした経済特区は、後に厦門及び海南島が追加指定され、外資に対し、経営自主権の保証、法人税の減免、土地使用権の付与、輸出入税の減免、外貨海外送金の保障等の優遇措置を講じることによって、積極的な外資企業誘致を展開した。

この経済特区における成果をもとに、1984年には沿海14港湾都市が「沿海開放都市」に指定され、同都市内における外資系企業誘致のための工業園区として14箇所の「経済技術開発区」が国務院によって批准された。また、1985年には長江デルタ地帯、珠江デルタ地帯、福建省南部地域を「沿海経済開放区」（1988年には天津市、河北省、遼寧省、江蘇省、浙江省、福建省、山東省及び広西チワン族自治区の各省・区の一定のエリアまで拡大された）に指定し、さらには、ハイテク産業の誘致育成のため、1988年に「高新技术産業開発区」の設置が認可された。

2 経緯・展開

この間、財政面及び行政管理面の地方分権が進んだ。この結果、地方政府と当該地方政府所管の国有企業、金融機関は当該地方の富裕化という共通の目的の下に共同化し、各地方はその権益拡大のために、従前にも増して外資の獲得に積極的に取り組むようになった。しかしながら、過度な地方企業育成策は、時として地方保護主義につながり、開発区の乱立や詐欺まがいの誘致行為等、反省すべき問題点も生じた。

さらに、特区・開発区政策自体も質的な変化を遂げた。当初、経済特区は、海外の資金や先進技術を導入するための手段と捉えられており、その展開は、地域を限定したものであった。しかしながら、外資導入による様々な効果が認識されるにつれて、特区・開発区は、自国の経済発展に効果的な産業誘導のための手段として認識されるようになった。この結果、中国政府は、地域制限については大胆に緩和しながら、進出業種について奨励、制限、禁止等に区分し、内容に応じて優遇策に格差を設けるようになった。

現在、各種開発区は、「経済技術開発区」（2002 年末現在の国家級開発区（以下同じ）52 カ所）、「高新技术産業開発区」（53 カ所）、「保税区」（15 カ所）、「輸出加工区」（15 カ所）、「辺境経済合作区」（14 カ所）等のカテゴリーに分けられる。

3 企業へのインセンティブ

開発区内の優遇策として中央政府が認可した内容は、経済技術開発区を例にとると、①生産型外国投資企業に対する企業所得税の国税分（30%）を 15%に軽減する、②経営期間が 10 年以上の企業に、利益の計上年度から起算して 2 年目までの企業所得税を免除し、3～5 年目までは半減とする（いわゆる「2 免 3 減」）、③企業所得税の減免期間満了後、その年の輸出製品生産額が総生産額の 70%以上の場合、企業所得税を 10%とする、④先進技術企業の場合、減免期間を更に 3 年延長する。⑤合弁企業の外国投資者が企業から得た利益の国外送金には、送金税を免除する、⑥中国国内に機構を有しない外国投資家が、開発区に源泉を有する配当、利息、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得を有する場合、所得税を 10%とする、⑦移転技術が先進的である等、投資案件の内容により、更に多くの減税、免税が適用される、等であり、外資企業に内国民待遇を超える優遇政策を与えている。

これらの優遇策は、所管の省、市から権限を委譲された開発区管理委員会が措置している。管理委員会は、企業誘致のみならず開発区エリア内におけるほとんどの行政権限を有している一種の地方政府であり、具体の進出企業との協議では、業態や規模等を勘案し、上記の優遇策の他、地方税や土地使用料、インフラ使用料等も含め、総合的な見地から適用される優遇策を個々の企業ごとに判断している。

4 今後の動向

2007 年 3 月に閉幕した中国の全国人民代表大会において、外資優遇税制を撤廃す「企業所得税（法人税）法案」が採択された。2008 年 1 月にも国内企業と外資系企業の税率を一本化する一方、内外資を問わずハイテク化や環境保護に役立つ企業を優遇する。国内企業との競争も激しくなる中で、優遇税制が撤廃されることにより、進出地域や業種、進出の方式などについて中国戦略を練り直す必要に迫られる日本企業も出てくる。

外資の優遇税制は、改革開放政策を始めた 1970 年末からで、外資を積極的に誘致するために設けられた。中国の法人税は現在 33%だが、開発区などに進出した外資系企業には 15%もしくは 24%の優遇税制を適用していた。法案はこれを内外企業とも 25%に統一する内容である。すでに進出している企業については段階的な措置を経て、5 年後までに引き上げられる。利益が出た年から 2 年は免税、その後 3 年は 5 割の減税を受ける優遇（2 免 3 減）も、段階的に廃止される。

企業所得税率の優遇措置は、産業優遇を主とし、従来の区域優遇は補助的なものになる。具体的には、条件に合致する小規模低利益企業や国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業であれば、それぞれ 20%及び 15%の低減税率により課税される。一方、企業が経済技術開発区などの特定区域に位置しているかどうかは考慮されなくなることから、税金面では経済特区、経済技術開発区などの特定区域に位置する必要性は薄れてくる。

（注）本稿の 1～3 につきましては、自治体国際化協会のクレアレポートNo.248「中国の企業誘致政策」の内容を引用させていただきました。

Ⅲ 沖縄経済特区について

1 背景と目的

2002年に施行された沖縄振興特別措置法に基づき、日本で初めて沖縄県に経済特区が設けられた。具体的には、法人税35%軽減など企業立地にとって有利な優遇措置などが盛り込まれた一国二制度的な特区である「情報通信産業特別地区」、「特別自由貿易地域」及び「金融業務特別地区」が設置されている。それらの取り組みに対して、情報通信関連企業、先端技術型ベンチャー企業などが高い関心を寄せている。

2 企業へのインセンティブ

(1) 情報通信産業特別地区

ア 指定地区

2地区（那覇・浦添地区、名護・宜野座地区）を指定。

イ 優遇措置

① 国税

所得控除制度（情報通信産業特別地区において新たに設立された常時雇用者数10名以上の企業について、新設後10年間、所得の35%につき、法人税の課税所得から控除）、又は投資税額控除制度（1,000万円を超える情報通信業務用設備を新增設した場合、その設備の取得価額の一定割合（機械及び装置15%、建物及びその附属設備8%）を法人税額から控除（法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円）のいずれかを選択できる）。

② 地方税

事業税の課税免除（1,000万円を超える情報通信業務用設備の新・増設から5年間、事業税を課税免除）、不動産取得税の課税免除（1,000万円を超える設備の新・増設について、情報通信業務に供する土地又は家屋の取得に対する不動産取得税の課税免除）、固定資産税の課税免除（1,000万円を超える情報通信業務用設備の新・増設について、土地、家屋、償却資産に課する固定資産税を5年間課税免除）、事業所税の非課税（那覇市において情報通信業務に供する1,000万円を超える機械等及び1億円を超える建物等の新・増設について、資産割の課税標準の対象床面積が5年間1/2控除される。）

③ その他

貸付利率、期間などについて、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

ウ 適用期間 平成14年4月1日から平成24年3月31日まで

エ 対象となる事業

① データセンター

② インターネット・サービス・プロバイダー

③ インターネット・エクスチェンジ

(2) 特別自由貿易地域

ア 指定地区

中城港湾新港地区（うるま市）を指定。

イ 優遇措置

① 国税

所得控除制度（新たに設立された常時雇用者数 20 名以上の企業について、新設後 10 年間、法人税課税所得の 35%が控除される）、投資税額控除制度（1,000 万円を超える設備を新增設した場合、その設備の取得価額の一定割合（機械及び装置 15%、建物及びその附属設備 8%）を法人税額から控除（法人税額の 20%限度、繰越 4 年、投資上限額 20 億円）、又は特別償却制度（1,000 万円を超える設備を新增設した場合、その設備の取得価額の一定割合（機械及び装置 50%、建物及びその附属設備 25%）が特別償却として認められる）のいずれかを選択できる。

② 関税

関税の課税の選択制の適用（保税工場等において、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と、製品に対する課税のいずれかを選択できる）、保税許可手数料の軽減（保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される）

③ 地方税

事業税の課税免除（1,000 万円を超える設備の新・増設から 5 年間、事業税の一部を課税免除）、不動産取得税の課税免除（1,000 万円を超える設備の新・増設について、不動産取得税の一部を課税免除）、固定資産税の課税免除（1,000 万円を超える設備の新・増設について、土地、家屋、償却資産に課する固定資産税の一部を 5 年間課税免除）

④ その他

貸付利率、期間などについて、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

ウ 対象となる企業

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

ただし、所得控除制度の対象は、製造業、倉庫業、こん包業のみ。

エ 特別自由貿易地域内での事業

① 加工

原材料や部品などを外国・国内から搬入し、加工、組立、製造を行った製品を海外・国内に出荷する。

② 蔵置

外国からの貨物を、関税や消費税を課さない状態（保税）で保管し、必要に応じて海外・国内へ出荷する。

③ こん包

外国製品の点検や改装などを行い、法律や顧客のニーズに合うように商品を仕上げる。

④ 展示

外国から搬入した商品や、地域内で製造した商品を展示して、マーケティング活動をする。

(3) 金融業務特別地区

ア 指定地域

沖縄県内で 1 地区のみ名護市全域を指定。

イ 優遇措置

① 国税

所得控除制度（金融業務特別地区において新たに設立された常時雇用者数 10 名以上の企業について、新設後 10 年間、所得の 35%につき、法人税の課税所得から控除。ただし、直接人件費の 20%が上限）、又は投資税額控除制度（1,000 万円を超える金融業務用設備を新增設した場合、その設備の取得価額の一定割合（機械装置及び特定の器具備品 15%、建物及びその附属設備 8%）を法人税額から控除（法人税額の 20%限度、繰越 4 年、投資上限額 20 億円））のいずれかを選択できる。

② 地方税

事業税の課税免除（1,000 万円を超える金融業務用設備の新・増設から 5 年間、事業税を課税免除）、不動産取得税の課税免除（1,000 万円を超える金融業務用設備の新・増設について、土地又は家屋の取得に対する不動産取得税の課税免除）、固定資産税の課税免除（1,000 万円を超える金融業務用設備の新・増設について、土地、家屋、償却資産に課する固定資産税を 5 年間課税免除）

ウ 適用期間 平成 14 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

エ 対象となる企業

① 金融業に係る業務

- ・銀行業、信託業又は無尽業
- ・農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業
- ・農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業
- ・貸金業、クレジットカード業もしくは割賦金融業、住宅専門金融業、証券金融業又は小口債権販売業
- ・証券業、投資信託委託業、抵当証券業、証券投資顧問業、投資法人資産運用業、確定拠出年金運営管理業又は金融先物取引業
- ・短資業又は証券取引所もしくは金融先物取引所の行う事業
- ・生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業

② 金融業に付随する業務

金融業を営む者の子会社又は専ら金融業を営む者のためにその業務を営む法人が行う金融業に付随する業務（事務処理センター、コールセンター等）

3 認定企業の状況（平成 19 年 8 月現在）

(1) 情報通信産業特別地区

認定企業はない。

(2) 特別自由貿易地域

賃貸工場 16 社

分譲・賃貸用地 6 社

(3) 金融業務特別地区

認定企業はない。

4 現状及び今後の動向

現段階では、情報通信産業特別地区及び金融業務特別地区における認定企業はない。その原因としては、人材やインフラ整備の面で国内の企業の信頼を得ていないことや認知度の低さなどのほか、認定要件として、①特区内に新たに法人を設立すること、②特区内のみに事業所を有すること、③常時雇用する従業員は 10 名以上であること等の条件が課されていることなど認定のハードルが高いことが指摘されている。

また、金融業務特別地区については、認定を受け、35%の所得控除が受けられることになったとしても、所得控除額は直接人件費の 20%が限度であるという制約が存在しており、メリットが限定的であることも指摘されている。

一方、特別自由貿易地域には、製造企業などがある程度進出している。進出企業の例としては、プリント基板製造装置を生産する(株)カメラ・アジア・パシフィック、ストレッチリムジンメーカーの(株)アミューザ、半導体向け精密研磨用治具を製造する(株)沖縄岸田製作所などがある。このうち、沖縄岸田製作所は、神奈川県逗子市に本社を置く半導体の研磨工程のための器具を製造する会社であるが、現在特別自由貿易地域内にある 1,000 ㎡の賃貸工場に入居している。沖縄に進出した理由としては、顧客の 8 割がアジア地域にいるなかで、法人税の所得控除制度をはじめとする各種優遇策、若年労働力の確保、雇用開発助成金などのほか、地元自治体による懇切丁寧な誘致活動などを挙げている。なお、賃貸工場が手狭になってきたことから、今後分譲地に移転する予定であるが、現在の分譲価格 (26,700 円/㎡) の引き下げや製造企業へのサポート機能の強化などを要望している。

第 11 章 アジアとの経済連携協定について—外国人看護師・介護福祉士の受入れ—

1 フィリピンとの経済連携協定

2006 年 9 月 9 日に、日本とフィリピンの両国政府は、小泉内閣総理大臣とアロヨ大統領が会談を行い、日比経済連携協定を締結した。この協定は、両国が幅広い分野で連携を強化する内容であったが、最も注目されたのは日本が条件付きでフィリピン人の看護師と介護福祉士の受け入れに合意したことであった。日本が経済連携協定において外国人労働者の受け入れに合意したのは初めてのことである。

この協定は、同年 12 月 6 日に国会で承認され、紆余曲折を経て、2008 年 10 月 8 日にフィリピンの上院において協定が批准され、2009 年 4～5 月には 2 年間で 1,000 人のフィリピン人看護師・介護福祉士候補者（看護師 400 人、介護福祉士 600 人）の受け入れが開始されることとなる。

受け入れの仕組みの概要であるが、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受け入れ機関としては、国際厚生事業団が唯一の斡旋機関として位置づけられている。また、この協定に基づき入国するフィリピン人は、受入施設で就労しながら国家試験の合格を目指した研修を行うが、フィリピン人と受入施設との契約は雇用契約であり、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を支払う必要があるほか、日本の労働関係法令や社会・労働保険が適用される。また、この協定によるフィリピン人の受け入れは、3 年間乃至 4 年間の滞在の間に看護師・介護福祉士の国家資格を取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的とした制度であり、国家資格取得前は受入施設の責任において、国家試験の合格を目標とした適切な研修を実施することが重要となる。

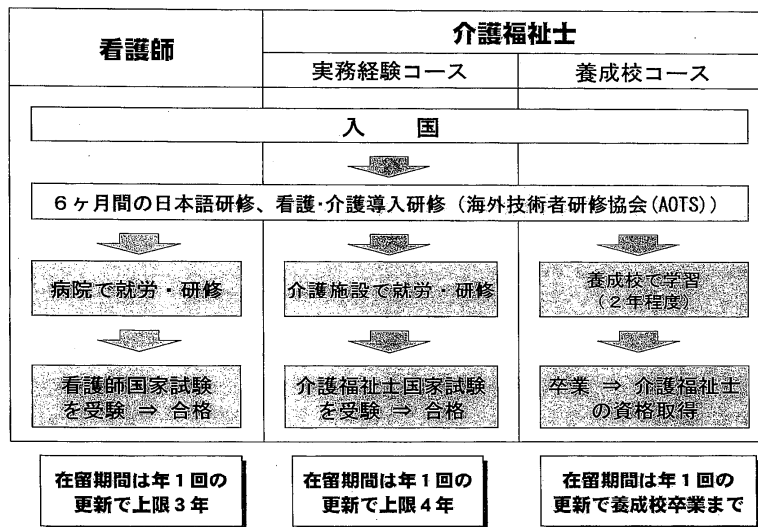
日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れの仕組みは以下のとおりである。

日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れ関係（平成 18 年 9 月 9 日協定署名）

	看護師	介護福祉士	
		実務経験コース	養成施設コース
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）	養成施設で就学 （修了後に資格取得）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	
在留期間等	・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年（養成施設の場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 ・不合格・資格不取得の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受け入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限		
入国の要件	・フィリピンの看護師資格の保有者 ・3年間の看護師の実務経験 ・日本人と同等以上の報酬	・「フィリピン介護士研修修了者（TE SDAの認定保持）＋4年制大学卒業生」又は「看護大学卒業生」 ・日本人と同等以上の報酬	・4年制大学の卒業生
日本語研修等	入国後に6ヶ月間の日本語研修等（注）を実施：財団法人海外技術者研修協会（AOTS）及び国際交流基金		
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（POEA）		比高等教育委員会（CHED）
受け入れ調整機関	社団法人国際厚生事業団（JICWELS）（予定）		

（注）「日本語研修等」には、看護・介護導入研修を含む。日本語検定 2 級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。
（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受け入れの一時停止を含む、秩序立った受け入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ



※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。
 ※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。

（厚生労働省社会・援護局資料から引用）

2 インドネシアとの経済連携協定

2007年8月20日に、日本とインドネシアの両国政府は、安部内閣総理大臣とユドヨノ大統領が会談を行い、日・インドネシア経済連携協定を締結した。この協定は、両国が幅広い分野で連携を強化する内容であったが、この協定においても日本が条件付きでインドネシア人の看護師と介護福祉士の受け入れに合意した。

この協定は、2008年4月17日に衆議院本会議で承認され、インドネシアの国会の承認は不要なことから、フィリピンに先立ち2008年7月から2年間で1,000人のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者（看護師400人、介護福祉士600人）の受け入れが開始した。

日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れの仕組みは次ページのとおりである。

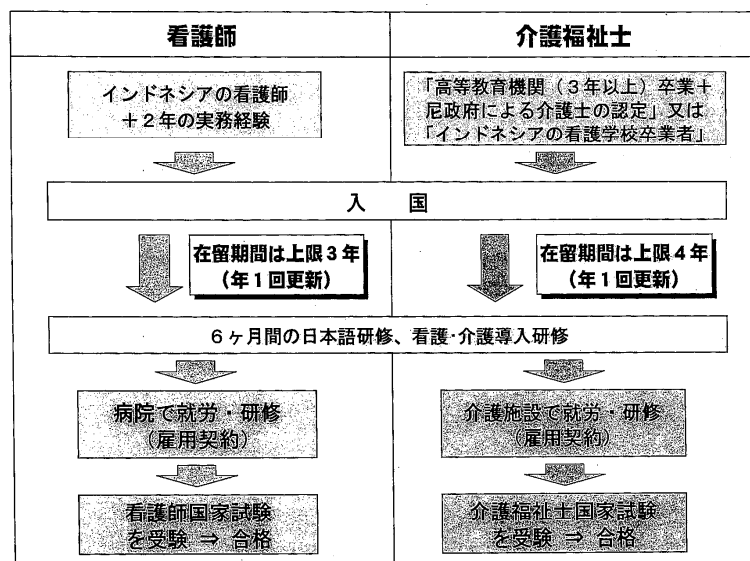
日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（2007年8月20日協定署名）

	看護師	介護福祉士
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格	
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）
在留期間等	・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年が上限 ・国家試験に不合格（資格不取得）の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限	
入国の要件	・インドネシアの看護師資格の保有者（看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒） ・2年以上の看護の実務経験 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結	・「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者＋6ヶ月程度の介護の研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者（注1）」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業生」 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結
日本語研修等	入国後に6ヶ月間の日本語研修等（注2）を実施	
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁（NBPPIW）	
受け入れ調整機関	社団法人国際厚生事業団（JICWELS）（予定）	

（注1）インドネシアにおける介護の研修については、介護に必要な技能を有する介護士として必要な技能を取得するためのカリキュラムを、インドネシア政府が日本政府と協議しながら検討。

（注2）「日本語研修等」には、看護・介護導入研修を含む。日本語検定2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ



※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能（更新あり、上限なし）。

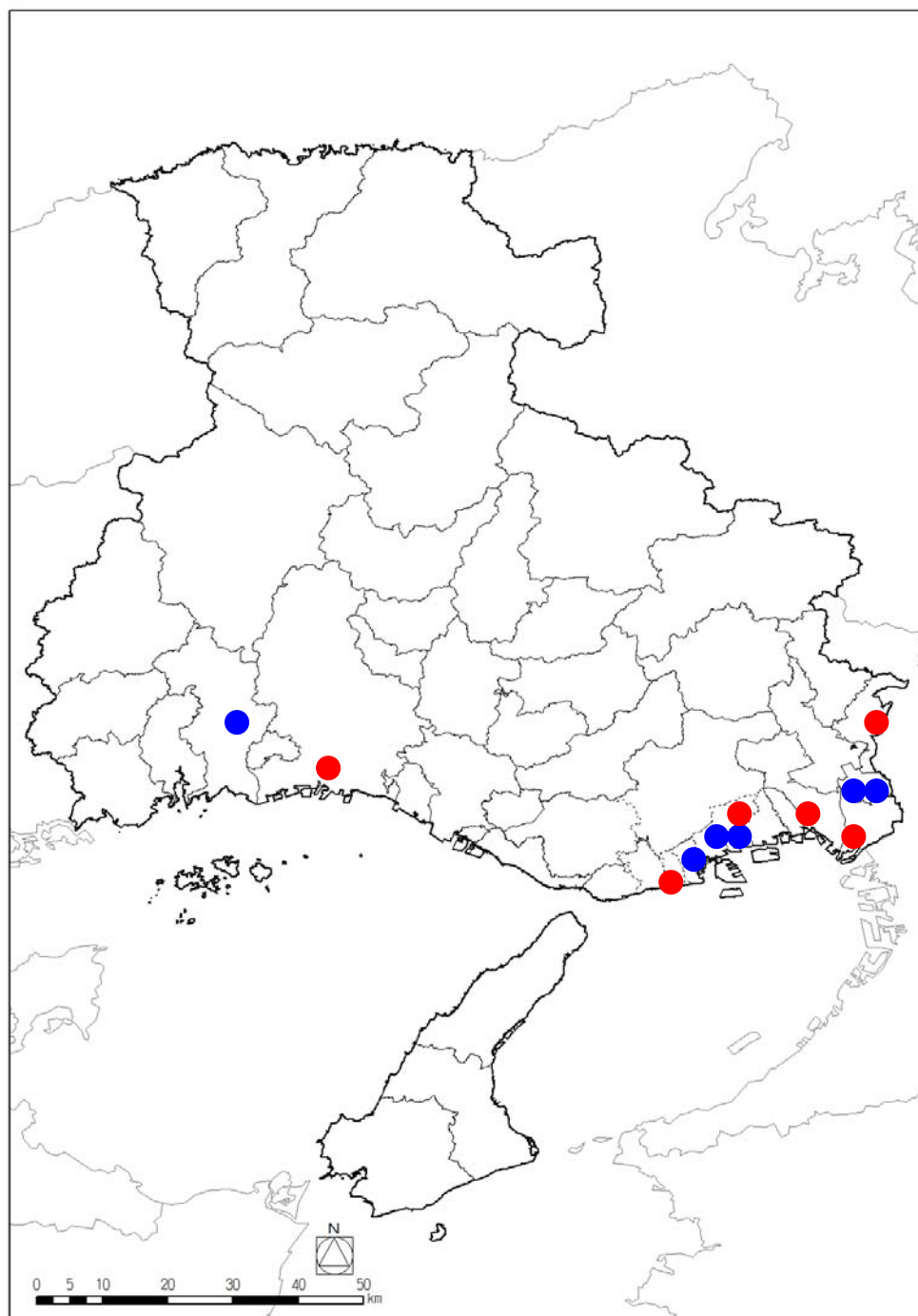
（厚生労働省社会・援護局資料から引用）

この仕組みに基づいて、2008年度に全国で204名（看護師104名、介護福祉士104名）のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受け入れが行われ、兵庫県においては12機関が全国最多の24名（看護師12名、介護福祉士12名）を受け入れた。208名のうち3名の介護福祉士候補者は日本語研修を免除され、平成20年9月から特別養護老人ホームなどにおいて就労を開始した。残りの205名は、半年間の日本語研修の後、平成21年1月には介護福祉士候補者101名が24都

府県の特別養護老人ホームなど 51 施設において就労を開始し、2 月には看護師候補者 104 名が 24 都府県の 47 病院において就労を開始した。

平成 21 年度の受け入れについては、最大 792 名（看護師 296 名、介護福祉士 496 名）の受け入れが予定されているが、今回は、平成 21 年 7～10 月にインドネシアで研修を行い、同年 11～12 月に日本で研修を行った後、平成 22 年 1 月から各施設における就労・研修を行う。

インドネシア人看護師・介護福祉士受け入れ先位置図



(注) 看護師受け入れ先 (6 機関) ●

介護福祉士受け入れ先 (6 機関) ●

3 看護師・介護福祉士の人材不足について

厚生労働省によると、2007 年現在で看護師は全国で 4 万人が不足しており、また、介護職員についても、2014 年には 40 万～55 万人が不足する見通しとなっている。

看護師の国家資格を持ちながら看護の仕事に就いていない「潜在看護師」は約 55 万人いるが、看護師不足は各地で深刻化している。

さらに、医療保険から医療機関に支払われる診療報酬の仕組みは、看護師 1 人当たりの患者が 15 人、13 人、10 人と少ないほど支払率が良くなるが、平成 18 年 4 月の診療報酬改定で看護師 1 人当たり 7 人の最少区分が新設され、支払率が患者 7 人と 15 人では最大で 1.5 倍になり、看護体制が手厚い病院ほど報酬が多くなった。このため、全国の医療機関で看護師の争奪が繰り広げられており、都市部の労働条件が良く教育体制が整っている病院に人気が集中する一方で、地方の中小規模の病院から多くの看護師が引き抜かれることなどにより、地方においては看護師不足が顕在化しつつある。

こうしたなかで、日本看護協会が厚生労働省と協力して、「潜在看護師」の実態把握と再就業支援に取り組んでいるほか、各地の病院においても、離職した看護師を再教育し、復帰の後押しをするプログラムを始めており、人材サービス会社でも看護師資格を持つ登録スタッフ数の増加に力を入れている。

一方、厚生労働省によると、介護福祉士の国家資格を持つ人は 2005 年 9 月時点で約 47 万人いるが、その 4 割強に当たる約 20 万人は、資格を持ちながら介護の仕事に就いていない「潜在的介護福祉士」である。

2007 年に同省が実施した賃金構造基本統計調査によると、介護職の賃金は、福祉施設介護員の月額平均給与が 2 万 1 千円（平均年齢 36.0 歳）、ホームヘルパーの月額平均給与が 2 万 1 千 3 百円（同 43.8 歳）であり、全産業の月額平均給与 3 万 3 千 1 百円（同 41.0 歳）を大きく下回っている。

人手不足にあえぐ介護の現場に人材を取り戻そうということで、政府は 2009 年 4 月には介護報酬を 3%引き上げる方針を決定し、全国に約 120 万人いる介護職員を 10 万人程度増員することを目指しているが、慢性的な人材不足に陥っている介護の現場に人材を呼び戻すのは容易なことではない。

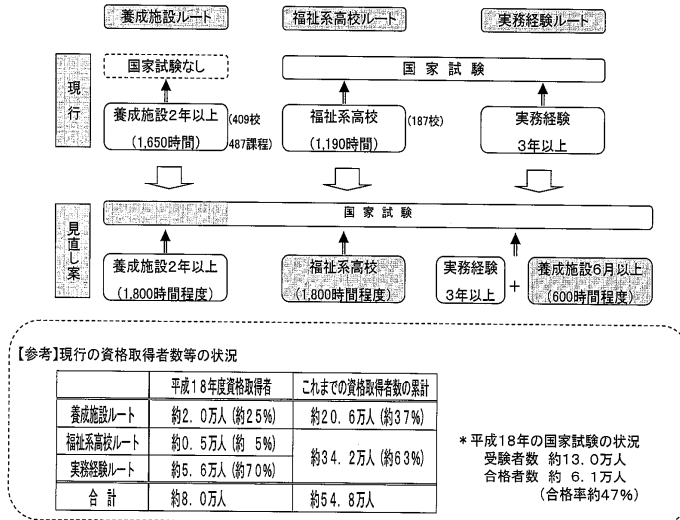
4 介護福祉士制度の一部改正について

平成 19 年 12 月 5 日に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が公布され、今後は介護福祉士養成校修了者についても修了後に国家試験が課されることになった。この法律は平成 25 年 1 月に実施される試験から適用される。また、養成施設修了者のうち国家試験を受験しなかった人や国家試験を受けたが不合格となった人を「准介護福祉士」として処遇することが規定されたものの、平成 24 年 12 月を目途として准介護福祉士制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

改正された制度の概要については、以下のとおりである。

IV 資格取得方法の見直し ①介護福祉士

資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法を一元化する。



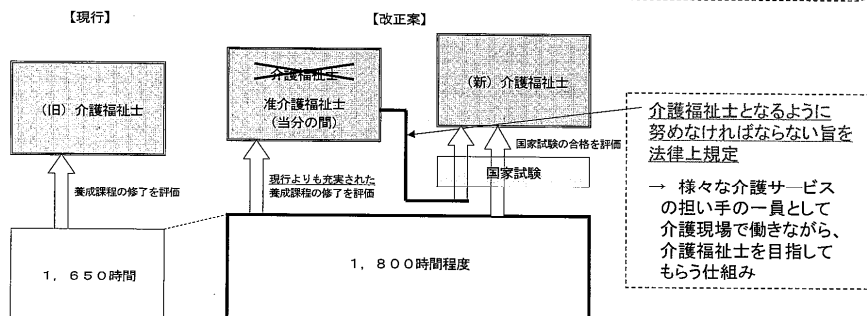
A 養成施設ルートの見直し

資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。
(平成24年4月1日施行 → 平成25年1月試験から実施)

経過措置

養成施設の卒業者は、当分の間、**准介護福祉士**の名称を用いることができる。

- 養成施設の卒業者は、改正前の制度の下では介護福祉士の資格を取得できた者であったことを踏まえた経過的配慮
- 養成施設の卒業者は国家試験を経ることなく介護福祉士の資格を取得することができる
現行制度を前提として、フィリピンとの間の経済連携協定の中でその受入が盛り込まれていることとの整合の確保

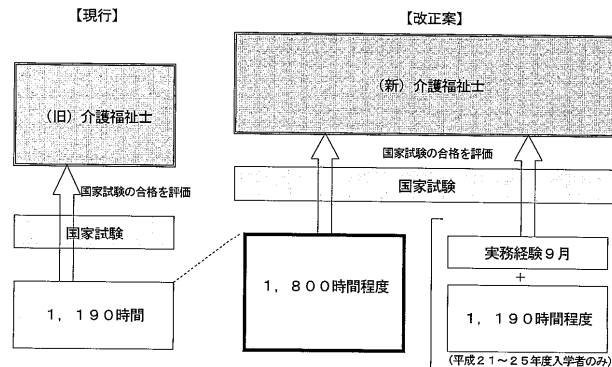


B 福祉系高校ルートの見直し

教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。
(新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行)

経過措置

教育内容の充実が困難な福祉系高校については、平成21年度から平成25年度までの入学者に限り、現行の1,190時間程度の課程を卒業した後に9月以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する。

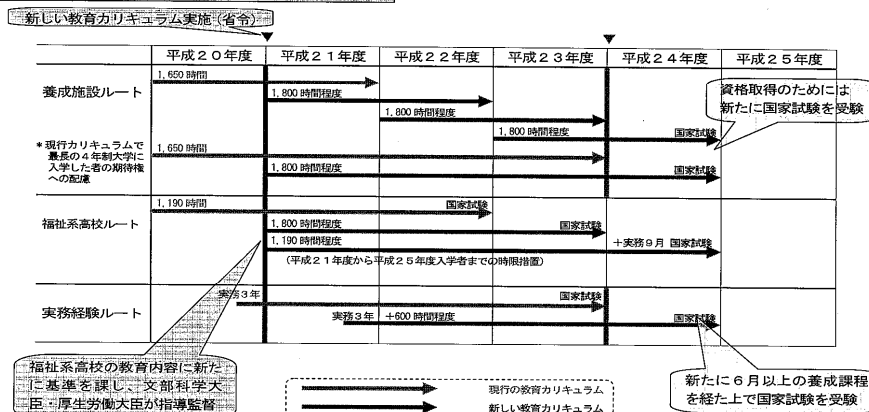


C 実務経験ルートの見直し

3年以上の実務経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。
(平成24年4月1日施行 → 平成25年1月試験から実施)

* 通信課程等を認め、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮する。

D 見直しの実施スケジュール



(厚生労働省ホームページから引用)

5 外国人看護師・介護福祉士の受け入れに関する諸見解

厚生労働省の推計によると、2030 年における我が国の労働力人口は、現在の約 6 千 7 百万人から 1 千万人以上も減少する。しかし、同省は、労働力不足を外国人労働力で補うという考え方はとらないとしている。問題は、国内における需給ミスマッチにどのように対処するかである。労働力自体が不足していなくても、需給ミスマッチが大きくなると、外国人労働者が流入してくる実態があるからである。

日比経済連携協定の締結を受けて、社団法人日本看護協会ではフィリピン人看護師の受け入れに関して、2006 年 9 月に以下のような見解を発表している。

③ 医療・看護の質を確保するためのフィリピン人看護師受け入れ 4 条件

- 日本の看護師国家試験を受験して看護師免許を取得すること
- 安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有すること
- 日本で就業する場合には日本人看護師と同等以上の条件で雇用されること
- 看護師免許の相互承認は認めないこと

② フィリピン人看護師の受け入れは、日本の看護師不足を解消するためではなく、あくまでも 2 国間の貿易交渉の問題である。

③ フィリピン人看護師に対する職場環境の整備・支援が重要である。

- 日本語研修機関や職業斡旋機関の公的機関への一元化
- 労働条件、環境整備、日本での生活の相談や支援など

また、日比経済連携協定の締結に先だって、社団法人日本介護福祉士会では外国人労働者の受け入れに関して、2005 年 6 月に概ね以下のような考え方を公表している。

① 介護福祉士は平成 17 年 5 月末日現在で全国に 46 万 5 千人、毎年 6 万 5 千人増えている。これは先進諸国の中で極めて特異な状況にわが国があることを示している。

なお、平成 17 年 2 月現在の社会福祉事業従事者は 227 万人であり、介護福祉士はそのなかでも中核的存在である。

② 介護福祉士制度が「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき 17 年前にできたのは介護の質を上げるためであり、事実、介護の質は飛躍的に向上している。特に介護保険制度導入後は国民の意識の面でも質についての認識が高まりつつある。

③ 今回、介護労働に外国人労働者を受け入れる背景に「少子化」対策がある。「少子化」は介護分野のみならず、わが国の経済全般に関わる問題で、あえて、介護分野に特出すべき問題ではない。

④ 我が国の介護職員の現状は、多くの介護職員が熱意をもって働いているが、一方では労働・雇用条件が不安定であるため、多くの未就労者や離職者を生み出している。今後、国内における介護労働力を確保するためにも、賃金をはじめとする処遇向上を図り、介護労働がディーセントワークなるよう、職業としての魅力が高まるよう支援すべきである。それを行っただけでの外国人介護労働者の受け入れでなければ、ほかの国の人材を安易に費消するということが ILO の近年の理念に反する。

一方、介護は利用者の生命・生活・人生と密接な関わりを持つ。提供される介護によってその生命・生活・人生が左右されるといっても過言ではない。単に食事・排泄・入浴の介助ではない。利用者の文化・生活習慣・ライフスタイルなどを含めた尊厳に根差した全人

的ケアである。その点について十分な研修が行われる必要がある。

- ⑤ 労働力の減少傾向のなかで介護労働力の確保と質の向上の維持を図るためには、職業として魅力を高めることが重要である。さらには、離職者等の再活用を図ることが不可欠である。
- ⑥ 以上述べてきた事柄、それらを実現してこそ、仮にアジアの有意の介護専門職を日本に受け入れたときに、真に受け入れ側の社会・国家に対して意味ある国際協力をしたことになる。また、国際的な正義、公平、公正の原則を我が国が実践したことになる。
- ⑦ それらの条件を整備しないで、アジアからの介護労働力を安易に導入することは国際社会で正義に反することである。
- ⑧ 一方、我が国に目を転じて、介護労働市場での労働力移動は地域密着型である。また、介護は利用者の生活文化や人格形成にいたる歴史を十分理解したうえで提供することが必要であることから、地域を基盤とした労働力の確保、循環を促す仕組みが必要となる。むしろ、我が国が早急に取り組まなければならないのは、これらの我が国の条件整備にある。
- ⑨ 外国人介護労働力のスムーズな導入のためにも今行わなければならないのは介護労働力をめぐる条件整備である。

第Ⅴ部「多文化共生モデル」に向けた提言

第12章 淡路島における産業再生・多文化共生のための提案

1 淡路島の再生にむけてー新たな議論喚起に向けてー

淡路島の人口減少・高齢化を考える際に、これが、主要産業である農業の動向と密接に関係していることについて、特に、注意を払う必要があることを強調したい。

淡路島の農業は二つの側面をもっている。第一は、兵庫県内の認定農業者の半数が淡路島に在住しており、農産品のみならず、園芸、畜産品においても、淡路島独自の製品を提供してきた。こうした専業農家も、同時に、深刻な後継者難に直面している。これと同時に、第二は、淡路島の農業の主力となっているのが兼業農家であるが、兼業を維持するための島内における就労機会が減少し、兼業農家の存立基盤を脅かしていることである。

この背景には、淡路島における製造業の島外移転や島内雇用の停滞・減少、それに、観光業における観光客の低迷が影響を及ぼしているほか、高齢化とともに重要性の増した医療・介護サービス分野の賃金・労働条件が改善されないことも制約になっている。

したがって、専業農家が、新たな市場を確保し、経営規模の拡大に取り組み、収益性をあげなければ、若年層は、専業農家の就業機会といえども、魅力を感じないであろう。また、兼業農家では、農業従事者の高齢化が極端に進み、若年層が、地元で良好な兼業機会を得られずに、大阪や神戸など大都市に流出すると、兼業農家の維持も困難になり、休耕農地の増加に拍車がかかり、島の自然環境や景観の保全にも悪影響を及ぼしかねない。

このように、淡路島の人口減少・高齢化の問題を解くカギは、淡路島の農業、製造業、観光業、医療・介護などサービス業などで、どのような複合的な戦略を展開するかにある。

そこで重要なのは、第1は、各分野で、新たな市場又は販路を確保し、収益性をあげる道を確保すること、第2は、その販路を確保するため、必要な国内投資又は対外投資を行うこと、第3に、見込まれる高い収益性にみあった高い所得を実現する良好な雇用機会を創出し、内外から、人材を確保できるようにすること、第4に、各分野の取り組みが、相互依存関係をつうじて、相乗的な効果を発揮できるようにすることである。

以上のような視点にたつて、次に、それを実現するための新たな経済構造特区を構想することにした。

2 淡路島・アジア連携複合経済構造特区構想のための提言

今や私たちは、世界的な経済危機の克服だけでなく、危機克服後の新たな世界経済を展望し、そのための構想を具体化して、準備を始めなければならない。

その際、欧米で高まった金融リスクや資源価格高騰、環境問題の深刻化にかかわらず、アジア経済は、中国・インドを含む東アジア経済を牽引力として、中長期的に、拡大を続ける潜在力を持つことを確認したい。

同時に、日本は東アジアの高度成長なしには、もはや自力では再生しえないことを認識し、当該地域で経済統合を積極化し、域内の各地域は、域内全体の市場を意識しながら、競争力ある産業集積（製造業のみならず、サービス業を含む）を形成する必要がある。

そこで、兵庫県淡路地域のアジアとの連携を通じた経済・社会の活性化のため、単独の特区でなく、複数の経済構造特区をセットに、その相乗効果の実現を狙って、「淡路島・アジア複

合経済構造特区」を構想する。

従来の構造改革特区は、特定地域において、単独の法規制の緩和を行うもので、地域における「産業クラスター」の形成を目標とし、あるいは、これを実現することはできなかった。また、規制の緩和のみが求められ、必要な規制の導入と規制の緩和をセットにして、効果を高めるといった特区は存在しなかった。

もともと、経済構造特区の先駆者であるイギリスや、アジアで大掛かりな経済構造特区を設定した中国などと違い、日本の構造改革特区制度には、財政面又は税制面の優遇措置が欠けており、日本の構造改革特区は、その経済効果について、パワー不足を指摘せざるを得ない状況は変わっていない。

さらに、最近においては、構造改革特区の申請が激減し、あるいは、構造改革特区で取られた措置が全国化することで、構造改革特区の存在意義がますます問われている。構造改革特区制度の改革の方向として、市町村単位でなく、これより小さな地域単位での規制緩和が議論されることもあるが、これには、にわかに賛成できない。これでは、ますます、わが国の構造改革特区制度のパワー不足に拍車をかける結果をもたらすのではないか。

そこで、複数の経済構造特区を相互に関連付けながら、横断的及びセクター別に設定した、農業、医療・介護・福祉サービス・観光などの振興を目指した複合型の経済構造特区構想を提案し、淡路地域のアジアとの連携を効果的に実現することを目指したい。

3 政策提案の概要

2年間の調査研究に基づき、以下のような政策提言をおこなうこととした。

提言 1 農業分野での海外市場確保・海外生産拠点の構築と国際連携

淡路島を農業を中心とする「知的創造拠点」と位置づける。淡路島の農業の知的財産の保護を重要な前提としつつ、高い品質管理と食品安全の確保をセールスポイントに、例えば香港市場を皮切りとし、中国の大都市部に淡路島産の玉ねぎやレタスなどの農業産品の輸出を行う。輸出量が相当程度に達したところで、中国・広東省又は海南省など大消費地に近い農村部で、淡路産の品種の栽培に適した地域を選び、現地生産を開始する。当初は少量生産でピンポイント的に、将来的には大規模経営で長期契約により、現地生産を行う。そして、当該生産拠点から中国又は他のアジア各国市場に販路を拡大するよう提言する。

このような事業は、淡路島の専業農家の収益性を高め、海外市場を確保し、淡路島の技術で海外生産を拡大することで、海外での競争力維持を維持しつつ、農業経営に発展性を持たせ、併せて、若年の後継者人材を確保することを意味する。

なお、その際、対日逆輸入は行わず、中国・香港などの大都市中間層以上や日系進出企業の現地駐在員の市場などを安定的に確保することを基本とする。

このため、淡路島の農業技術や人材を、独自の技術や品種の漏洩を回避しつつ、アジアの特定国・地域における現地生産拠点に移転し、これらの農業生産拠点と相互補完的な機能分担を進める。具体的には、兵庫県と友好関係にある中国現地の農業研修施設（農業高校を含む）との提携関係を構築し、長期間（可能なら 30 年程度）の契約により現地農地を借り上げ、香港市場から中国大都市へ、さらに東南アジア市場へと、中国現地から付加価値の高い農産物を生産・提供していく。

このように、海外生産拠点を確立し、これを維持するにあたって、現地生産拠点で従業員の日本

語研修を実施し、淡路島の農協を経由して専業農家に農業研修生を受け入れ、最大3年（技能実習生の場合）滞在してもらい、現地農場における中核的なスタッフとして人材養成を行うべきである。その際、淡路島と現地生産拠点の協力を背景に、淡路島への安価な労働力の受入れとするのではなく、農業研修生に対して効果的な技術移転と現地生産拠点の効果的な運営を実現し、農業研修生受け入れの模範的なケースとなるように努力しなければならない。

提言2 医療・介護・福祉分野での外国人の地域ぐるみの受入れとサービス提供体制の強化

医療・介護・福祉サービスを、淡路島の将来の基幹産業の一つと位置づける。それは、島内の高齢者のみを対象とするのではなく、特に、大阪・神戸及び阪神間の都市部からの受け入れを念頭におき、将来は、海外からの患者や要介護者の受入れも視野に入れる。

島外からの医療・介護需要に対応し、新たな人材育成と最先端ノウハウの蓄積を進めるため、地域・自治体及びその住民のコンセンサスを得て、アジア諸国から、外国人看護師・介護福祉士又は介護・福祉分野における研修生又は技能実習生などを積極的に受け入れる。

具体的には、2008年に開始された経済連携協定（EPA）に基づくインドネシアからの看護師、介護福祉士候補生の受け入れや、2009年中に開始されるフィリピンからの看護師・介護福祉士候補生の受け入れなどについて、島外の医療・介護サービス需要に対応する部分に対応し、淡路島の医療・介護施設が率先して申請を行うべきである。

なお、施設での受け入れ後の外国人看護師・介護福祉士候補生の継続的な日本語学習を保障し、その就労・生活を支援するため「多文化マネジャー」を養成し、外国人の母語によるコミュニケーションを併用する。

こうした「多文化マネジャー」を中心に、自治体と住民が一体になって、外国人の看護師・介護福祉士を受け入れる多文化共生のための地域をつくりだしていく努力が求められる。看護師・介護福祉士を実際に受け入れる病院・介護施設の条件整備のための支援策も検討する。

外国人看護師や介護福祉士の受け入れにあたっては、自治体と地域住民は、受け入れる外国人の権利を真剣に守り、積極的に外国人住民とのコミュニケーションに努め、これらの人たちの自立と共生とを積極的に支援しなければならない。権利が守られないとか、差別されているとか、いじめられているという事態を傍観しない態度こそ不可欠である。

なお、淡路島以外の居住者で、親族が入院者や要介護者として淡路島に滞在している場合には、明石海峡大橋の通行について定期券を発行すべきである

提言3 関西の国際観光ルートに淡路島観光を統合

農漁業などの資源や産品との連携を図りつつ、淡路島の観光業界が、アジアからの観光客受け入れのための環境整備を計画的に推進するよう支援する。特に、人口減少する日本においては、内需のみに依存した観光業の将来性は厳しく、国際観光なくして、淡路島の観光サービス業界の活性化はない。

そのためには、アジアとの連携強化によってこそ、淡路島が活性化するということを、住民自身が自覚して行動することが重要と考える。特に、中国、台湾、香港や韓国等近隣諸国からの団体及び家族旅行の誘致に焦点を当てるべきである。

こうした観光事業において、淡路島の食材を生かし、おいしいものが味わえるという淡路島のメリットを最大限に生かすために、農業分野との連携を強化すべきである。

同時に、国際ビジネス客や視察旅行などにより来日する外国人が、淡路島で宿泊することのメリットを高める必要がある。

そこで、明石海峡大橋を通行する外国人観光客用の車両について、ETC 利用を前提に定期券を導入し、1 日に複数回往復しても上限料金の範囲内で通行可能とし、例えば、1 回当たりの通行料金が現在の半分以下に設定する。こうして、京都・大阪・神戸の観光ルートに淡路島観光ルートが統合され、競争力ある価格で、淡路島観光を提供できるようになるだろう。

また、外国人観光客受け入れのための地元の施設の改善、表示の充実、スタッフの充実などの投資が必要になることから、これらを先行して実施できる大型旅館・ホテルからはじめ、次第に、中小旅館への受け入れ拡大を図るため、地元観光業界内部における組織的な取り組みを促す。特に、観光客の送出国出身の外国人レセプションистなどを採用し、外国人観光客の確保とサービスの差別化を進めていく必要がある。このため、大学の観光学科出身の外国人留学生の受け入れを進めるほか、同様の学科を履修した外国人の専門学校生の受け入れについても、必要な規制改革を求めていく。

提言 4 研究開発、生産拠点及び太陽光発電の先端地域として淡路島の育成

2008 年になって、大手電機メーカー同士の合併の動きが明らかになり、淡路島にある電池製造拠点が、今後とも拡充されるとの期待が高まっている。ただし、近年は、島内の生産規模は拡大せず、徳島県に工場が増設され、神戸市に研究施設が開設されるなど、立地競争面でハンディキャップを負っている。

むしろ、瀬戸内海は、典型的な地中海性気候で「晴れの日」が多く、太陽光発電の基地となる地域として優れている点をアピールする必要がある。淡路島の洲本市の日照日数は、日本国内でもトップクラスであり、淡路島を起点として、瀬戸内海全域にわたって、太陽光発電の世界的中心地となる潜在的可能性を持つといえよう。

瀬戸内海全域に、太陽光発電を展開し、淡路島に、その全体の制御やメンテナンス、さらには技術開発機能を与える設備・人材を集めることにより、淡路島を太陽光発電の基地として整備することができる。

また、太陽光発電の基地としての淡路島は、アジア全域に対する太陽光発電技術の発信地となり、外国人技術者や外国人研修生の受け入れが増加することが予想される。太陽光発電に伴う海外への技術移転、視察旅行、ビジネス、それに、観光旅行などを目的とする内外からの人の移動の活発化が、淡路島全体の活性化に寄与することは間違いない。

その際、工業立地や人材の移住・通勤の制約になる明石海峡大橋の通行料について、例えば、太陽光発電の関係者について、ETC 利用に限定して定期券を発行し、複数回通行しても料金を一定限度内に抑える。今後、一回当たりの通行料金を現在の半分以下とした場合でも、大橋の通行収入を増やせることが立証できれば、おもいきった改革が可能になるだろう。

以上の 4 分野の提言で大事なものは、それらは、相互に独立ではないことである。まず、非農業の雇用機会の確保は、農業における兼業農家の家族構成とその経済的安定を確保するうえで重要である。また、農耕、畜産及び園芸産品は、観光資源として活用する必要がある。それに、明石海峡大橋の通行料の問題は、これら全ての分野の実現可能性を左右する。なお、2009 年度から、経済対策の一環として 2 年度の間、日曜・祝日や夜間を中心に、高速道路通行料が片道 1000 円に大幅に引き下げられ

る。2年後のことは不透明であるが、この措置で、全国で5000億円以上の経費がかかると予想されており、単純に恒久化することは難しいであろう。しかし、本構想の関係者について、ETC利用による新たな定期券を発行しつつ、大橋の通行収入が確保できれば、税財源の導入を行わずに、円滑な大橋の利用が可能になるだろう。

以上の4分野の提言を、当面の淡路島活性化のためのパイオニア的事業として、その実現にむけて、兵庫県、地元自治体及び地元業界それに関係住民に「複合型の経済特区構想」を提案した。

この構想のポイントを整理すると、

- ① 農業面の研究開発体制の強化と国際展開の検討、
- ② 有機農業・園芸・畜産を土台とする国際的観光インフラ整備、
- ③ 食文化を基盤とする文化交流の促進、
- ④ 医療・介護サービスの立地促進と人材受入れに向けた準備

これらを単独で実施するのではなく、複合的に展開することが重要である。この構想を土台に、地元自治体や経済界並びに住民の方々の議論が深まることを希望する。

4 淡路島・アジア連携複合経済構造特区構想

欧米の金融リスクや資源価格高騰、環境問題の深刻化にかかわらず、アジア経済は、中国・インドを含む東アジア経済を牽引力として拡大を続ける潜在力を持つ。そのことを再確認したい。

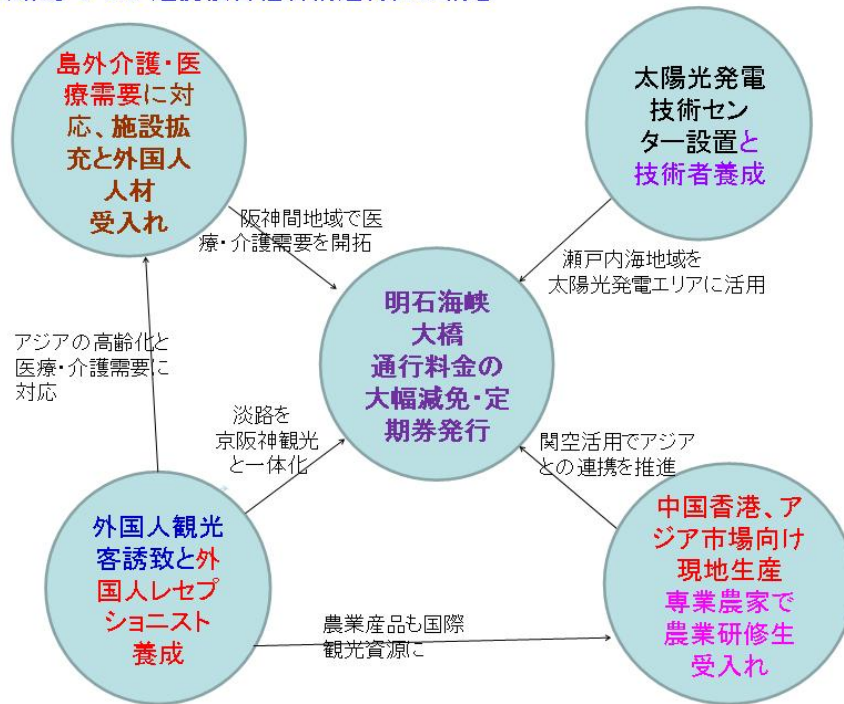
同時に、日本は東アジアの高度成長なしには、もはや自力では再生しえないことを認識し、当該地域で経済統合を積極化し、域内の各地域は、域内全体の市場を意識しながら、競争力ある産業集積（製造業のみならず、サービス業を含む）を形成する必要がある。そこで、「淡路島・アジア連携複合構造特区構想」から議論を進めてみたい。

兵庫県淡路地域のアジアとの連携を通じた経済・社会の活性化のため、単独の特区でなく、複数の構造特区をセットにその相乗効果の実現を狙って淡路島・アジア複合経済構造特区を構想する。

従来の経済構造特区は、特定地域において、単独の法規制の緩和を行うもので、地域における産業クラスターの形成を目的とすることができなかった。

また、規制の緩和のみが求められ、必要な規制の導入と規制の緩和をセットにして効果を高める特区は存在しなかった。

図 淡路島・アジア連携複合経済構造特区の構想



本構想においては、複数の構造特区を相互に関連付けながら、横断的及びセクター別に設定し、淡路地域のアジアとの連携を効果的に実現することを目指したい。

- (1) 淡路地域に設置する病院または介護施設が、淡路島以外の兵庫県及び大阪府に在住する患者または要介護老人の受入れを目的とする施設を整備した場合、アジア諸国との経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れについて
 - ①淡路島域内の労働需給に影響を与えないことを検証し、②受入施設の負担で、母語の話せる多文化マネジャーを配置し、③その権利を守るための分離講習を実施し、
 - ④受入れ施設の所在する市町自治体の主催で継続的な日本語及び一般講習を実施することを要件に、各施設あたり受入れ人数を通常の場合の2倍(4名)に緩和する。
- (2) 農業協同組合が、アジアの特定地域の農業団体と連携して、日本産の農産物を現地で生産してアジア地域(原則として日本市場を含めない)に販売する長期契約を結んだ場合、農業研修・実習生の受入れに関し、①受入れを専業農家に限定し、②農業協同組合の負担で母語の話せる多文化マネジャーを常時配置し、③その権利を守るための分離講習を実施し、研修・実習生の相談や受入れ農家との交渉を行うなどを要件に、各農家当たり人数を、現行特区と同等またはそれを上回る人数に緩和する。
- (3) 地域の観光協会が、国際観光事業者と提携し、アジア地域からの観光客の定期的な受け入れのための契約を締結した場合において、同観光協会に加盟するホテル・旅館ないしペンションは、①受入れ施設の負担で母語の話せる多文化マネジャーを配置し、②その権利を守るための分離講習を実施し、③受入れる施設の所在する市町などの主催で、継続的な日本語及び一般講習を実

施し、④JITCO認定の技能評価を受けることを要件に、アジアの言語を母語とするフロントマンないしレセプションистを、技能研修生として受け入れることができるものとする。

(4) 淡路島(及び近隣の瀬戸内海沿岸地域)に活動する事業者及び個人の施設又は自宅に太陽光発電設備を設置し、当該設備で発電された電力を、当該地域を所管する電力会社が購入する契約を締結し、このため、太陽光発電の普及とメンテナンスを行うための太陽光発電技術センターを淡路島に設置することとなった場合、①当該センターの負担で母語の話せる多文化マネジャーを配置し、②その権利を守るための分離講習を実施することを要件に、アジアから研修生を受け入れる場合、その人数を、通常の2倍まで認める。

(5) 上記1～4の特区に参加する団体関係者、事業者、被雇用者及び顧客に対して、特区が有効な期間について、明石海峡大橋の定期通行券を販売するものとし、その料金は、毎日、同大橋を通行する場合に支払う額に、利用する日数を乗じた額の半分とする。

構造特区については、最近、改革の必要性が指摘され、市町村より小さい単位に構造特区を設置できるようにする提案も出されている。しかし、構造特区の真の改革の方向は、地域の産業クラスターを形成できるような複合的な特区を可能にすることであって、地域の単位を細文化することではない。

複合型の構造特区の実現にむけて、淡路島関係者のみならず、兵庫県としても、国に対し、その必要性を強く主張していくことが望ましい。

少子高齢化とグローバル化の波のなかで、その現状を放置しておくことは、淡路島に明るい未来をもたらさない。淡路島が、子や孫の時代に、アジアとともに成長する希望と活力のある地域となるように、関係者による真剣な議論の高まりを期待している。

参考文献一覧

- Commission of the European Communities (2006) *The Handbook on Integration for policy-makers and practitioners*
- 外国人集住都市会議(2004)『豊田宣言』
- 外国人集住都市会議 (2006)『四日市宣言及び提言』
- 法務省入国管理局(2006)『平成 18 年度版 出入国管理』国立印刷局
- 法務省 (2007)「新たな在留管理制度に関する検討状況 (中間報告)」(第 5 次出入国管理政策懇談会 在留管理専門部会)
- 井口 泰 (2004)「デフレ下の雇用・労働市場 - 就業多様化の影響」都市問題研究会編『都市問題研究』56 巻第 5 号
- 井口 泰 (2007a)「外国人の統合政策及び社会保険加入のための基盤整備－EU 等の調査から－」国立社会保障人口問題研究所『季刊社会保障研究』Vol. 43, Autumn 2007, No.2, 131～148 ページ
- 井口 泰 (2007c)「EU の共通移民政策への道－シェンゲンランドの衝撃－」労働開発研究会『季刊労働法』23～40 ページ
- 井口 泰 (2007d)「新しい在留管理システムに関する提案 - 外国人住民基本台帳制度に関する構想 -」(2007 年 10 月 10 日、「規制改革会議」海外人材タスクフォース提出論文)
- 井口 泰 (2008)「活力維持へ長期的視点で移民政策を」『週刊エコノミスト』2008 年 1 月 15 日号・31～33 ページ
- Iguchi Y (2007a) “Labour shortage and policy responses in Japan -Challenges for labour market policy and migration policy-” Paper presented at Singapore Management University, on May 16, 2008
- Iguchi Y (2007b) “Industrial agglomeration, fragmentation and changes in strategies of Japanese multinationals in East Asia” Paper presented at People’s University of China, on September 17, 2008
- Kerr A. (2001) *Dogs and Demons, Tales of the dark side of Japan*, Penguin UK
- 国際研修協力機構(JITCO) (2007)『2007 年版外国人研修・技能実習事業実施報告 JITCO 白書』
- 小島祥美・中村安秀・横尾明親 (2004)「共に育むふれあい交流都市をめざして－岐阜県可児市の歩み」外国人の子ども教育環境に関する実態調査報告書 (岐阜県可児市)
- 内閣府(2005)『規制改革・民間開放推進会議第 2 次答申』(2005 年 12 月 21 日)
- 内閣府 (2006)『規制改革・民間開放推進会議第 3 次答申』(2006 年 12 月 27 日)
- 内閣府 (2007)『規制改革に関する第 2 次答申』(2007 年 12 月 25 日)
- 内閣官房 (2007a)『規制改革に関する 3 ヶ年計画』(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)
- 内閣官房 (2007b)「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について 2007 年 7 月 3 日犯罪対策閣僚会議への報告」
- 総務省 (2006)『多文化共生に関する研究会報告書』(2006 年 3 月)